

第2期湯河原町地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

湯河原町

はじめに

本町では、少子高齢化と人口減少が急速に進行しており、地域福祉を取り巻く課題は複雑・多様化しています。

こうした中、様々な課題を抱えながらも、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民の皆様や区会、ボランティア団体、NPO法人、事業者、行政などの多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、本町においても地域と行政が協力し、地域における支え合い・助け合いを加速させる必要があります。

平成29年3月に策定した「湯河原町地域福祉計画」では、「健康をよろこび、思いやりに満ちた明るく住みよいまちを目指して」を基本理念として、地域のつながりの活性化や、地域福祉の担い手の養成、関係団体との連携強化などに重点を置き、誰もが住みやすいまちを目指し、施策を推進してまいりました。

今後更に複雑・多様化していく地域福祉を取り巻く課題に対応するため、また、地域福祉に関する取り組みを一層推進するため、この度、「第2期湯河原町地域福祉計画」を策定しました。この計画のもと、住民の皆様をはじめとした、地域福祉に関わる皆様のご理解、ご協力をいただきながら、計画の基本理念である「ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり」を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただきました「湯河原町地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係機関・団体及び住民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和4年3月

湯河原町長 **富田 幸宏**

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画策定の方法	3
第2章	湯河原町の現状	4
1	統計データに見る現状	4
2	アンケート調査結果に見る現状	11
第3章	計画の基本的な考え方	18
1	基本理念	18
2	基本目標	19
3	施策の体系	20
第4章	推進施策	21
1	ともに支え合うまちづくり	21
2	安心して生活できるまちづくり	24
3	生活環境が充実したまちづくり	26
第5章	計画の推進にあたって	28
1	計画の推進体制	28
2	計画の点検・評価	28
3	災害時・緊急時の対応	28
資料編		29
1	アンケート調査結果	29
2	第1期湯河原町地域福祉計画 施策検証シート	83
3	策定経過	87
4	湯河原町地域福祉計画策定委員会委員名簿	88
5	湯河原町地域福祉計画策定委員会設置要綱	89

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢化が進行する中で、高齢者世帯や単身世帯の増加、そしてライフスタイルの変化等による地域のつながりの希薄化等、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。本町においては、平成29年3月に湯河原町地域福祉計画を策定し、地域福祉に関する施策の展開を図ってきましたが、高齢者の孤独化、ひきこもり、生活困窮といった問題が複合的に絡み合うとともに、地域福祉に関するニーズは多様化・複雑化しているといえます。

国においては、国民だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や区会、ボランティア団体、NPO法人、事業者、行政などの多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を目指すこととしています。平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、①「住民に身近な圏域」において、「地域住民等（地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者）」が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を通じ、包括的な支援体制を整備することが市町村の新たな努力義務とされ、地域における支え合いの更なる展開を目指しています。

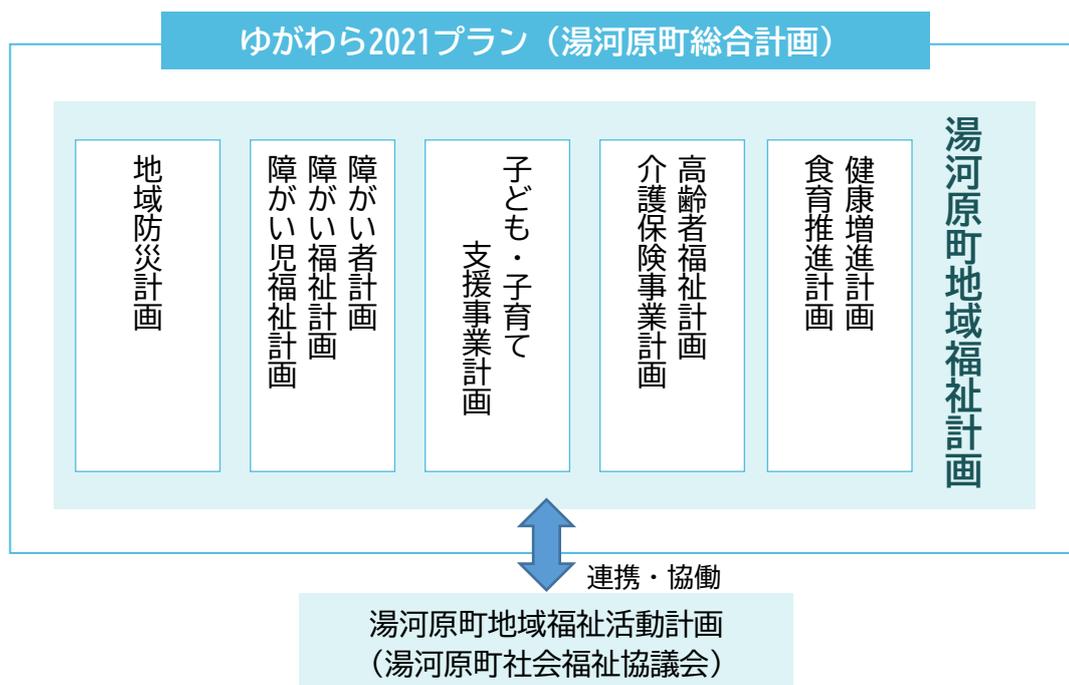
多様化・複雑化した地域福祉を取り巻く課題を解決していくためには、行政だけではなく、地域福祉推進の主体である地域住民や事業者等に参画してもらうことが必要です。

この度、地域福祉に関する課題を明らかにするとともに、多様化・複雑化する地域福祉ニーズに応えるために、第2期湯河原町地域福祉計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられ、本町における地域福祉の方向性の総合的な指針となるものです。また、本計画は、ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）を最上位計画とし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画・食育推進計画、地域防災計画などの個別・分野別計画の地域福祉の視点、福祉を推進する上での共通する理念・方針を定める福祉分野の総合的な計画です。

また、本計画は、地域福祉の推進に関して様々な事業実績や豊富な経験を持つ、湯河原町社会福祉協議会が策定する湯河原町地域福祉活動計画と連携していきます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度を初年度として、令和8年度までの5年間とします。

4 計画策定の方法

(1) アンケート調査の実施

第2期湯河原町地域福祉計画を策定するにあたり、住民ニーズや本町が抱える課題を明らかにするために、アンケート調査を実施しました。

調査対象	令和3年8月1日現在、住民基本台帳に記載されている18歳以上
調査方法	郵送配布、郵送回収
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和3年8月27日～令和3年9月14日
調査対象数	500件
有効回収数	209件
有効回収率	41.8%（有効回収数÷調査対象数×100）

(2) 計画策定委員会の開催

計画の策定にあたり、幅広い意見が反映されるよう、各種団体からの代表者や一般公募の委員により構成される「湯河原町地域福祉計画策定委員会」を開催し、検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で、幅広く住民より意見を募集し、計画への反映に努めるため、パブリックコメントを行いました。

実施期間	令和3年12月21日～令和4年1月19日
意見の提出方法	指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール
提出された件数	0件

第2章 湯河原町の現状

1 統計データに見る現状

(1) 人口・世帯

総人口は、平成29年と令和3年で比較すると1,200人以上減少していますが、一般世帯数は100世帯以上増加しています。

年齢3区分別人口で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

◎総人口と世帯数の推移

(単位：人)

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
総人口	25,607	25,323	25,050	24,637	24,362
男性	12,016	11,881	11,731	11,568	11,462
女性	13,591	13,442	13,319	13,069	12,900
一般世帯数（世帯）	12,715	12,795	12,846	12,776	12,864
一般世帯の平均人数	2.01	1.98	1.95	1.93	1.89

資料：住民課 各年4月1日現在

◎年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
年少人口（0～14歳）	2,248	2,107	2,004	1,915	1,802
割合（%）	8.8	8.3	8.0	7.8	7.4
生産年齢人口（15～64歳）	13,484	13,231	12,967	12,610	12,378
割合（%）	52.6	52.3	51.8	51.2	50.8
老年人口（65歳以上）	9,875	9,985	10,079	10,112	10,182
割合（%）	38.6	39.4	40.2	41.0	41.8
総人数	25,607	25,323	25,050	24,637	24,362

資料：住民課 各年4月1日現在

(2) 要支援・要介護認定者・障がい児者

要支援・要介護認定者数は、要支援1では減少傾向ですが、要支援2から要介護5までは増加傾向であり、高齢者人口に対する要支援・要介護認定者数の割合についても増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数は、平成29年と令和3年で比較すると、全ての障がい区分で増加傾向にあります。

◎要支援・要介護認定者数の推移

(単位：人)

区分	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年
要支援・要介護認定者	1,448	1,492	1,550	1,606	1,614
対高齢者人口(%)※	14.8	15.1	15.6	16.2	16.1
要支援1	202	176	186	153	163
要支援2	156	165	178	215	208
(小計)	358	341	364	368	371
要介護1	385	412	419	431	421
要介護2	250	277	269	309	320
要介護3	211	210	229	220	207
要介護4	165	176	159	170	193
要介護5	79	76	110	108	102
(小計)	1,090	1,151	1,186	1,238	1,243

※対高齢者人口(%)は第1号被保険者数に対する割合

資料：介護課 各年3月31日現在

◎障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年
身体障がい	1,117	1,096	1,095	1,062	1,127
知的障がい	189	188	183	191	215
精神障がい	159	154	175	193	198
合計	1,465	1,438	1,453	1,446	1,540

資料：社会福祉課 各年3月31日現在

(3) 子育て

ひとり親家庭は、令和元年度に増加に転じましたが、令和2年度では減少しています。女親は250世帯前後で推移する一方、男親は20世帯未満で推移しています。

出生数は、平成30年度に増加に転じましたが、令和元年度では減少しています。神奈川県の出生数も年々減少傾向にあります。

◎ひとり親家庭の状況

(単位：世帯)

区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
ひとり親家庭	264	264	257	273	227
うち女親	247	246	238	254	208
うち男親	17	18	19	19	19

資料：こども支援課 各年度8月1日現在

◎出生数・出生率の推移

(単位：人)

区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
出生数	102	74	95	89	
出生率 (人口千人対)	4.0	2.9	3.8	3.6	
神奈川県	出生数	70,649	68,133	66,564	63,035
	出生率 (人口千人対)	7.9	7.6	7.4	7.0

資料：保健センター（神奈川県は人口動態調査）

(4) 健康

死亡原因は、年によって大きな違いがありませんでした。

◎主要死因別死亡数・死亡率

(単位：人・%)

	平成30年（総数405）			令和元年（総数454）			令和2年（総数360）		
	原因	死亡数	死亡率	原因	死亡数	死亡率	原因	死亡数	死亡率
1	がん	96	23.7	がん	101	22.2	がん	65	18.1
2	肺炎・ 気管支炎	63	15.6	肺炎・ 気管支炎	82	18.1	肺炎・ 気管支炎	63	17.5
3	心疾患	61	15.1	心疾患	71	15.6	老衰	58	16.1
4	老衰	38	9.4	老衰	46	10.1	心疾患	40	11.1
5	脳血管障害	33	8.1	脳血管障害	22	4.8	脳血管障害	29	8.1

資料：保健センター



(5) 安全・安心

事故総件数は、令和元年と令和2年で比較すると13件減少しており、その中でも歩行者の事故は15件、高齢者の事故は14件減少しています。

窃盗事件発生件数は、非侵入盗が令和元年まで減少傾向にありましたが、令和2年では増加しています。

◎町内交通事故の発生件数

(単位：件)

区分		平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
事故総件数		82	74	82	80	67
歩行者の事故		29	25	15	33	18
子どもの 事故	幼児・園児	1	0	0	0	0
	小学生	2	5	3	1	1
	中学生	0	2	0	0	2
高齢者の事故		43	32	44	46	32
自転車の事故		3	3	4	5	5
二輪車の事故		21	18	24	18	23
無免許運転		0	1	0	0	0
酒気帯び事故		2	0	0	0	0
ひき逃げ事故		2	1	0	1	1

資料：小田原警察署 湯河原町統計要覧

◎町内窃盗事件手口別発生件数

(単位：件)

区分		平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	
窃盗事件手口	侵入盗	あき巣ねらい	5	4	2	2	1
		忍び込み	2	0	0	1	1
		居空き	0	0	0	1	2
		旅館荒らし	0	0	0	0	0
		金庫破り	0	2	0	0	0
		官公署荒らし	0	0	0	0	0
		学校荒らし	0	0	0	0	0
		病院荒らし	0	0	1	0	0
		事務所荒らし	0	0	3	1	0
		出店荒らし	1	2	2	0	0
		その他	1	2	4	0	2
		小計	9	10	12	5	6
	非侵入盗	詐欺盗	0	0	0	0	0
		部品盗	8	3	1	3	1
		自動車盗	0	0	1	0	0
		オートバイ盗	3	1	0	2	2
		自転車盗	7	2	4	3	4
		車上ねらい	5	2	3	2	3
		置引き	2	4	2	1	3
		客室ねらい	4	0	0	0	0
		ひったくり	0	0	0	0	0
		万引き	33	21	22	5	22
		自販機ねらい	0	1	1	0	2
その他	12	16	14	10	23		
小計	74	50	48	26	60		
合計	83	60	60	31	66		

資料：小田原警察署 湯河原町統計要覧

◎町内刑法犯罪種別発生件数

(単位：件)

区分		平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
凶悪犯	殺人	0	0	0	0	0
	強盗	1	0	0	0	0
	放火	0	0	0	0	0
	強制性交等	0	0	0	0	0
	小計	1	0	0	0	0
粗暴犯	暴行	2	4	5	1	2
	傷害	8	4	4	1	3
	脅迫	0	0	0	0	0
	恐喝	0	1	0	0	0
	小計	10	9	9	2	5
窃盗		83	60	60	31	66
知能犯	詐欺	2	6	4	8	5
	横領	0	0	0	0	0
	偽造	0	0	2	0	2
	とく職	0	0	0	0	0
	小計	2	6	6	8	7
風俗犯	とばく	0	0	0	0	0
	わいせつ	0	0	3	1	0
	小計	0	0	3	1	0
その他		32	16	9	11	7
合計		128	91	87	53	85

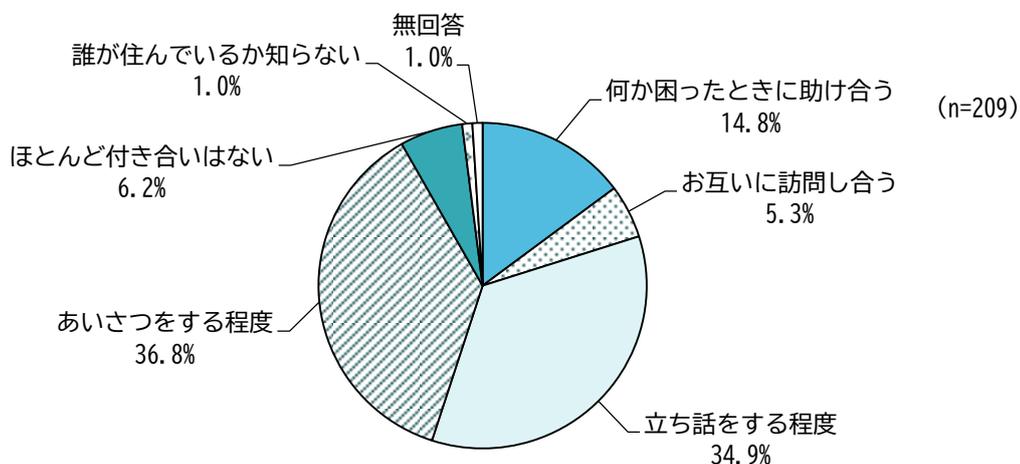
資料：小田原警察署 湯河原町統計要覧



2 アンケート調査結果に見る現状

(1) 隣近所とどの程度付き合いがあるか

問 あなたは、隣近所の方と、どの程度のお付き合いがありますか。(○は1つだけ)

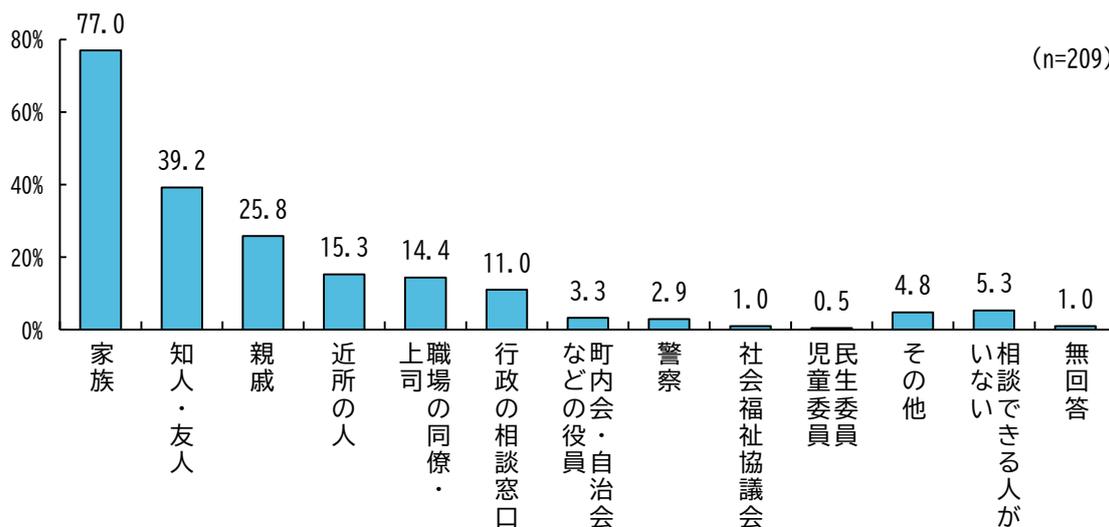


本町において、どの程度の地域共生社会が進んでいるか、その進捗を表しているグラフになります。

「あいさつをする程度」が36.8%と最も多く、次いで「立ち話をする程度」が34.9%、「何か困ったときに助け合う」が14.8%などとなっています。

(2) 暮らしの問題で困ったときの相談相手

問 あなたは、暮らしの問題で困ったときに誰に相談をしますか。(○はいくつでも)

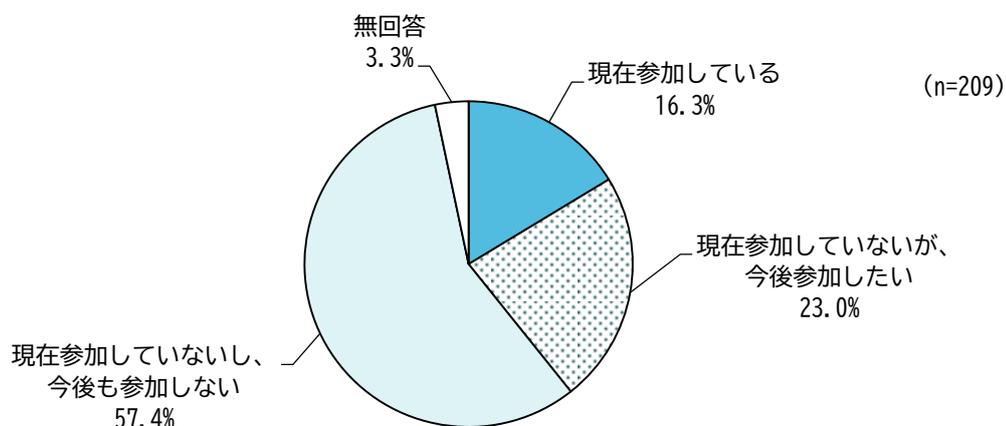


困ったときに誰に頼るかを表しているグラフになります。

「家族」が77.0%と最も多く、次いで「知人・友人」が39.2%、「親戚」が25.8%などとなっています。

(3) 地域活動・ボランティア活動への参加有無

問 あなたは、地域活動・ボランティア活動に参加していますか。(○は1つだけ)



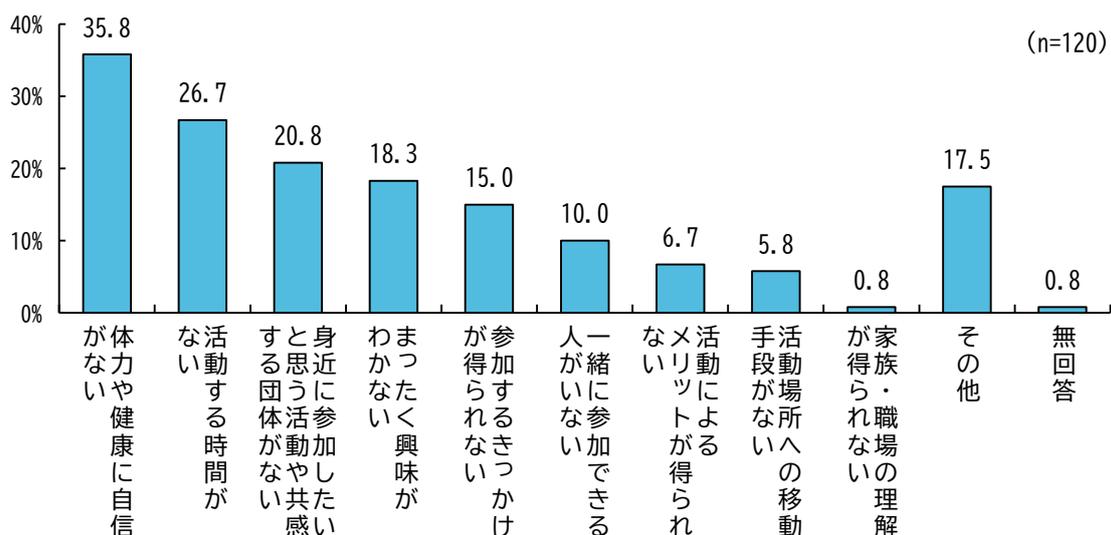
地域活動やボランティアの参加意向を表しているグラフになります。

「現在参加している」が16.3%、「現在参加していないが、今後参加したい」が23.0%、「現在参加していないし、今後も参加しない」が57.4%となっています。

(4) 参加するために支障となっていること

前問で「3 現在参加していないし、今後も参加しない」と答えた方

問 参加するために支障となっていることは何ですか。(○はいくつでも)

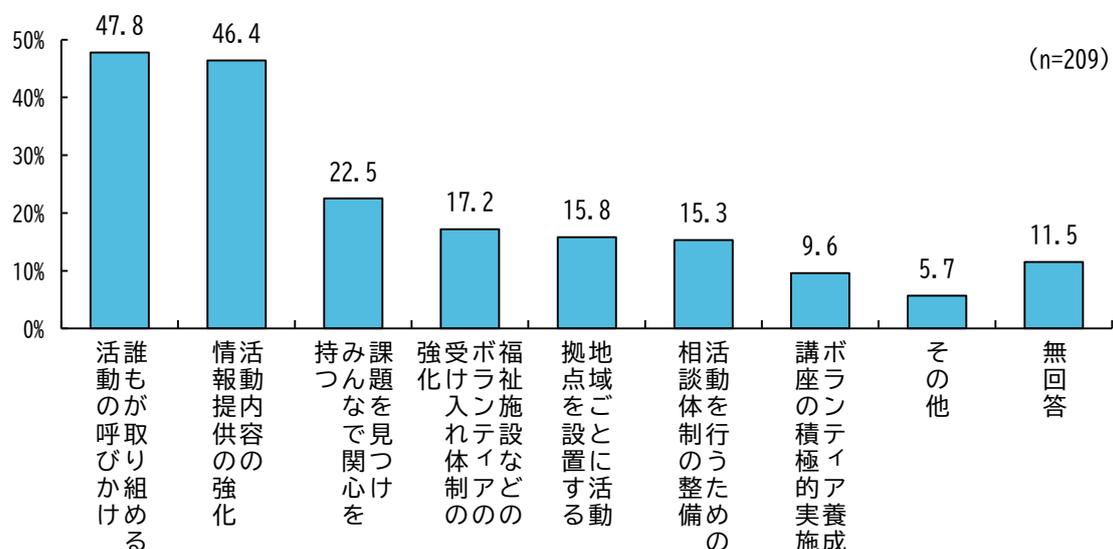


どのような理由で地域活動やボランティア活動に参加しないのかを表したグラフになります。

「体力や健康に自信がない」が35.8%と最も多く、次いで「活動する時間がない」が26.7%、「身近に参加したいと思う活動や共感する団体がない」が20.8%などとなっています。

(5) 地域活動やボランティア活動を活発にするために必要なこと

問 地域活動やボランティア活動を活発にするにはどのような事が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

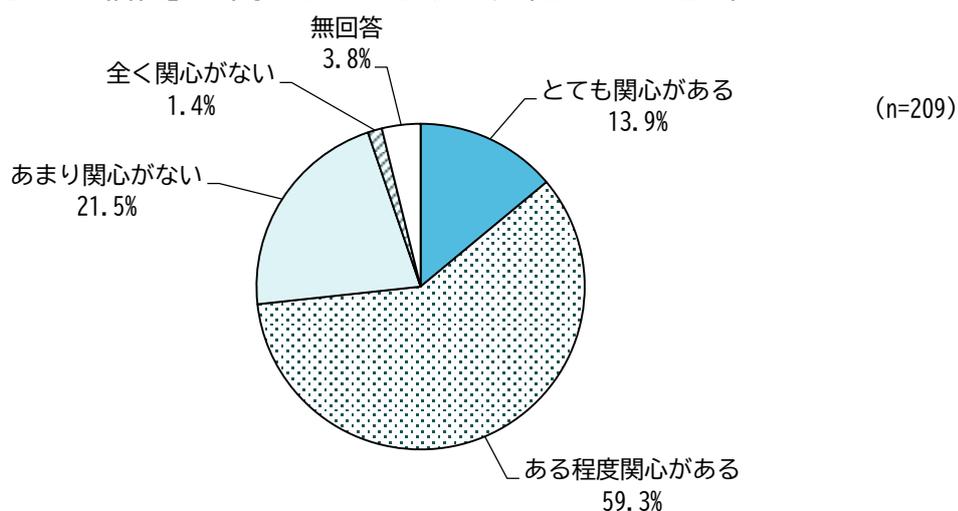


地域活動やボランティア活動を活発にするために必要なことを表したグラフになります。

「誰もが取り組める活動の呼びかけ」が47.8%と最も多く、次いで「活動内容の情報提供の強化」が46.4%、「課題を見つけみんなで関心を持つ」が22.5%などとなっています。

(6) 福祉への関心

問 あなたは、「福祉」に関心がありますか。(〇は1つだけ)

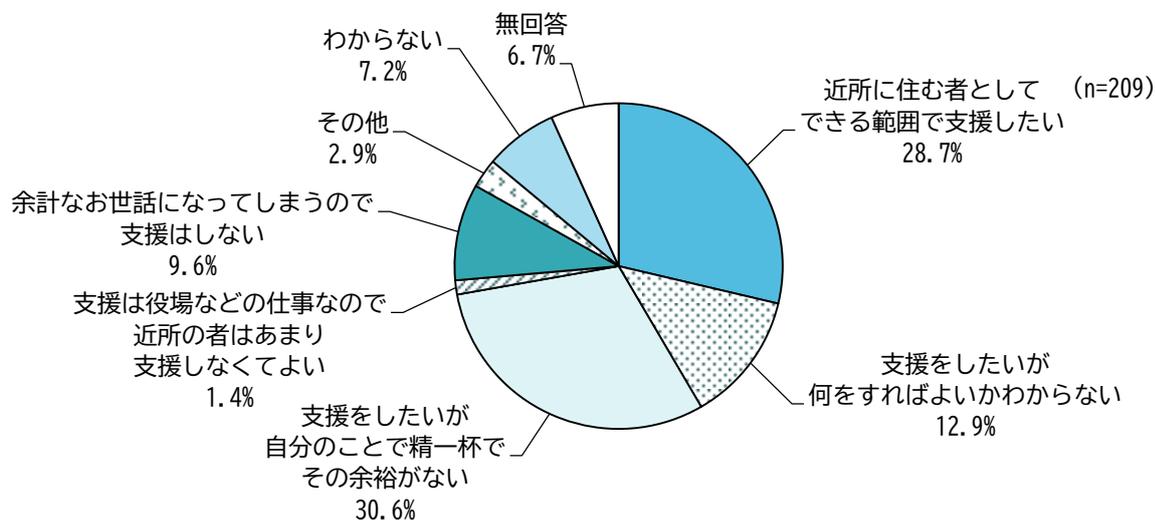


福祉への関心度を表すグラフになります。

「とても関心がある」が13.9%、「ある程度関心がある」が59.3%、「あまり関心がない」が21.5%、「全く関心がない」が1.4%となっています。

(7) 近所に住むひとり暮らしの高齢者等に対する支援についての考え

問 近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「ねたきりの高齢者や障がいのある方のいる家族」、「子育てをしている家族」などに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）について、あなたの考えに最も近いものをお選びください。（○は1つだけ）

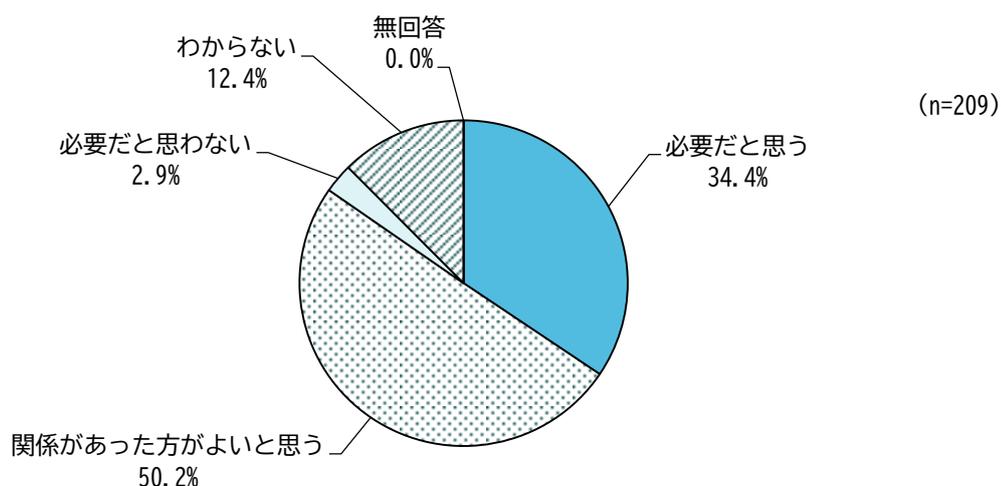


どこまで町民同士で支援ができるかを表したグラフになります。

「支援をしたいが自分のことで精一杯でその余裕がない」が30.6%と最も多く、次いで「近所に住む者としてできる範囲で支援したい」が28.7%、「支援をしたいが何をすればよいかわからない」が12.9%などとなっています。

(8) 生活課題に対し地域住民が支え合い助け合う関係性

問 あなたは、地域で生じている様々な生活課題（高齢者・障がいのある方の生活・子育てに関する問題など）に対し、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。（○は1つだけ）



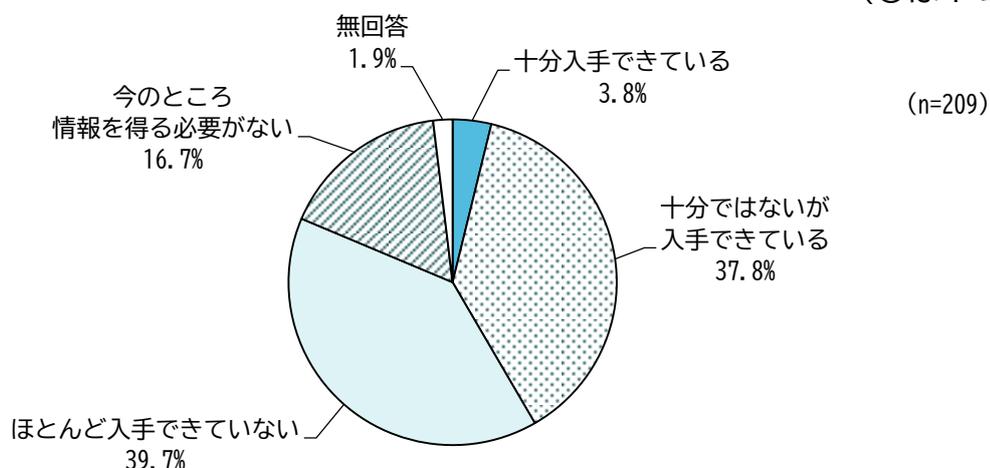
地域共生社会に関する町民意識を表したグラフになります。

「必要だと思う」が34.4%、「関係があった方がよいと思う」が50.2%、「必要だと思わない」が2.9%、「わからない」が12.4%となっています。

(9) 福祉サービスに関する情報の入手

問 あなたは、福祉サービスに関する情報を十分に入手できていますか。

(○は1つだけ)

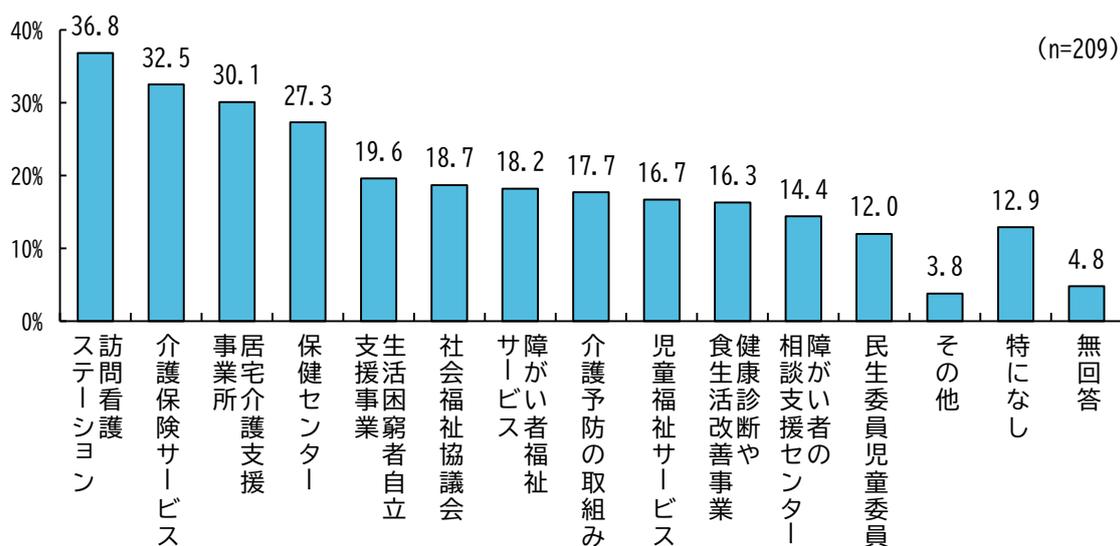


福祉サービスに関する情報の入手状況を表したグラフになります。

「十分入手できている」が3.8%、「十分ではないが入手できている」が37.8%、「ほとんど入手できていない」が39.7%、「今のところ情報を得る必要がない」が16.7%となっています。

(10) 充実させる必要がある町の組織・機関やサービス

問 地域の福祉を支えるために、特に充実する必要があると思われる町の組織・機関やサービスは何ですか。(○はいくつでも)

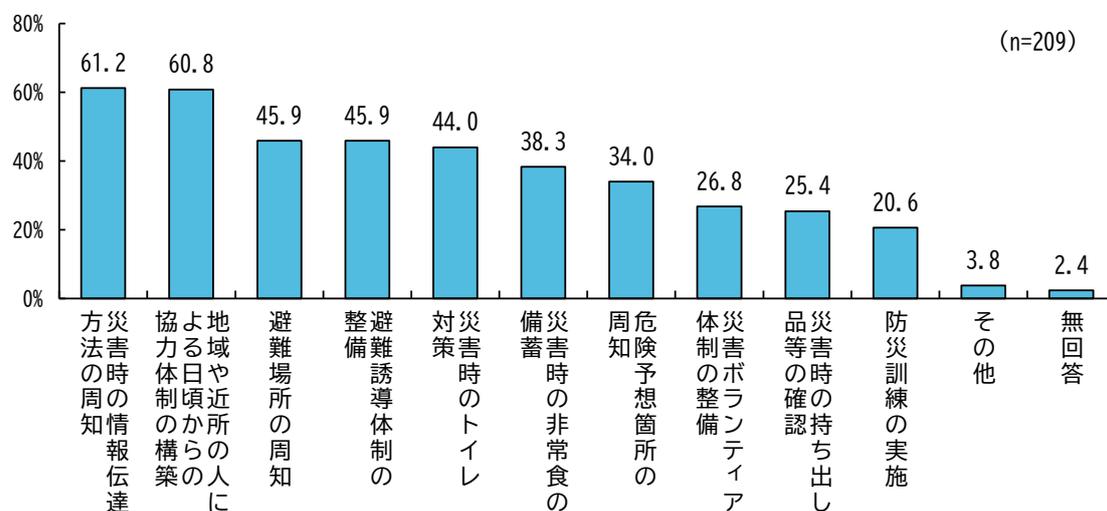


町の組織・機関やサービスに対するニーズを表したグラフになります。

「訪問看護ステーション」が36.8%と最も多く、次いで「介護保険サービス」が32.5%、「居宅介護支援事業所」が30.1%などとなっています。

(11) 災害発生時に被災者となる危険性が高い方に対し取り組むべき対策

問 高齢者、児童、障がいのある方は、一般的に災害発生時に被災者となる危険性が高いといわれています。その対策として、どのようなことに取り組むべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

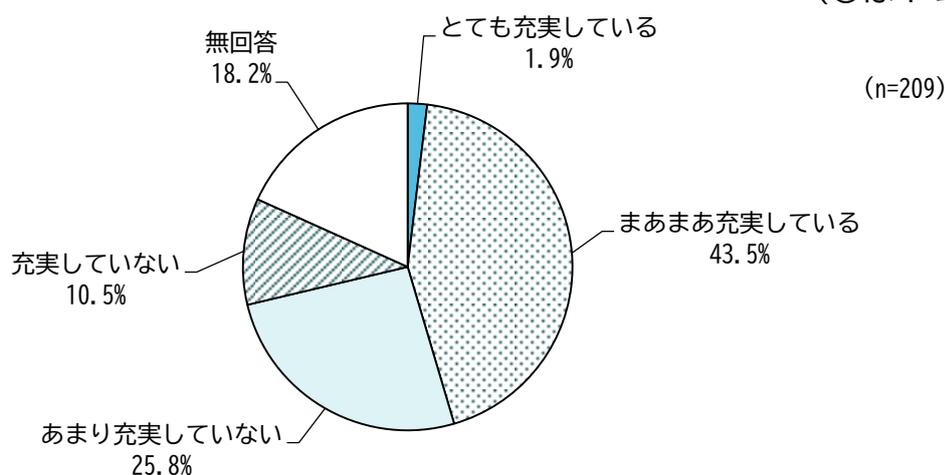


災害発生時に備えて取り組むべき対策を表したグラフになります。

「災害時の情報伝達方法の周知」が61.2%と最も多く、次いで「地域や近所の人による日頃からの協力体制の構築」が60.8%、「避難場所の周知」・「避難誘導体制の整備」が45.9%などとなっています。

(12) 保健福祉施策の充実

問 あなたは、湯河原町の保健福祉施策（サービス）が充実していると思いますか。(〇は1つだけ)



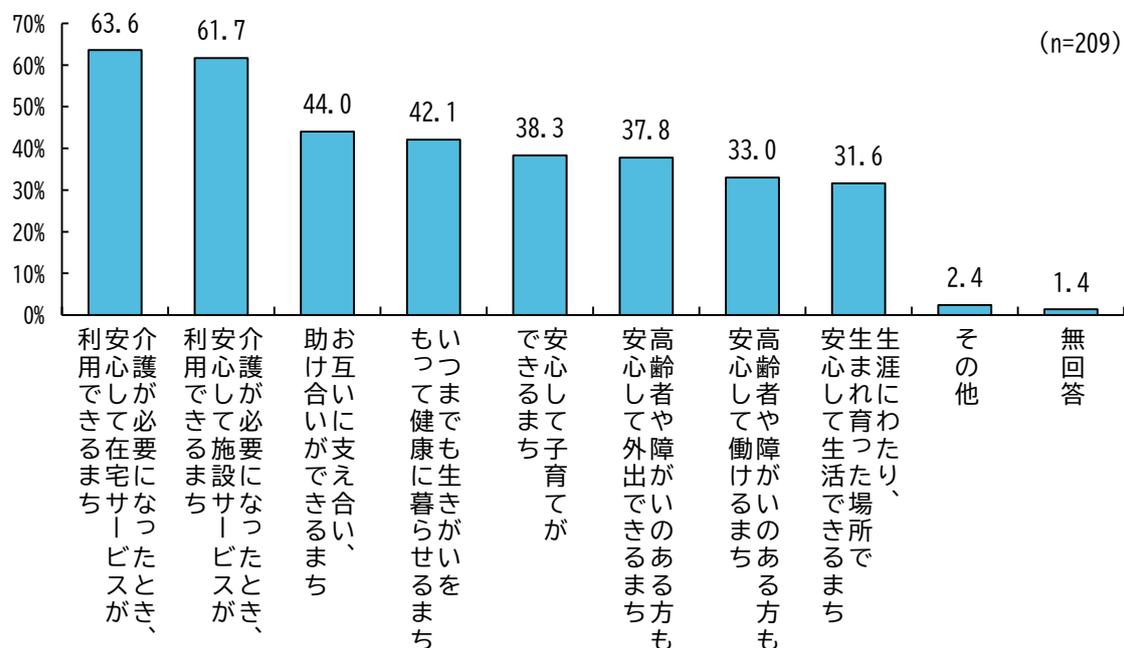
保健福祉施策に対する充実度を表したグラフになります。

「とても充実している」が1.9%、「まあまあ充実している」が43.5%、「あまり充実していない」が25.8%、「充実していない」が10.5%となっています。

(13) どんな福祉のまちにしたいか

問 あなたは、これからの湯河原町をどんな「福祉のまち」にしたいと思いますか。

(○はいくつでも)



町民の福祉に対するニーズを表したグラフになります。

「介護が必要になったとき、安心して在宅サービスが利用できるまち」が63.6%と最も多く、次いで「介護が必要になったとき、安心して施設サービスが利用できるまち」が61.7%、「お互いに支え合い、助け合いができるまち」が44.0%などとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町においては、住民自ら自立する「自助」、自助を地域で支える「共助」、自助を保障し、共助を活かす「公助」の3点がそれぞれの役割を担い、互いに連携・融合した地域づくりを実現するために、「ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり」を基本目標として地域福祉に関する施策を展開してきました。

国においては、だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や区会、ボランティア団体、NPO法人、事業者、行政などの多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現が求められていますが、「ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり」は国の考えと通じるものです。

以上のような考えから、本計画においては、以下を基本理念とします。

ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

2 基本目標

(1) ともに支え合うまちづくり

地域共生社会の実現のためには、地域の誰もが、「支え手」・「受け手」という関係を越えてともに支え合うことが必要です。地域福祉に関する意識を醸成するとともに、担い手の確保、地域におけるつながりを強化する施策を展開していきます。

(2) 安心して生活できるまちづくり

地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、福祉サービスの充実とともに、誰もが必要なサービスを受けられる環境を実現していくことが必要です。権利擁護や住民のニーズに合った福祉サービスを充実するとともに、相談支援体制を強化するだけでなく、必要な人に必要なサービスが行き届く体制を構築していきます。

(3) 生活環境が充実したまちづくり

安全・安心な生活環境は、緊急時の対応や犯罪の防止、そして安心して外出できる環境を整備することで実現していきます。防災対策の強化や犯罪の防止を推進するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりや移動サービスの充実を行います。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり	1. ともに支え合うまちづくり	(1) 地域福祉意識の醸成	①地域福祉に関する広報・啓発活動の充実 ②福祉教育の充実
		(2) 地域福祉を支える人材及び団体の支援	①地域におけるボランティア団体の育成・支援 ②区会活動の促進 ③福祉人材の育成 ④関係団体との連携の強化
		(3) 地域におけるつながりの強化	①地域における交流機会の充実 ②地域行事への参加促進 ③地域における見守り支援体制の充実
	2. 安心して生活できるまちづくり	(1) 福祉サービスの充実	①様々な福祉サービスの充実 ②権利擁護の推進 ③様々な課題を抱えた住民への支援
		(2) サービスを利用しやすい環境の充実	①情報発信の充実 ②包括的な支援体制の整備
	3. 生活環境が充実したまちづくり	(1) 安全・安心な環境の整備	①防災体制の充実 ②防犯活動の推進 ③再犯防止の取組
		(2) 暮らしやすい生活環境の充実	①ユニバーサルデザインの推進 ②移動サービスの充実

第4章 推進施策

1 ともに支え合うまちづくり

(1) 地域福祉意識の醸成

地域のつながりが希薄化する中、地域における福祉意識を醸成していくことが必要です。アンケート調査においては、福祉への関心について「あまり関心がない」と「全く関心がない」と答えた割合は合わせて22.9%で、全体の多くを占めてはいないものの、地域福祉の意識を高めていくことは必要不可欠です。地域福祉に関する広報・啓発活動の充実や福祉教育の充実を図ることで、地域福祉の意識を醸成していきます。

① 地域福祉に関する広報・啓発活動の充実

- ❖ 広報紙や町ホームページ、メールマガジン、またSNS等の様々な情報媒体を活用し、地域福祉に関する情報を発信していきます。
- ❖ ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もがわかりやすい情報発信を行います。
- ❖ 様々なイベント等において、地域福祉に関する情報を発信していきます。

② 福祉教育の充実

- ❖ 学校や社会福祉協議会と連携し、福祉に関する意識を高める福祉教育を実施するとともに、地域の福祉施設等での体験型の福祉教育を行います。
- ❖ 社会福祉協議会と連携し、誰もが参加できる地域における福祉講座等を行います。

(2) 地域福祉を支える人材及び団体の支援

地域福祉を支えていくためには、地域福祉を担う人材やボランティア団体等の協力が必要です。アンケート調査においては、地域活動・ボランティア活動への参加の有無で「現在参加していないし、今後も参加しない」が57.4%となっており、多くが参加したくないと答える傾向が読み取れます。地域におけるボランティア団体の育成・支援や区会活動の促進、福祉人材の育成、関係団体との連携の強化を行うことで、地域福祉を支える人材及び団体への支援を充実させます。

① 地域におけるボランティア団体の育成・支援

- ✧ 町内のボランティア団体の活動や町内の福祉活動について、広報紙やホームページ等の様々な媒体を活用し、発信することで、住民のボランティア団体への参加を促進します。
- ✧ 集まることができる場所の提供等、様々な支援等を通じて福祉ボランティアの活動や創設を支援していきます。

② 区会活動の促進

- ✧ 地域でともに支え合う「共助」を発揮させることができるように区会の活動を支援します。
- ✧ 地域福祉会館や公園の有効な利活用ができるよう、区会との連携を強化していくとともに、安全の確保や設備の充実等、運営・維持管理を行っていきます。

③ 福祉人材の育成

- ✧ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や地域における福祉活動について学ぶ機会を提供することで、地域福祉を担う人材の発掘及び育成を図ります。
- ✧ 生活支援コーディネーターと連携し、住民主体のサービスの創設や支援を行います。
- ✧ 町内の事業所の拡大や新規参入を働きかけ、近隣自治体の事業所とも連携することで、専門的な人材の確保に努めていきます。

④ 関係団体との連携の強化

- ✧ 本計画における基本目標の推進を図るため、社会福祉協議会との連携を強化し、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるサービスを提供していきます。
- ✧ 地域福祉を支える関係者や関係団体との連携を強化し、地域における困難事例や地域課題について把握し、解決に向けた取り組みを行います。
- ✧ 民生委員児童委員の活動が充実するよう支援するとともに、委員の資質向上のための各種研修の実施などに協力します。

(3) 地域におけるつながりの強化

地域でともに支え合う環境を充実させていくためには、地域におけるつながりを強化していくことが必要です。そのためには、地域住民が交流できる環境や地域で支え合うという意識を高めていくことが重要です。アンケート調査では、生活課題に対し地域住民が支え合い助け合う関係性が「必要だと思う」と答えた割合が34.4%、「関係があった方がよいと思う」と答えた割合が50.2%と多くなっており、地域における支え合い助け合いの意識が高い傾向にあることがわかります。地域における交流機会の充実、地域行事への参加促進、地域における見守り支援体制の充実を行うことで、地域におけるつながりを強化していきます。

① 地域における交流機会の充実

- ✧ 年齢や障がいの有無等にかかわらず、気軽に交流できるイベントを充実させます。
- ✧ 地域活動の拠点となる地域福祉会館等の公共施設において、誰もが気軽に集まり、交流できる環境を提供します。

② 地域行事への参加促進

- ✧ 地域における行事に関する情報について広報紙や町ホームページへの掲載、区会を通じた発信を行うことで、地域行事への参加を促進します。
- ✧ 区会の地域行事を支援します。

③ 地域における見守り支援体制の充実

- ✧ 普段からの声掛けや関わり合いの重要性を周知し、地域における見守り意識を高めていきます。
- ✧ 常に注意を要する高齢者世帯等に対して、緊急通報のための機器を貸与し、緊急時の連絡体制を確保します。
- ✧ ひとり暮らし高齢者などの名簿を整備するとともに、対象となる高齢者などに登録を促します。
- ✧ 民生委員児童委員や福祉ボランティア、サービス事業所、区会等と連携し、地域における見守りネットワークを構築します。

2 安心して生活できるまちづくり

(1) 福祉サービスの充実

地域で自分らしい生活を実現していくためには、福祉サービスが充実していることが必要不可欠です。また、近年のライフスタイルの変化や地域におけるつながりの希薄化等により、住民の福祉ニーズは多様化・複雑化しており、様々な福祉サービスを展開していくことが重要です。アンケート調査における保健福祉施策の充実では、「とても充実している」が1.9%、「まあまあ充実している」が43.5%となっており、更なる福祉サービスの充実が求められているといえます。様々な福祉サービスの充実や権利擁護の推進、様々な課題を抱えた住民への支援を進めていくことで福祉サービスを充実させます。

① 様々な福祉サービスの充実

- ✧ 住民が安心して生活できるよう、高齢者福祉、障がい者・障がい児福祉、児童福祉等の各種福祉施策の充実を図ります。
- ✧ 住民ニーズを把握することで、多様化・複雑化している福祉ニーズを把握します。
- ✧ 住民の自主的な活動による新たなサービスの創出を支援していきます。
- ✧ 庁内各課や関係機関、県と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

② 権利擁護の推進

- ✧ 成年後見制度の制度内容や相談窓口の周知を行うことで、成年後見制度の利用を促進していきます。
- ✧ 成年後見制度に関する講習を開催し、制度の理解を深めます。
- ✧ 差別や人権侵害防止に向けて、人権教育や啓発活動を行います。
- ✧ いじめ問題対策連絡協議会や学校サポート会議等を活用した各学校における課題等の把握やSNSを活用した相談窓口などの周知により、いじめや不登校など、子どもが抱える問題に寄り添い、解決に向けた取り組みを行います。

③ 様々な課題を抱えた住民への支援

- ✧ 社会福祉協議会や生活困窮者自立相談支援機関と連携し、住居確保が困難な人や生活困窮世帯への支援を充実させます。

(2) サービスを利用しやすい環境の充実

福祉サービスを充実させるだけでなく、必要な人に必要なサービスが提供される環境を充実させることが重要です。アンケート調査の福祉サービスに関する情報の入手では、「ほとんど入手できていない」が39.7%、「今のところ情報を得る必要がない」が16.7%となっています。また、近年、生活困窮やひきこもり、孤立死、ヤングケアラー等「制度の狭間」の問題が増加しており、問題を抱えた住民をいかに支援に結び付けるかも重要な課題となっています。情報発信の充実や包括的な支援体制の整備を推進することで、サービスを利用しやすい環境を充実させます。

① 情報発信の充実

- ✧ 広報紙や町ホームページ、SNS等の様々な情報媒体を活用し、相談窓口の周知を行うことで、問題を抱えている人のサービス利用につなげていきます。
- ✧ 保健・医療・福祉に関する関係機関と連携し、必要なサービスに関する情報がどこでも入手できる情報提供体制を整備します。

② 包括的な支援体制の整備

- ✧ 既存の相談窓口を強化するとともに、庁内の課を越えた連携を強化し、ワンストップの窓口対応が可能な包括的な相談支援体制の整備を目指します。
- ✧ 必要な支援が届いていない人を支援につなげるため、地域や関係機関との連携によるアウトリーチを行い、早期発見・早期支援を実現していきます。
- ✧ 多様化・複雑化する住民の課題に対応できるよう、保健師や栄養士、保育士などの専門相談員及び専門職の育成や配置を進めます。



3 生活環境が充実したまちづくり

(1) 安全・安心な環境の整備

近年の大規模な自然災害の発生等により、防災体制の重要性は高まっているといえます。アンケート調査における災害発生時に被災者となる危険性が高い方に対し取り組むべき対策では、「災害時の情報伝達方法の周知」が61.2%と最も多く、次いで「地域や近所の人による日頃からの協力体制の構築」が60.8%となっており、6割程度の方が、「地域や近所の人による日頃からの協力体制の構築」が重要と考えています。また、近年、振り込め詐欺等の犯罪が増加しており、安心して生活していくためには防犯対策も推進していくことが重要です。防災体制の充実、防犯活動の推進と再犯防止の取組を通じて、安全・安心な環境の整備を推進していきます。

① 防災体制の充実

- ◇ 避難行動要支援者名簿の更なる周知を行い、支援を必要とする対象者に対して名簿の登録を促します。
- ◇ 自主防災組織や民生委員児童委員、消防などと連携し、避難行動要支援者名簿の有効な活用について検討します。
- ◇ 災害時における避難情報の伝達方法及び共助について、防災訓練などを通じて周知していきます。

② 防犯活動の推進

- ◇ 防犯街頭啓発の実施やメールマガジンによる防犯情報の発信などを通じて、防犯意識を高めます。
- ◇ 防犯パトロールの実施や防犯カメラの設置を推進し、犯罪が発生しにくい環境を整備します。

③ 再犯防止の取組（再犯防止推進計画）

- ◇ 保護司などと連携しながら、犯罪や非行の予防や再犯防止に関する施策を充実させます。
- ◇ 保護司活動の支援及び保護司会との連携強化を通じて、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪、非行を予防する活動を支援します。
- ◇ 関係機関と連携し、非行の防止、立ち直り支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。
- ◇ 犯罪や非行の予防と犯罪や非行に陥った人たちの更生を支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解促進に取り組めます。

(2) 暮らしやすい生活環境の充実

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくために、ユニバーサルデザインの推進や移動サービスの充実を推進することで、生活環境の充実を図ります。

① ユニバーサルデザインの推進

- ✧ 道路や公園をはじめ、各種公共施設のユニバーサルデザイン化を図ります。
- ✧ 町内の民間施設に対してユニバーサルデザインの重要性を周知します。

② 移動サービスの充実

- ✧ コミュニティバスや予約型乗合い交通「ゆたぼん号」などのほか、外出支援サービスについての周知を行うことで利用促進を図ります。
- ✧ 住民のニーズに合わせた新たな外出支援サービスを検討していきます。



第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、社会福祉協議会と連携するとともに、国や県、関係機関等だけではなく、区会、民生委員児童委員、サービス事業者等とも連携を図り、様々な主体が地域福祉に参画できる環境を整えながら計画を推進していきます。

2 計画の点検・評価

計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。また、庁内において計画に基づく取り組みの実施状況を検証し、計画の推進状況を把握していきます。

3 災害時・緊急時の対応

災害や感染症の流行等、災害時や緊急時においては、町が出す方針に従って計画の推進を図ります。

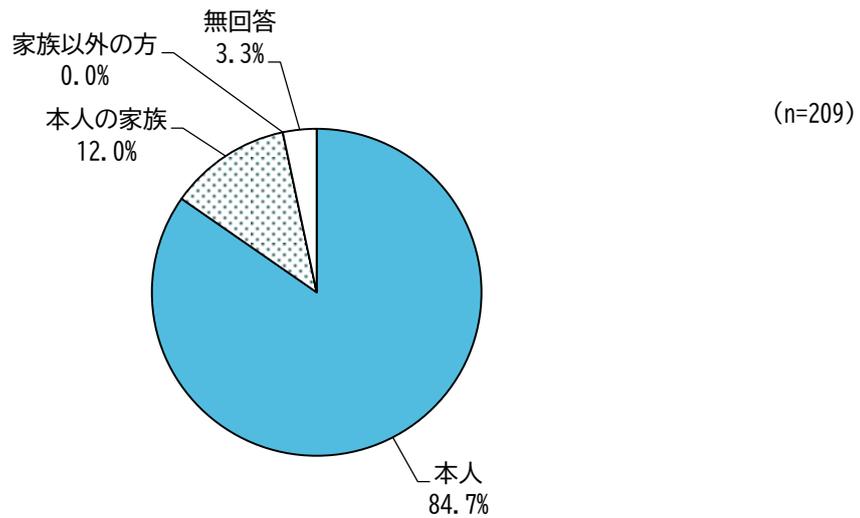
資料編

1 アンケート調査結果

1 アンケートの記入者

1 記入者

問1 記入していただくのはどなたですか。(○は1つだけ)

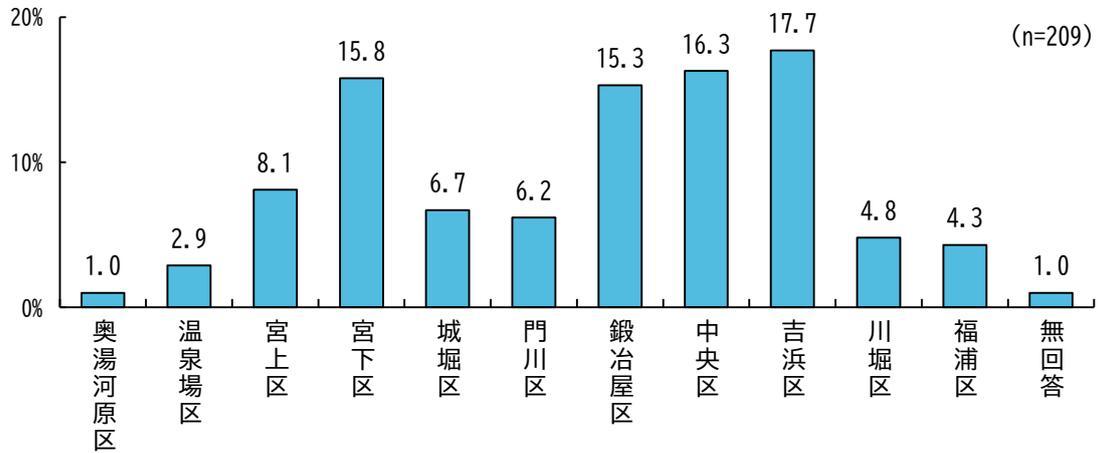


記入者では、「本人」が84.7%、「本人の家族」が12.0%、「家族以外の方」が0.0%となっています。

2 あなた自身のことについて

1 居住地区

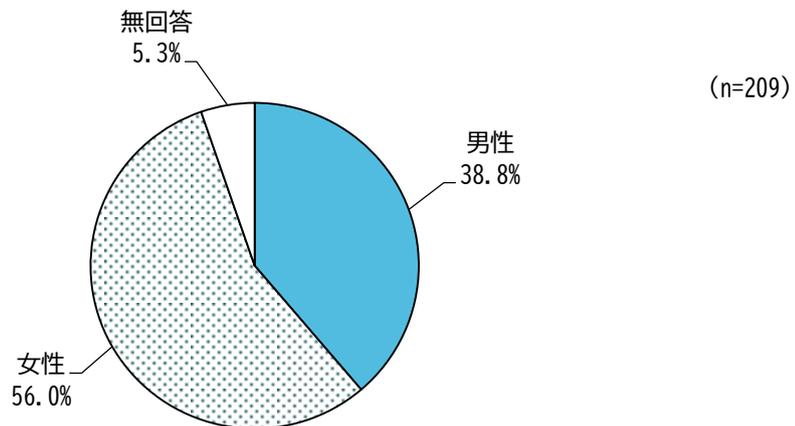
問2 あなたのお住まいの地区はどちらですか。(○は1つだけ)



居住地区では、「吉浜区」が17.7%と最も多く、次いで「中央区」が16.3%、「宮下区」が15.8%などとなっています。

2 性別

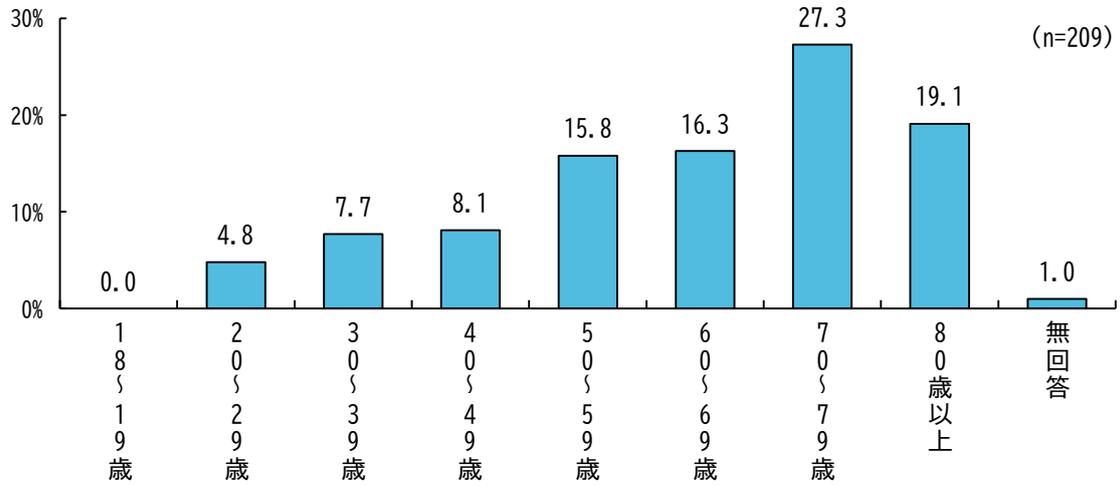
問3 あなたの性別を教えてください。(○は1つだけ)



性別では、「男性」が38.8%、「女性」が56.0%となっています。

3 年齢

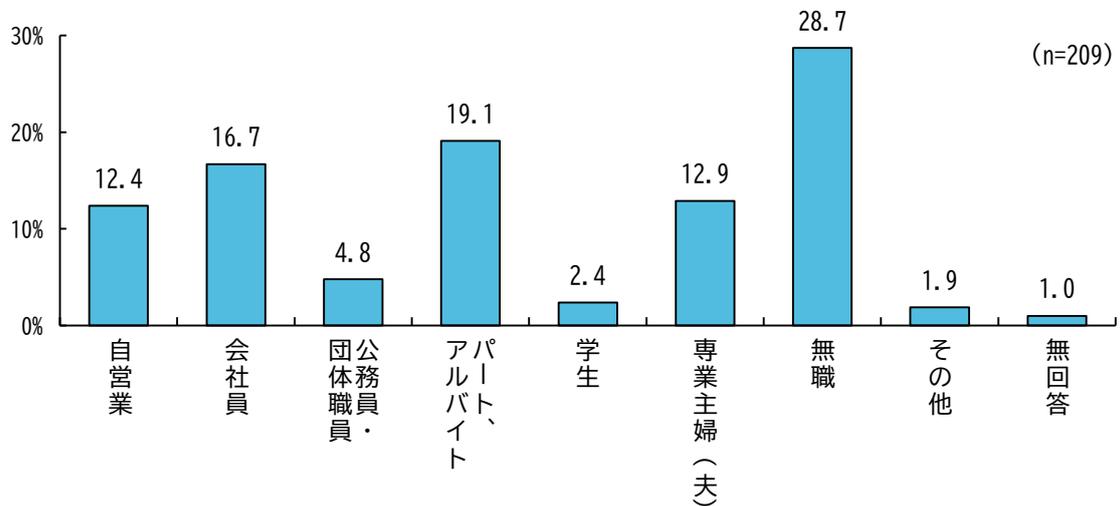
問4 あなたの年齢はおいくつですか。(令和3年8月1日現在) (○は1つだけ)



年齢では、「70～79歳」が27.3%と最も多く、次いで「80歳以上」が19.1%、「60～69歳」が16.3%などとなっています。

4 職業

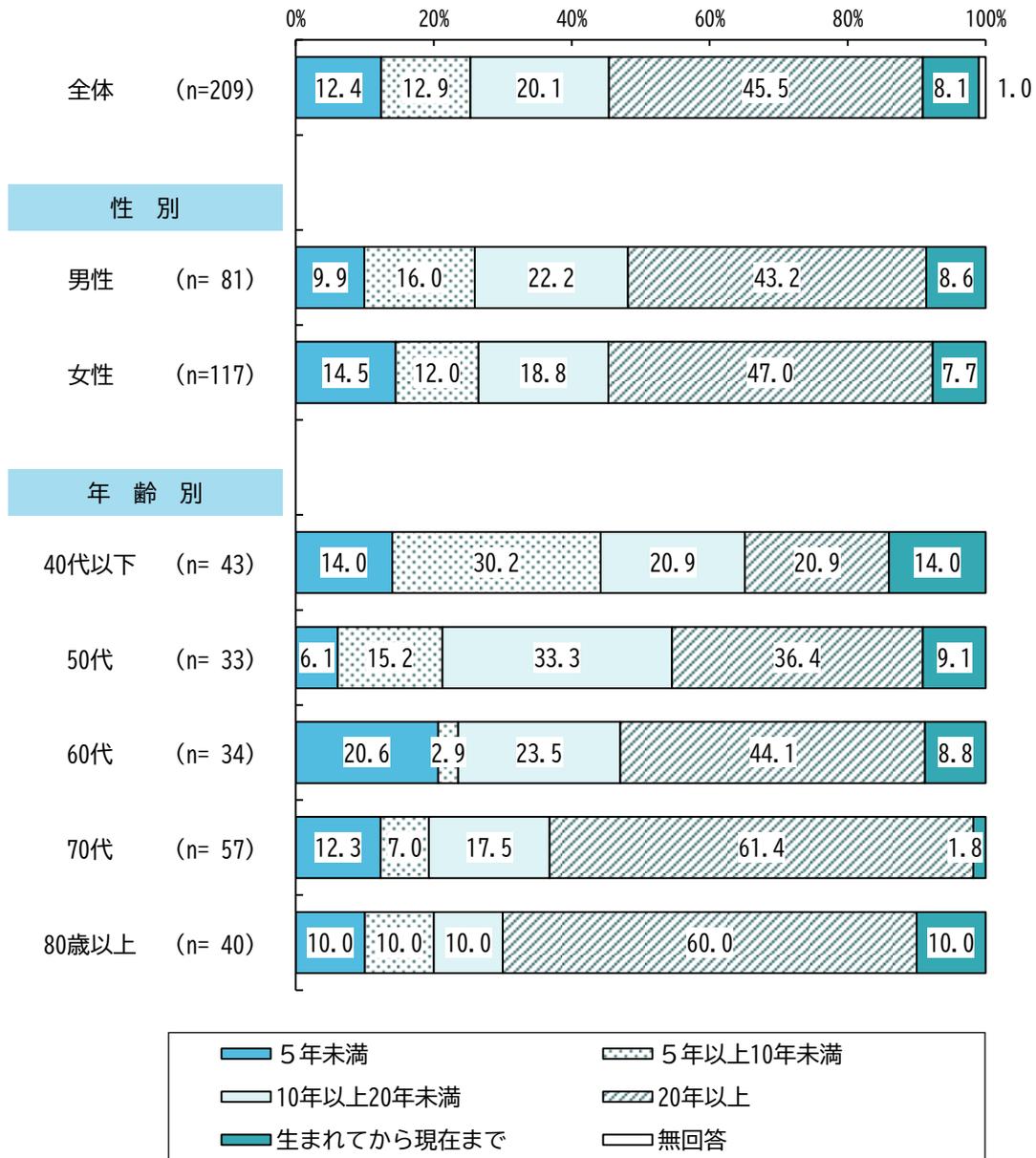
問5 あなたのご職業は何ですか。(主なものに1つだけ○)



職業では、「無職」が28.7%と最も多く、次いで「パート、アルバイト」が19.1%、「会社員」が16.7%などとなっています。

5 居住年数

問6 あなたは現在のところに通算、何年くらいお住まいですか。(○は1つだけ)

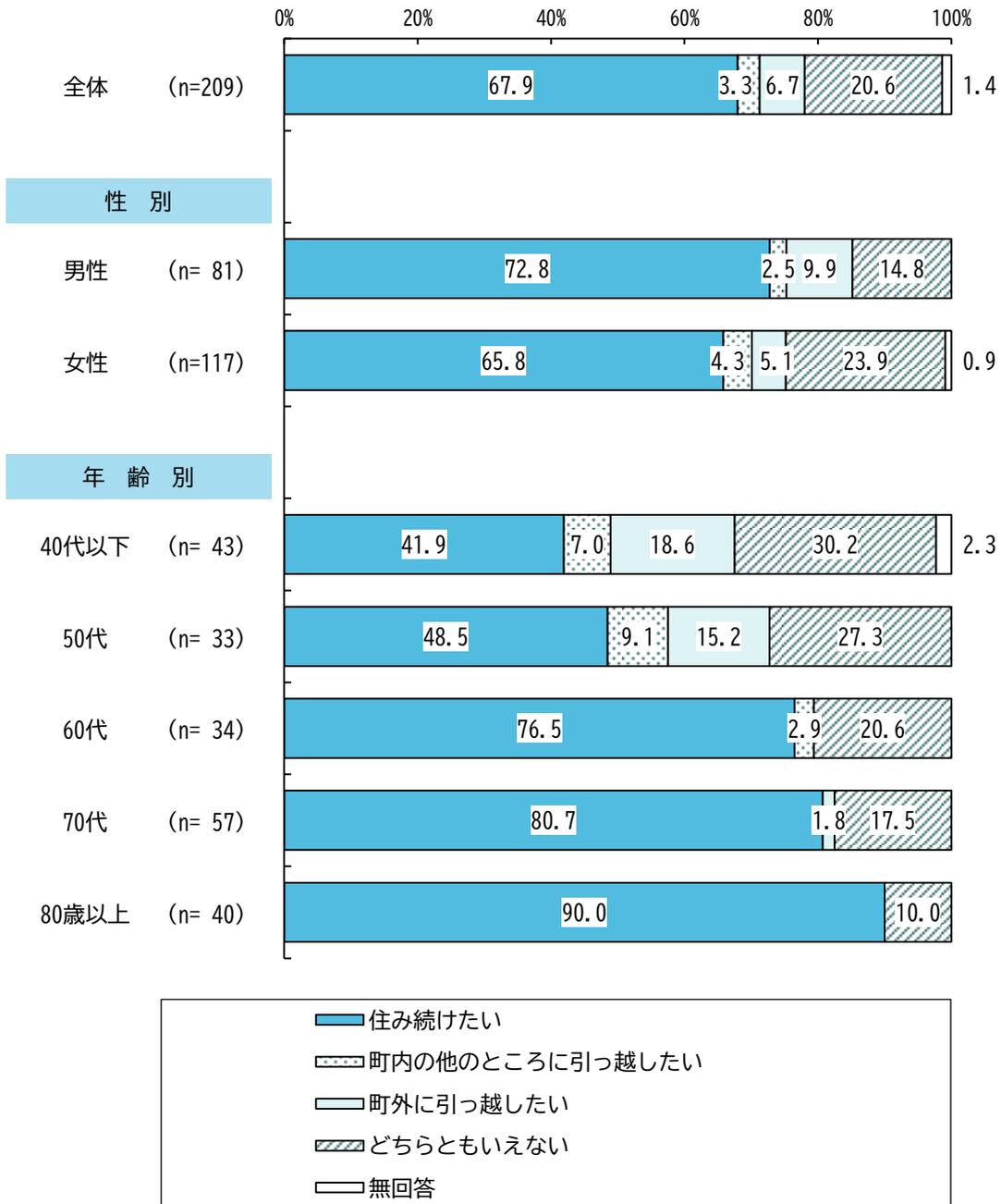


居住年数では、「20年以上」が45.5%と最も多く、次いで「10年以上20年未満」が20.1%、「5年以上10年未満」が12.9%などとなっています。

年齢別にみると、「40代以下」では「5年以上10年未満」が30.2%と最も多くなっています。

6 現在の地区における継続居住意向

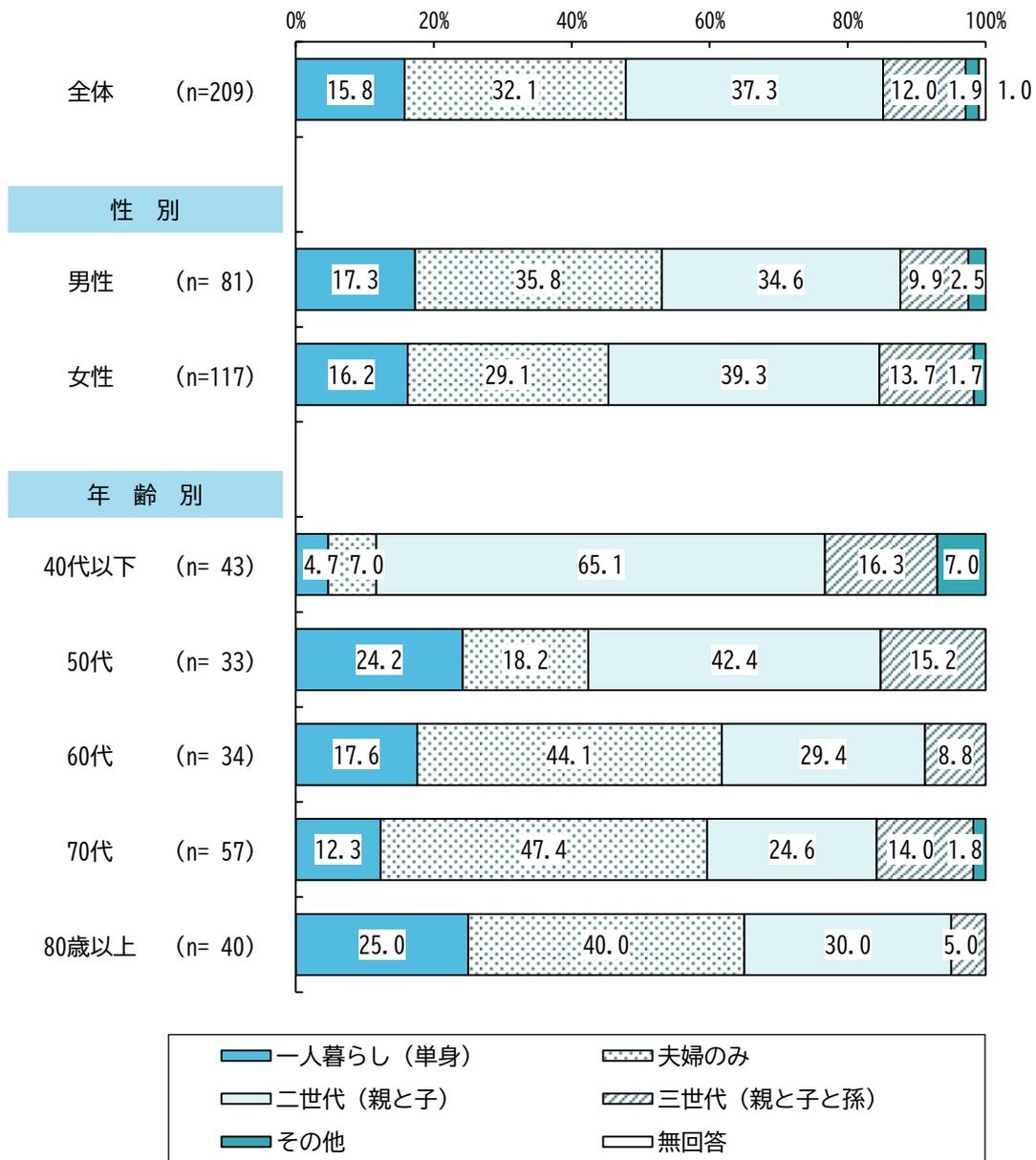
問7 今後も現在のところに住み続けたいと思いますか。(○は1つだけ)



現在の地区における継続居住意向では、「住み続けたい」が67.9%、「町内の他のところに引っ越したい」が3.3%、「町外に引っ越したい」が6.7%、「どちらともいえない」が20.6%となっています。

7 家族構成

問8 家族構成は次のうちどれですか。(○は1つだけ)



家族構成では、「二世帯 (親と子)」が37.3%と最も多く、次いで「夫婦のみ」が32.1%、「一人暮らし (単身)」が15.8%などとなっています。

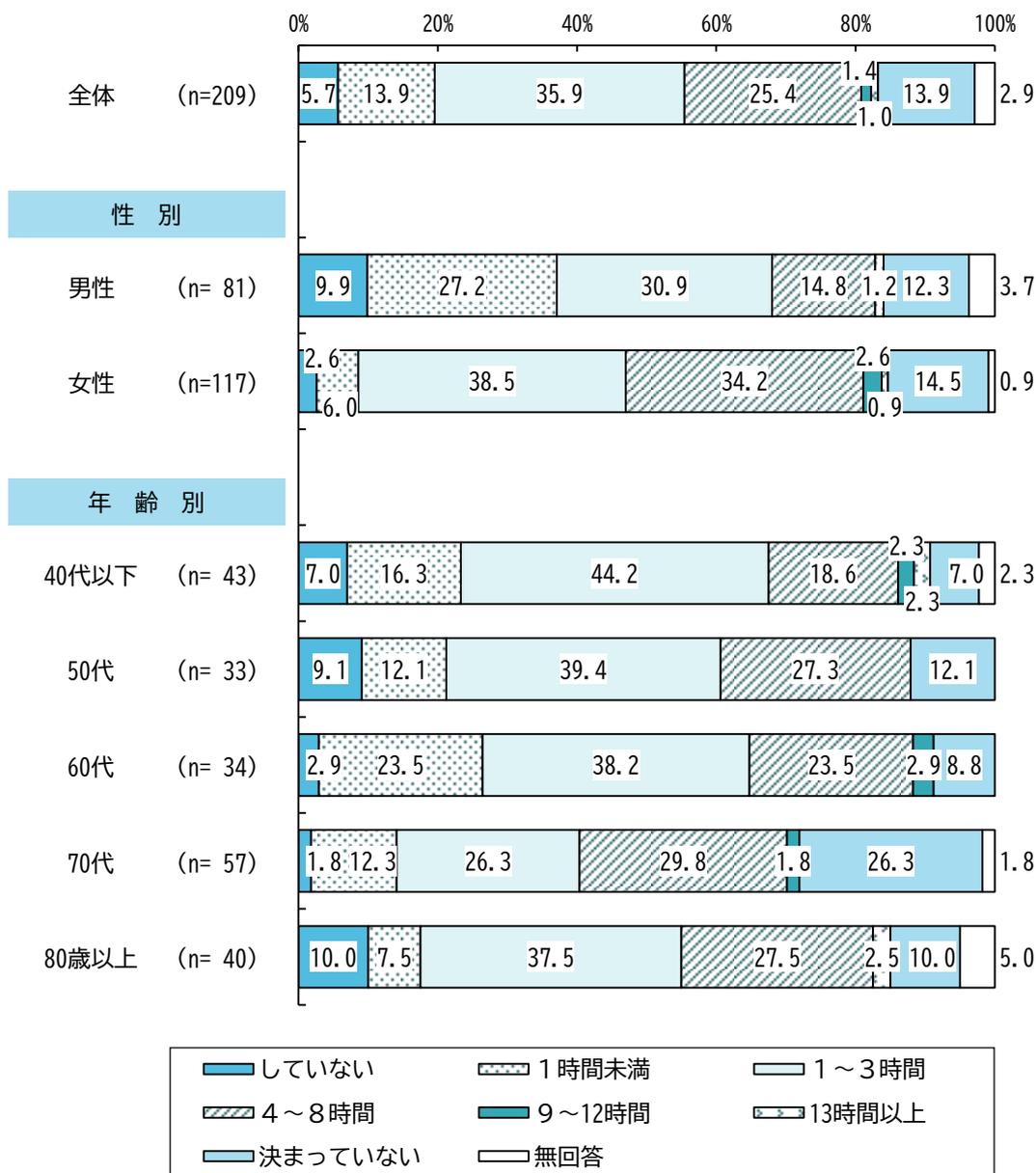
性別にみると、「男性」では「夫婦のみ」が35.8%と最も多くなっています。

年齢別にみると、「60代」、「70代」、「80歳以上」では「夫婦のみ」が最も多くなっています。

8 家事の1日あたりの平均時間

問9 あなたの家庭では、家事労働等の時間は1日あたり平均何時間位ですか。(○は1つだけ)

①家事時間



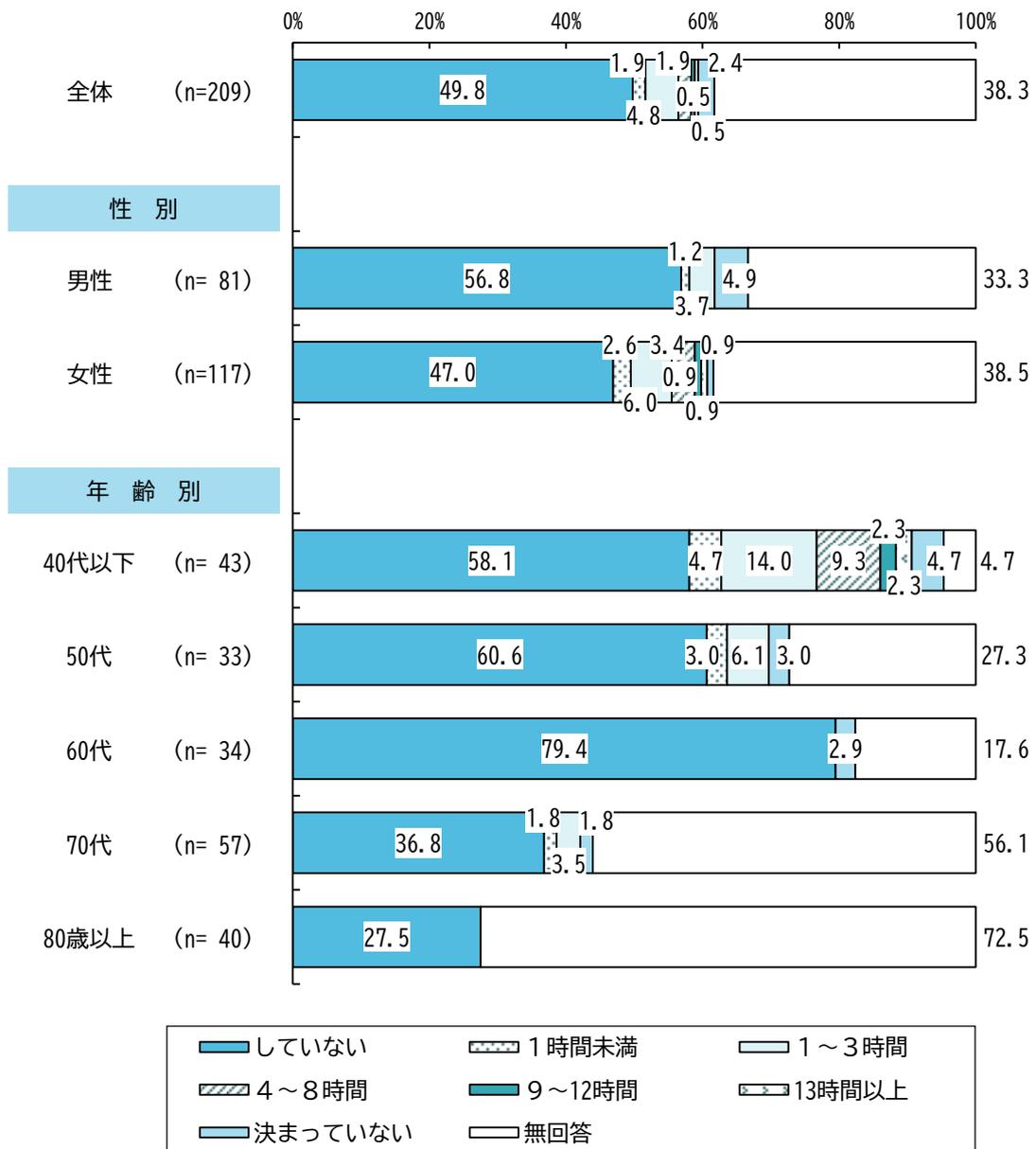
家事の1日あたりの平均時間では、「1~3時間」が35.9%と最も多く、次いで「4~8時間」が25.4%、「1時間未満」が13.9%などとなっています。

年齢別にみると、「70代」では「4~8時間」が29.8%と最も多くなっています。

9 育児の1日あたりの平均時間

問9 あなたの家庭では、家事労働等の時間は1日あたり平均何時間位ですか。(○は1つだけ)

②育児時間

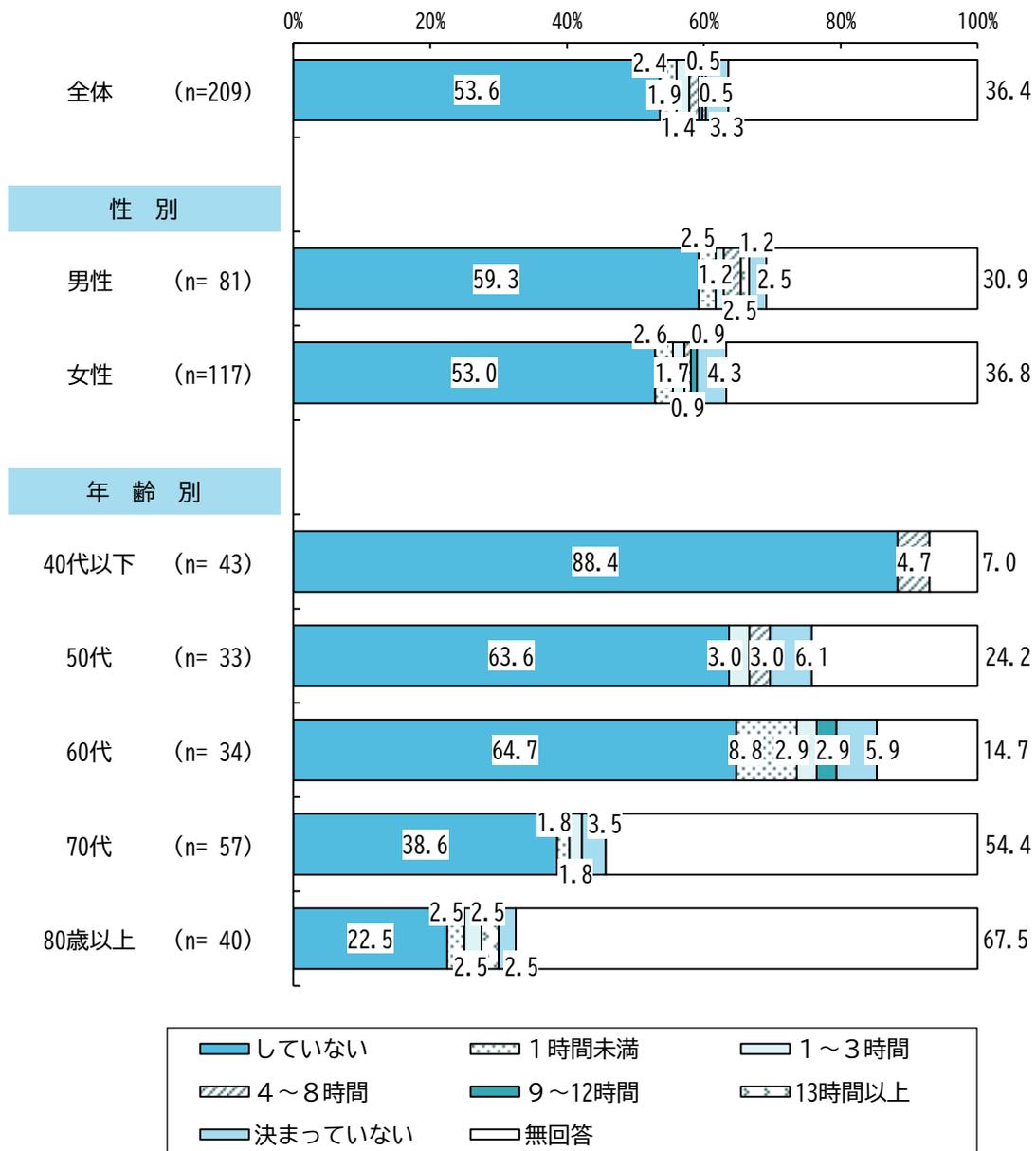


育児の1日あたりの平均時間では、「していない」が49.8%と最も多く、次いで「1~3時間」が4.8%、「決まっていない」が2.4%などとなっています。

10 介護の1日あたりの平均時間

問9 あなたの家庭では、家事労働等の時間は1日あたり平均何時間位ですか。(○は1つだけ)

③介護時間

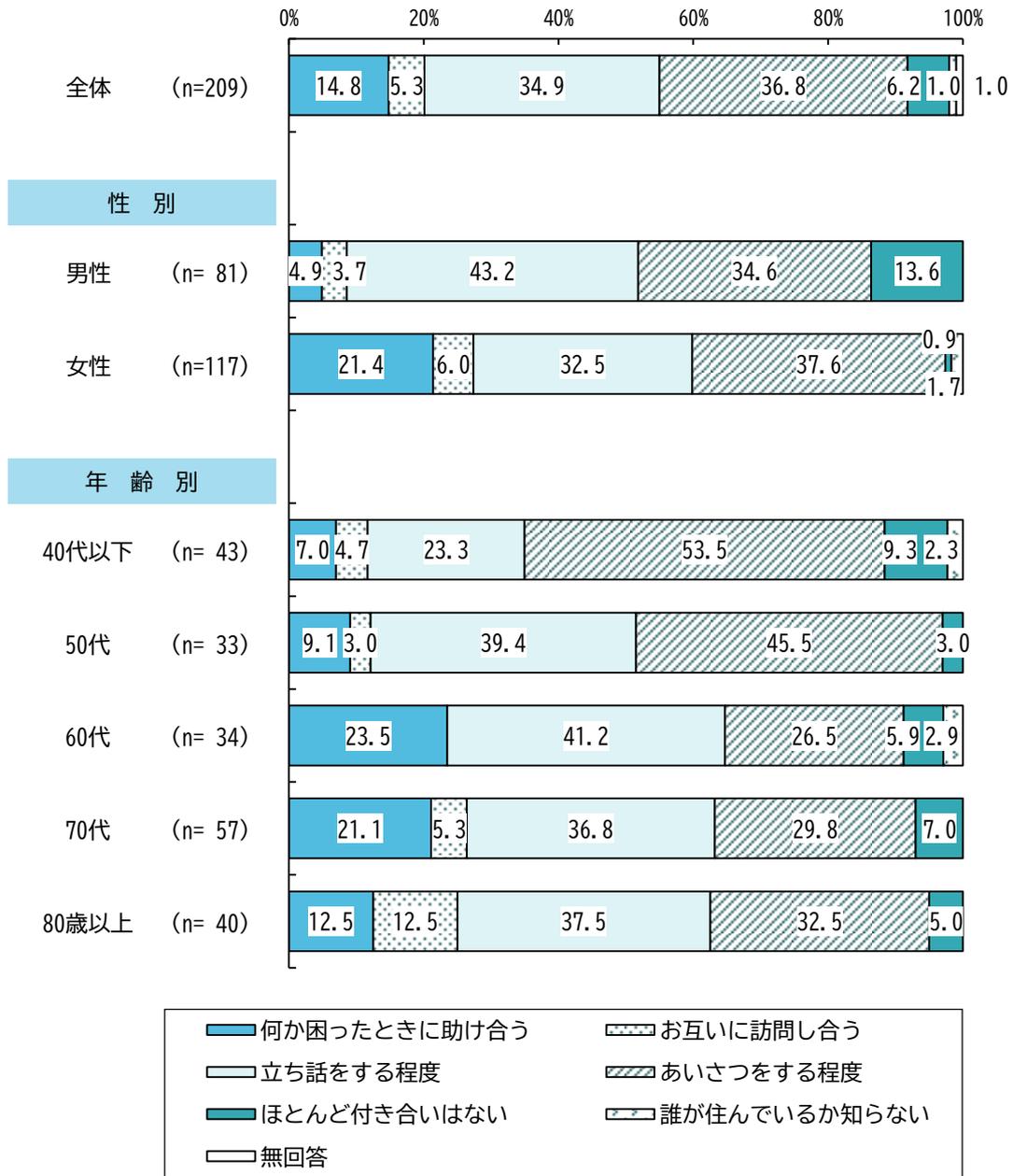


介護の1日あたりの平均時間では、「していない」が53.6%と最も多く、次いで「決まっていない」が3.3%、「1時間未満」が2.4%などとなっています。

3 地域との関わりについて

1 隣近所とどの程度付き合いがあるか

問10 あなたは、隣近所の方と、どの程度のお付き合いがありますか。(○は1つだけ)



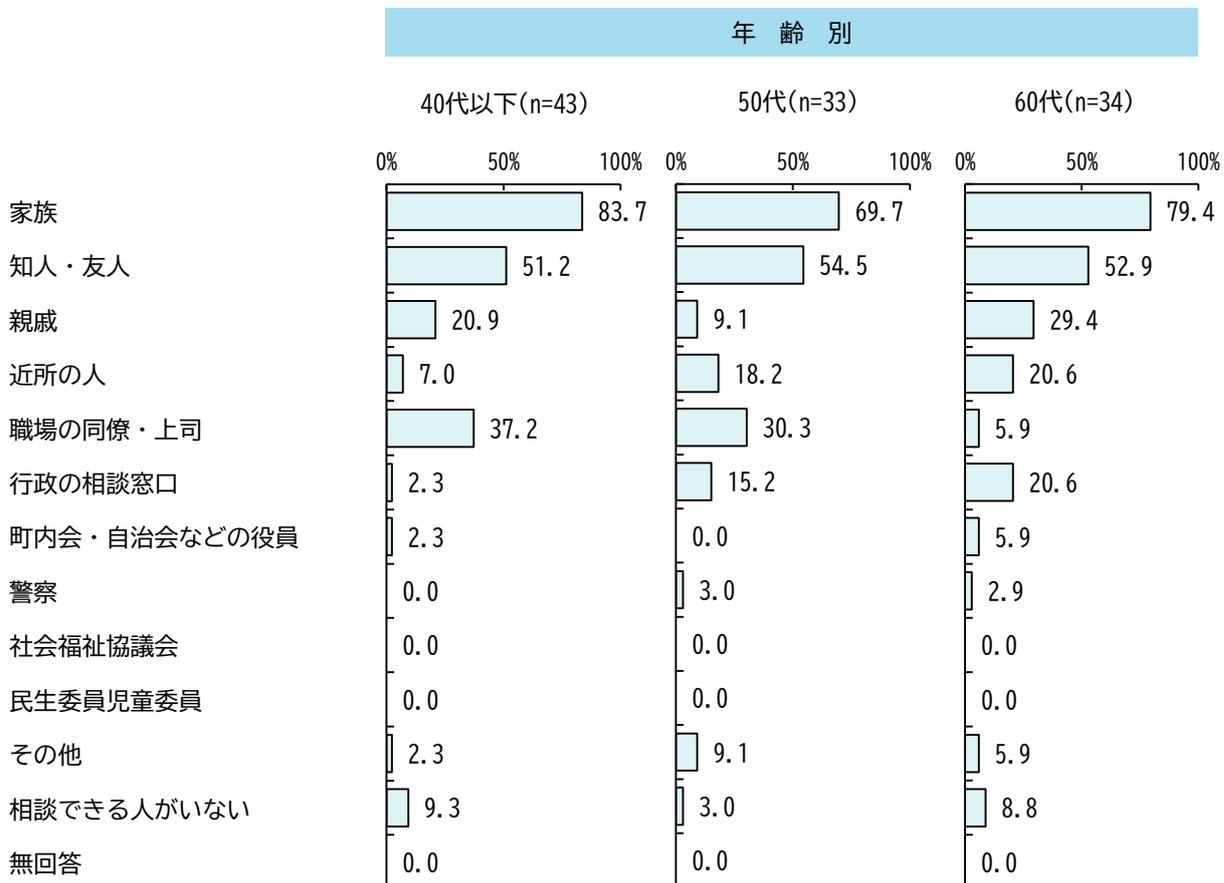
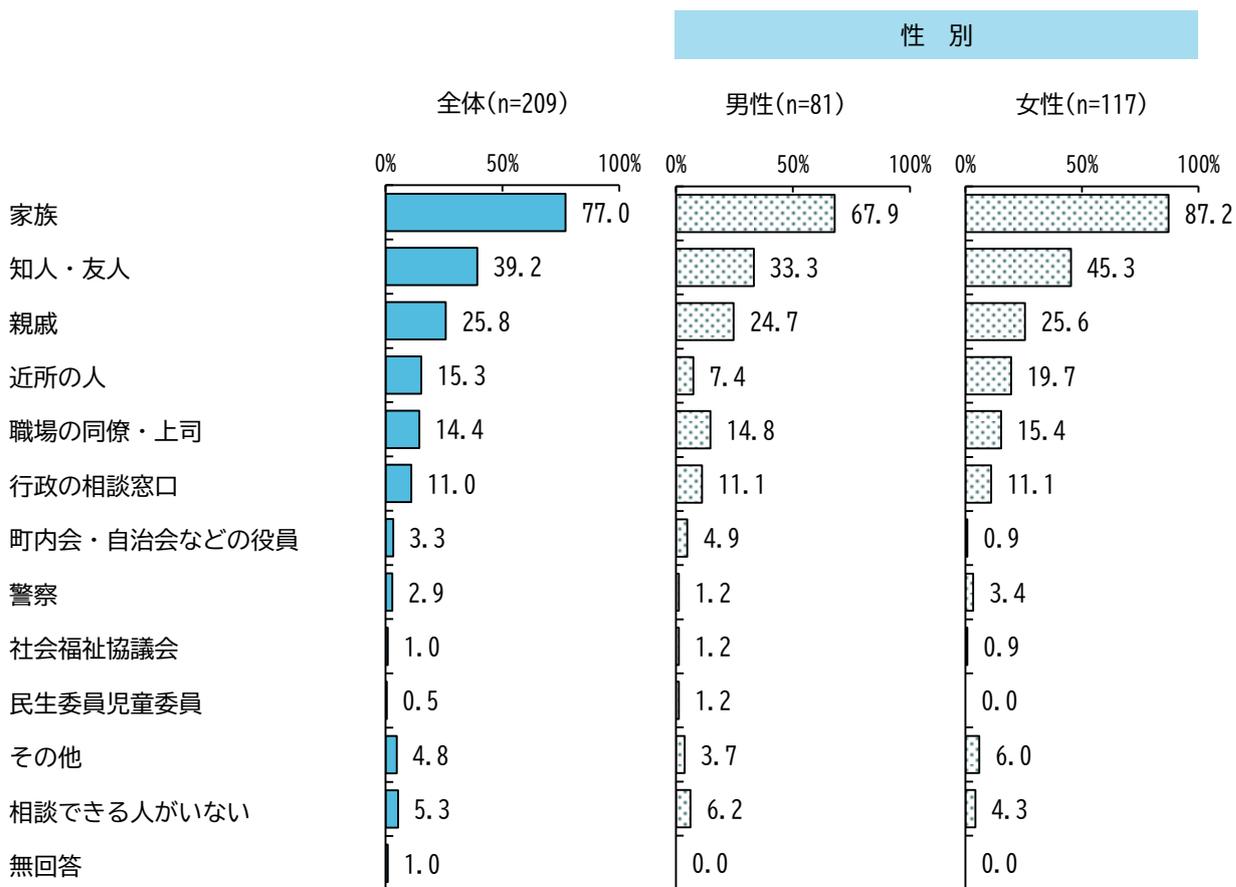
隣近所とどの程度付き合いがあるかでは、「あいさつをする程度」が36.8%と最も多く、次いで「立ち話をする程度」が34.9%、「何か困ったときに助け合う」が14.8%などとなっています。

性別にみると、“男性”では「立ち話をする程度」が43.2%と最も多くなっています。

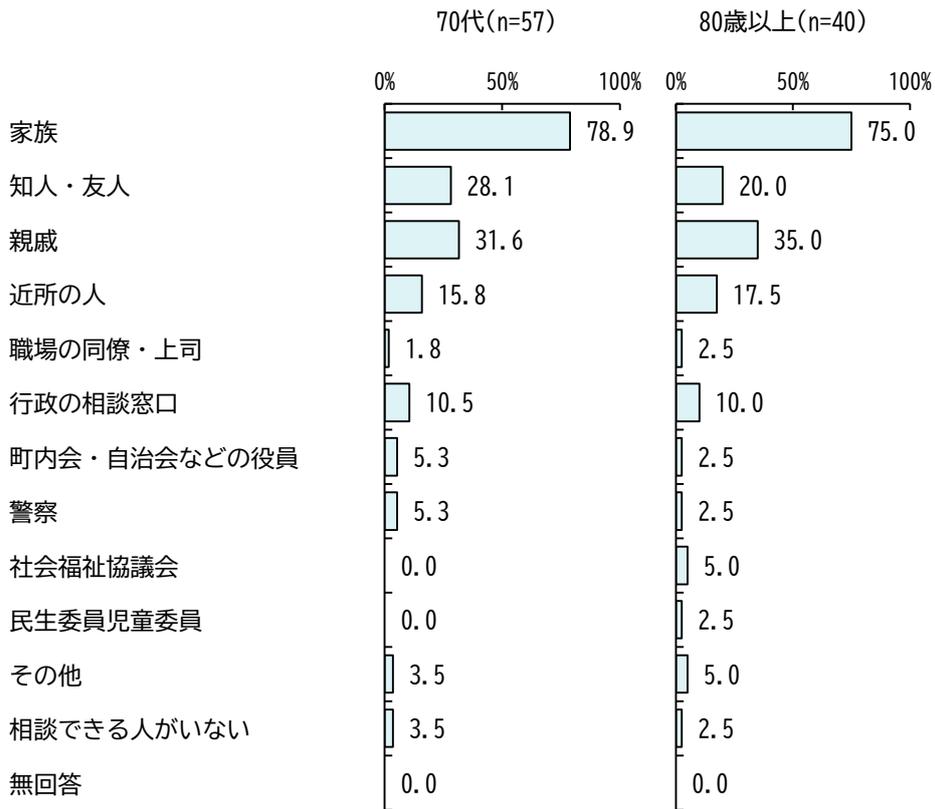
年齢別にみると、“60代”、“70代”、“80歳以上”では「立ち話をする程度」が最も多くなっています。

2 暮らしの問題で困ったときの相談相手

問11 あなたは、暮らしの問題で困ったときに誰に相談をしますか。(〇はいくつでも)



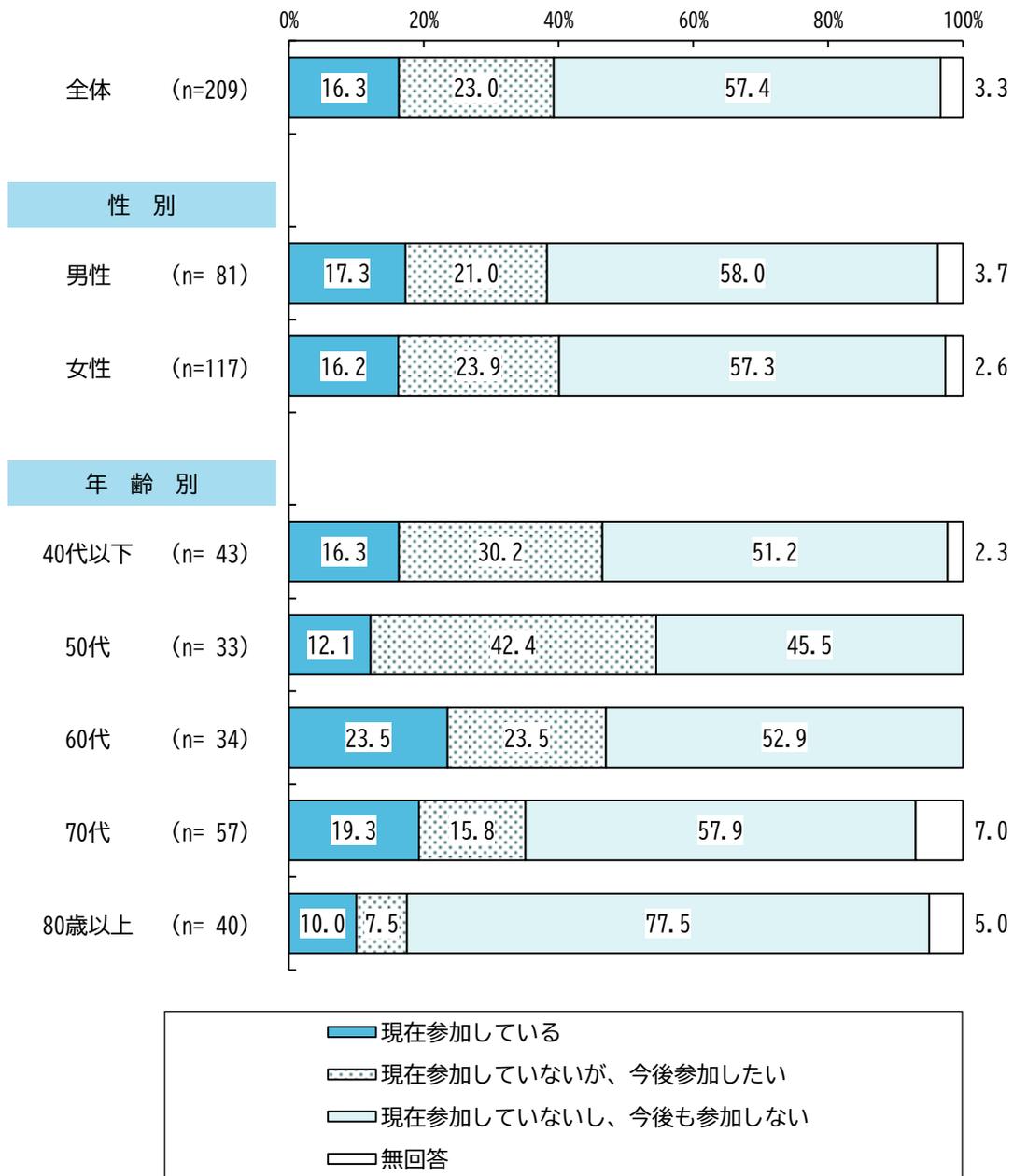
年 齢 別



暮らしの問題で困ったときの相談相手では、「家族」が77.0%と最も多く、次いで「知人・友人」が39.2%、「親戚」が25.8%などとなっています。

3 地域活動・ボランティア活動への参加有無

問12 あなたは、地域活動・ボランティア活動に参加していますか。(〇は1つだけ)

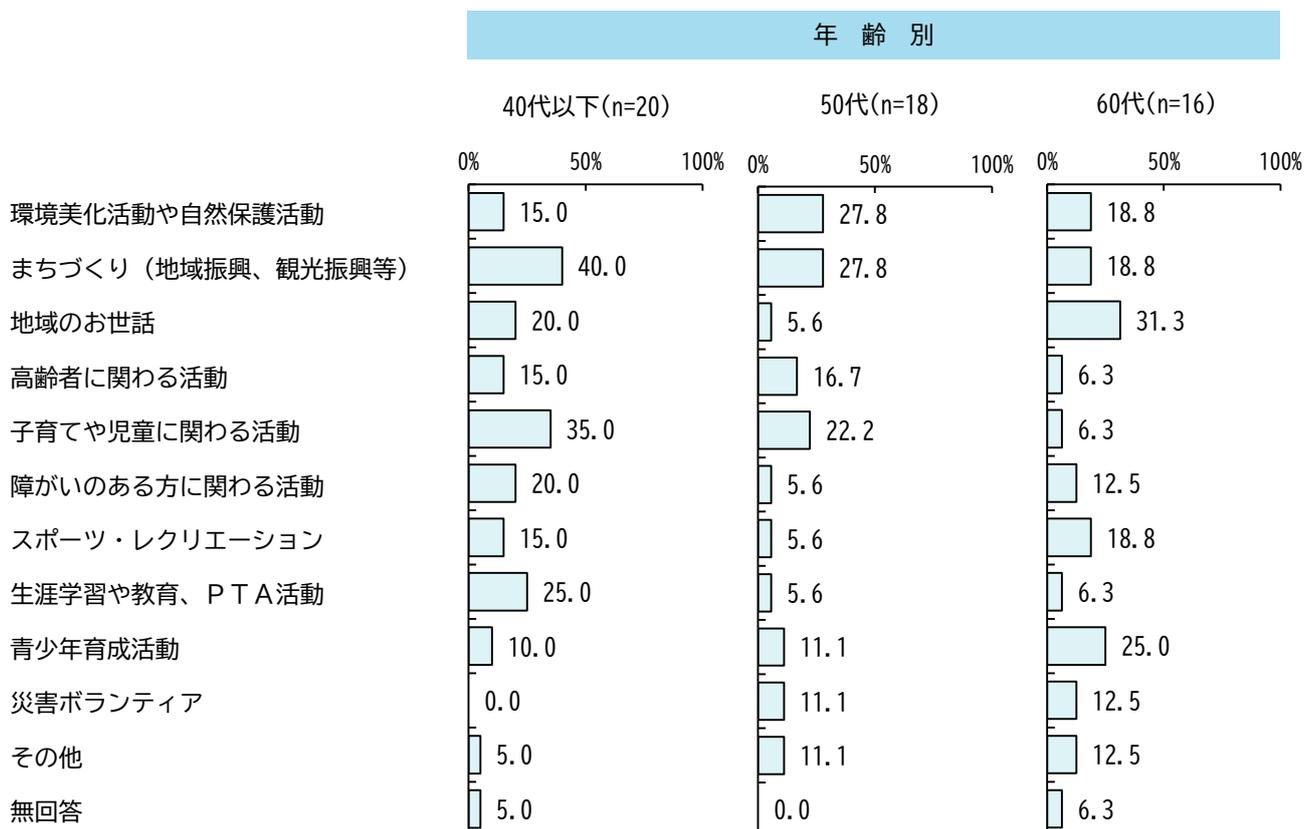
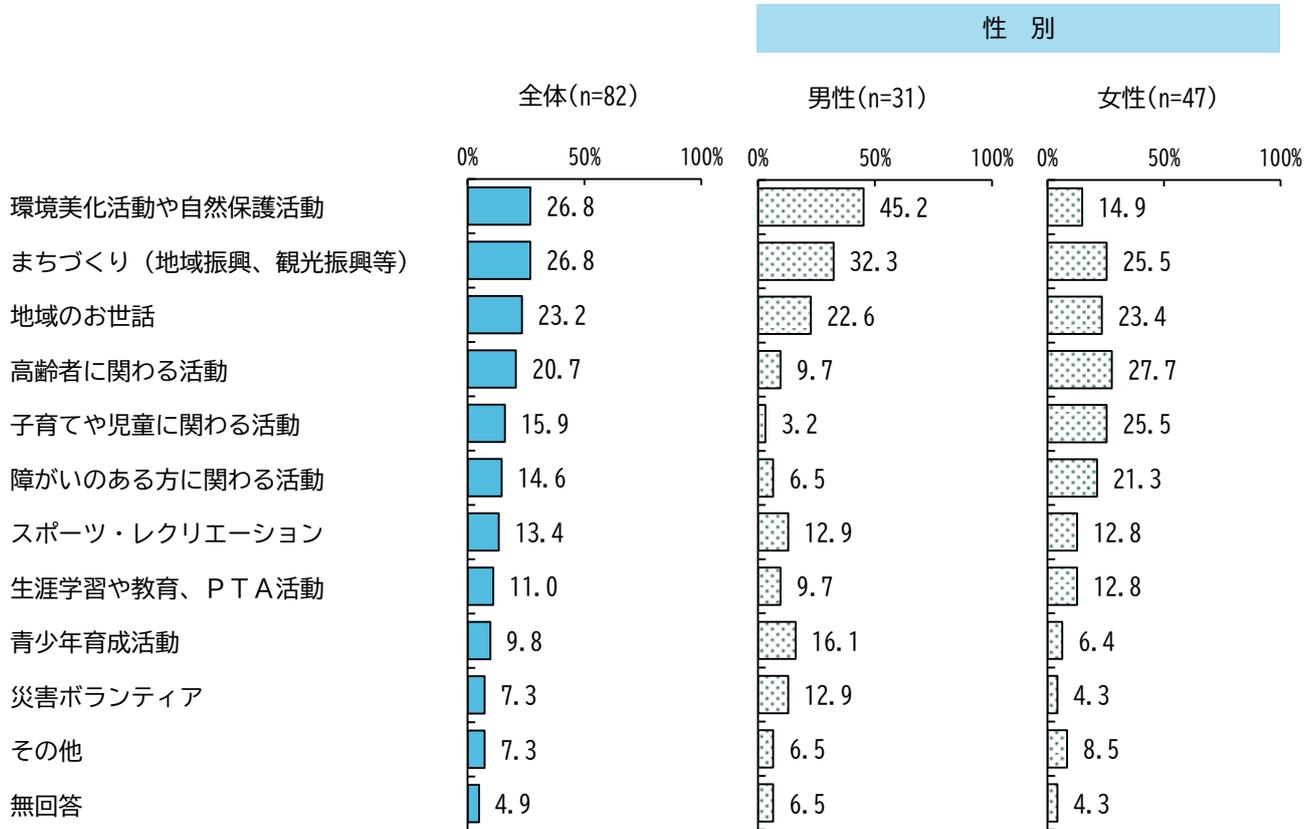


地域活動・ボランティア活動への参加有無では、「現在参加している」が16.3%、「現在参加していないが、今後参加したい」が23.0%、「現在参加していないし、今後も参加しない」が57.4%となっています。

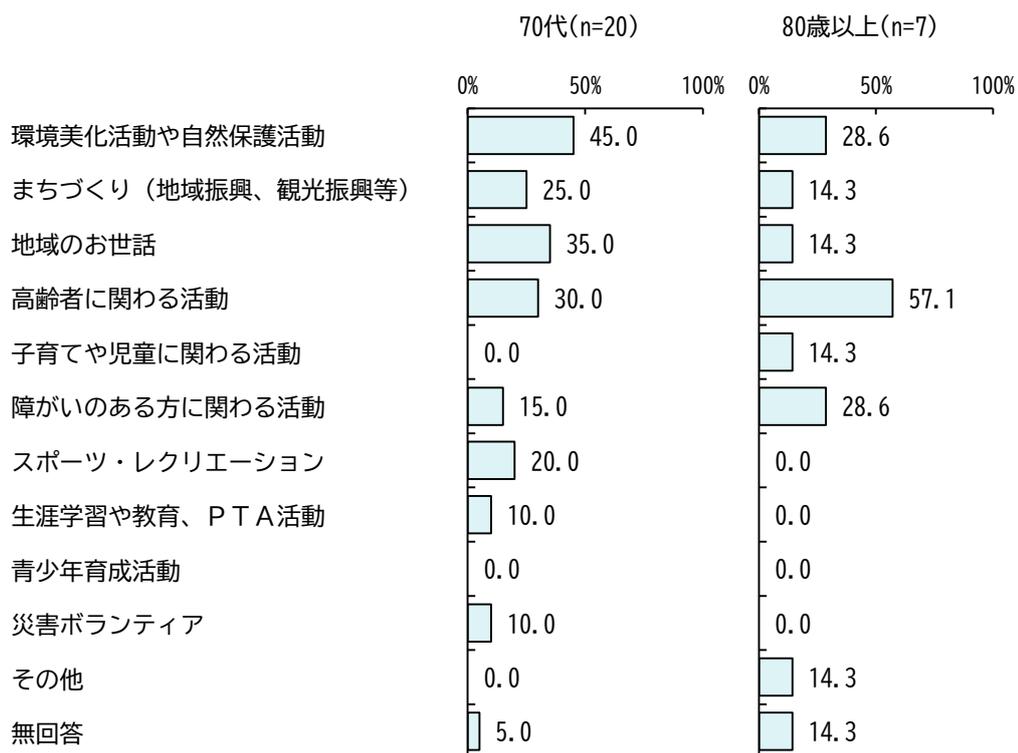
4 参加しているまたは今後参加したい地域活動・ボランティア活動

問12で「1 現在参加している」「2 現在参加していないが、今後参加したい」と答えた方

問12-1 「現在参加している」方は、どのような地域活動・ボランティア活動に参加していますか。また「現在参加していないが、今後参加したい」方は、どのような地域活動・ボランティア活動に参加したいですか。(〇はいくつでも)



年 齢 別



参加しているまたは今後参加したい地域活動・ボランティア活動では、「環境美化活動や自然保護活動」が26.8%と最も多く、次いで「まちづくり（地域振興、観光振興等）」が26.8%、「地域のお世話」が23.2%などとなっています。

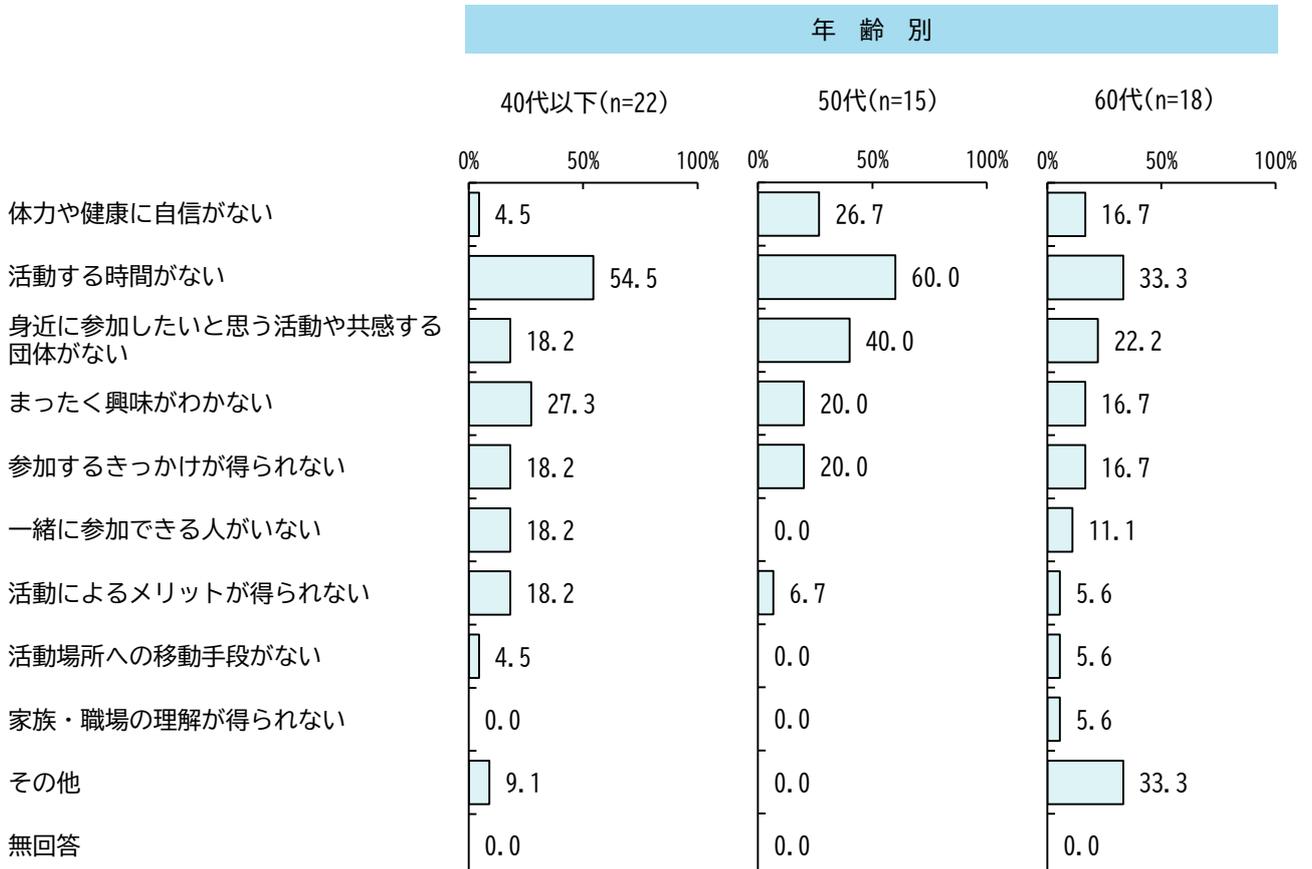
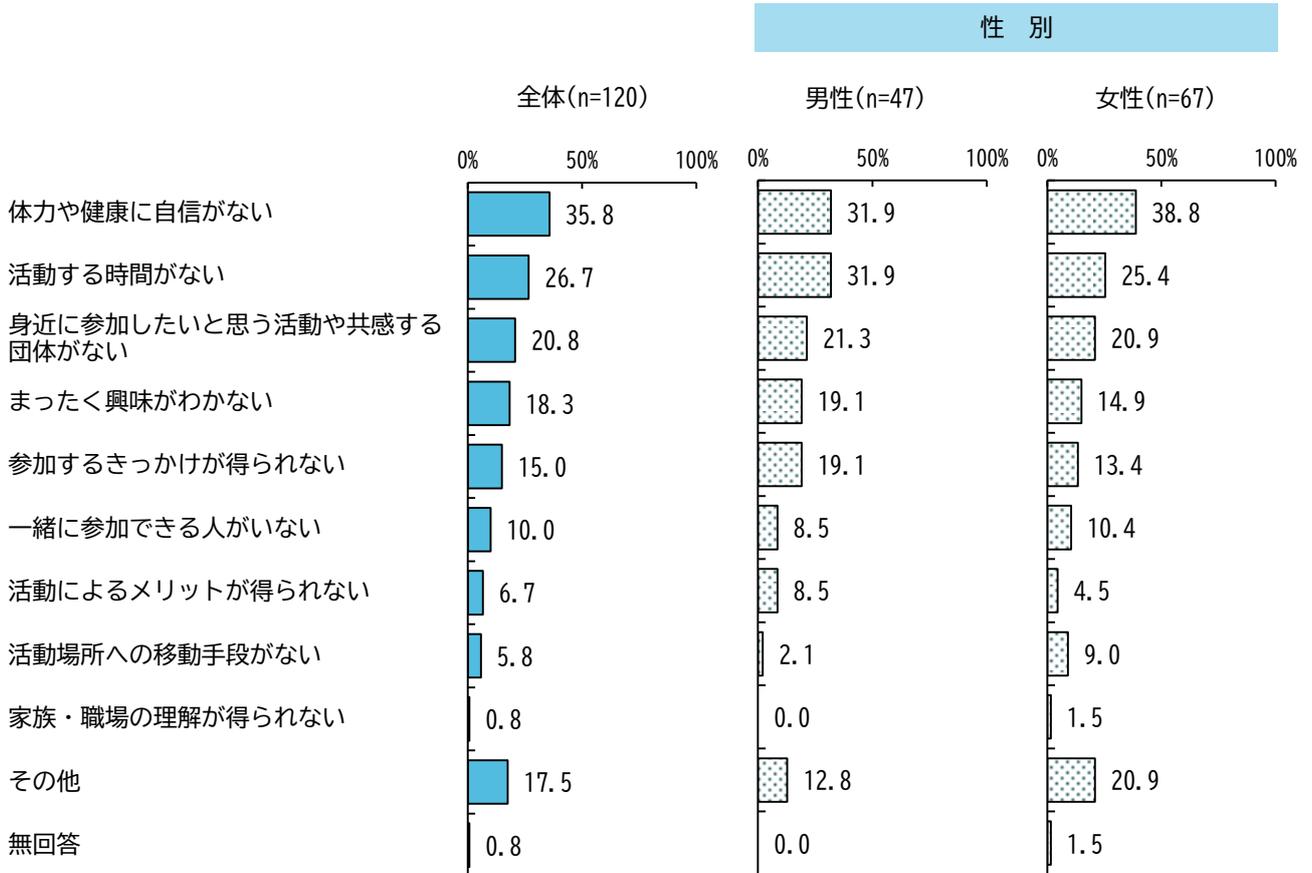
性別にみると、「女性」では「高齢者に関わる活動」が27.7%と最も多くなっています。

年齢別にみると、「40代以下」では「まちづくり（地域振興、観光振興等）」が40.0%と最も多くなっています。また、「60代」では「地域のお世話」が31.3%と最も多くなっています。また、「80歳以上」では「高齢者に関わる活動」が57.1%と最も多くなっています。

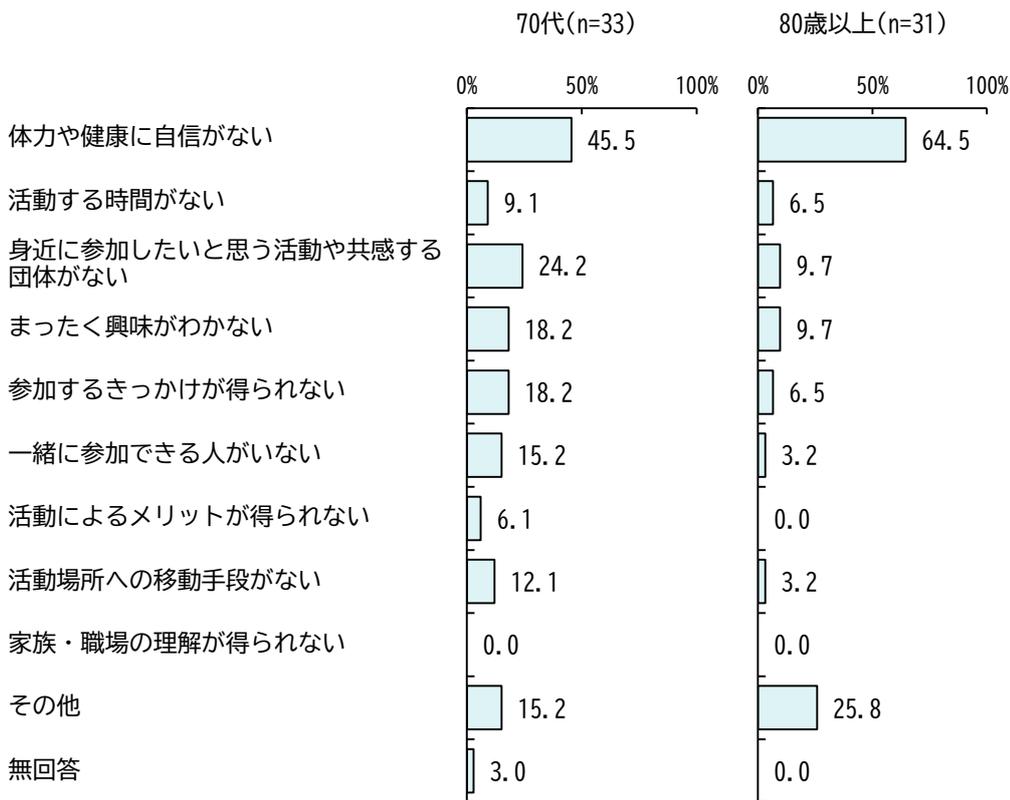
5 参加するために支障となっていること

問12で「3 現在参加していないし、今後も参加しない」と答えた方

問12-2 参加するために支障となっていることは何ですか。(〇はいくつでも)



年 齢 別



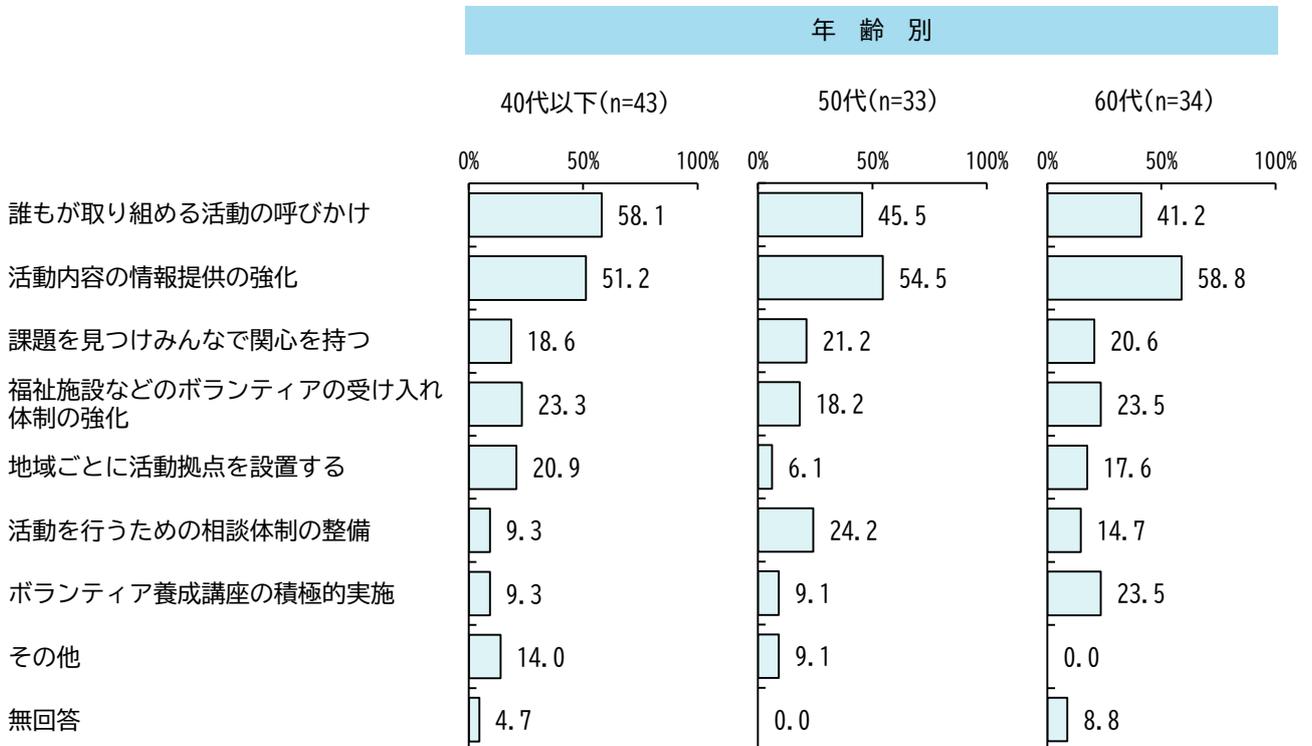
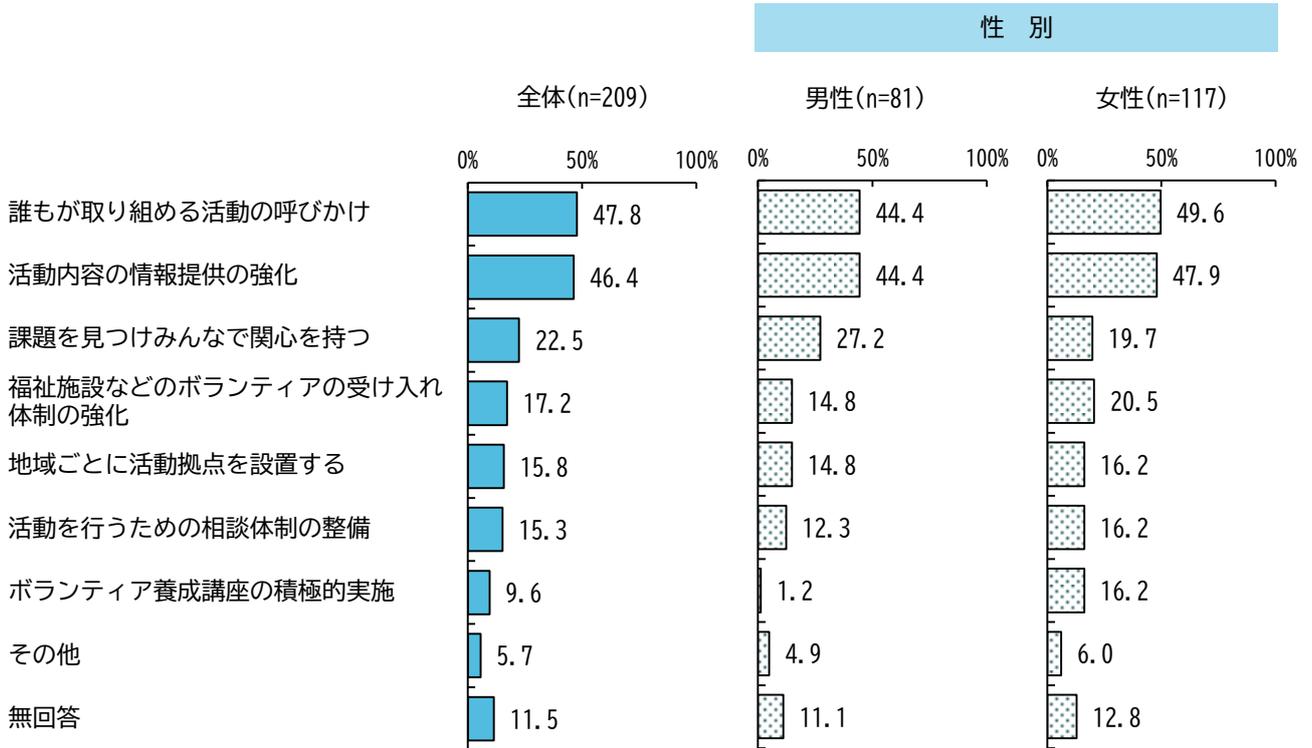
参加するために支障となっていることでは、「体力や健康に自信がない」が35.8%と最も多く、次いで「活動する時間がない」が26.7%、「身近に参加したいと思う活動や共感する団体がない」が20.8%などとなっています。

年齢別にみると、“40代以下”、“50代”では「活動する時間がない」が最も多くなっています。

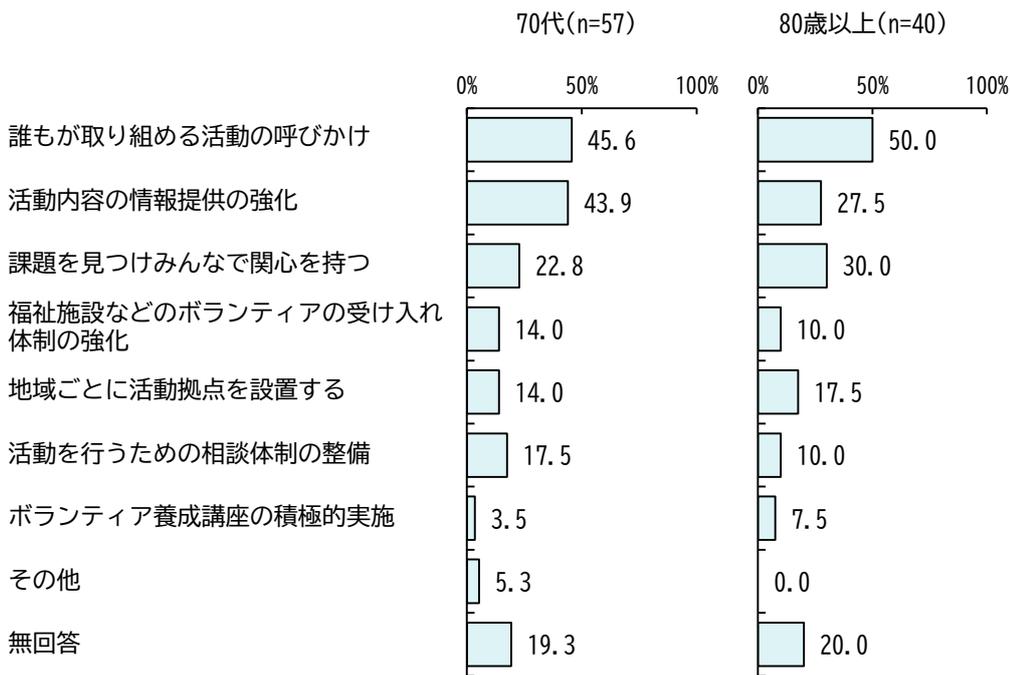
6 地域活動やボランティア活動を活発にするために必要なこと

問13 地域活動やボランティア活動を活発にするにはどのような事が必要だと思いますか。

(○はいくつでも)



年 齢 別



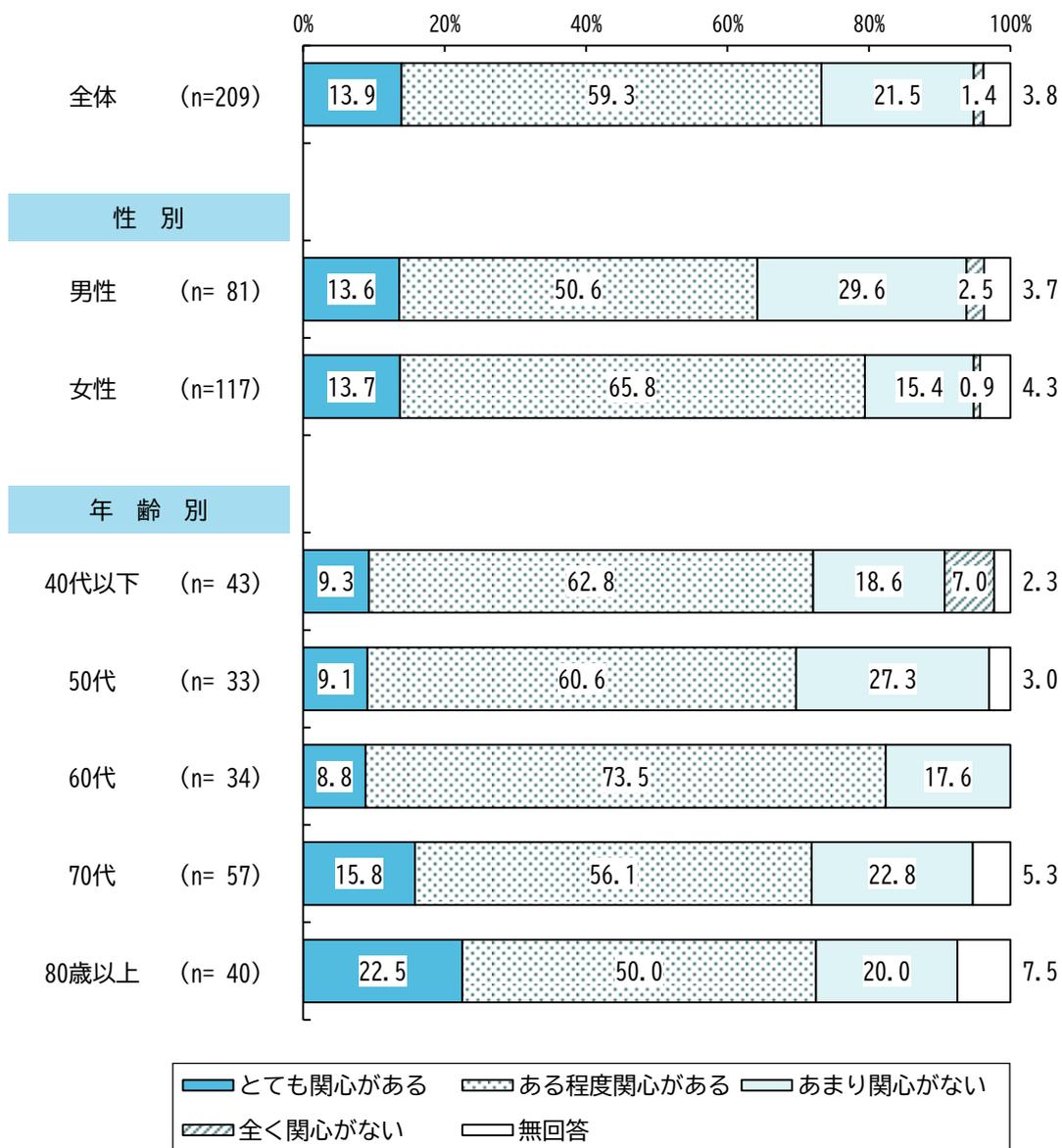
地域活動やボランティア活動を活発にするために必要なことでは、「誰もが取り組める活動の呼びかけ」が47.8%と最も多く、次いで「活動内容の情報提供の強化」が46.4%、「課題を見つけみんなで関心を持つ」が22.5%などとなっています。

年齢別にみると、“50代”、“60代”では「活動内容の情報提供の強化」が最も多くなっています。

4 地域福祉に対する考え方と参加意向について

1 福祉への関心

問14 あなたは、「福祉」に関心がありますか。(○は1つだけ)

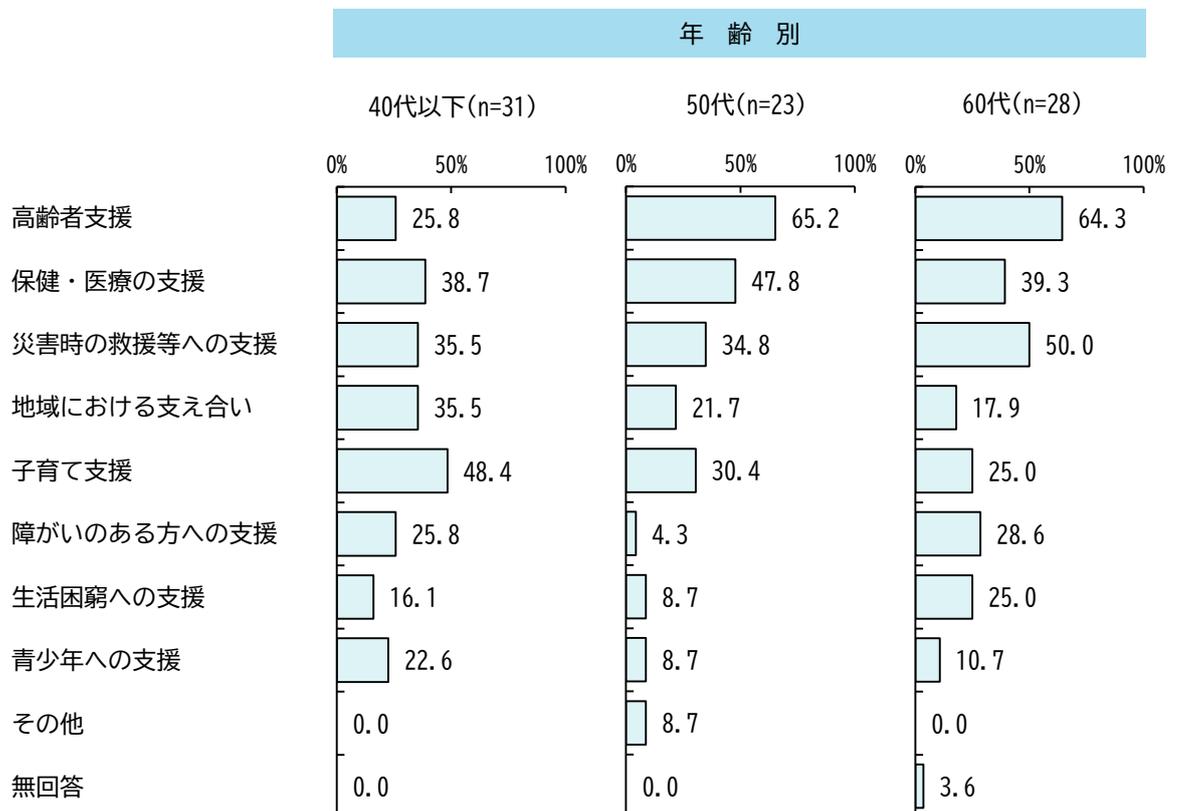
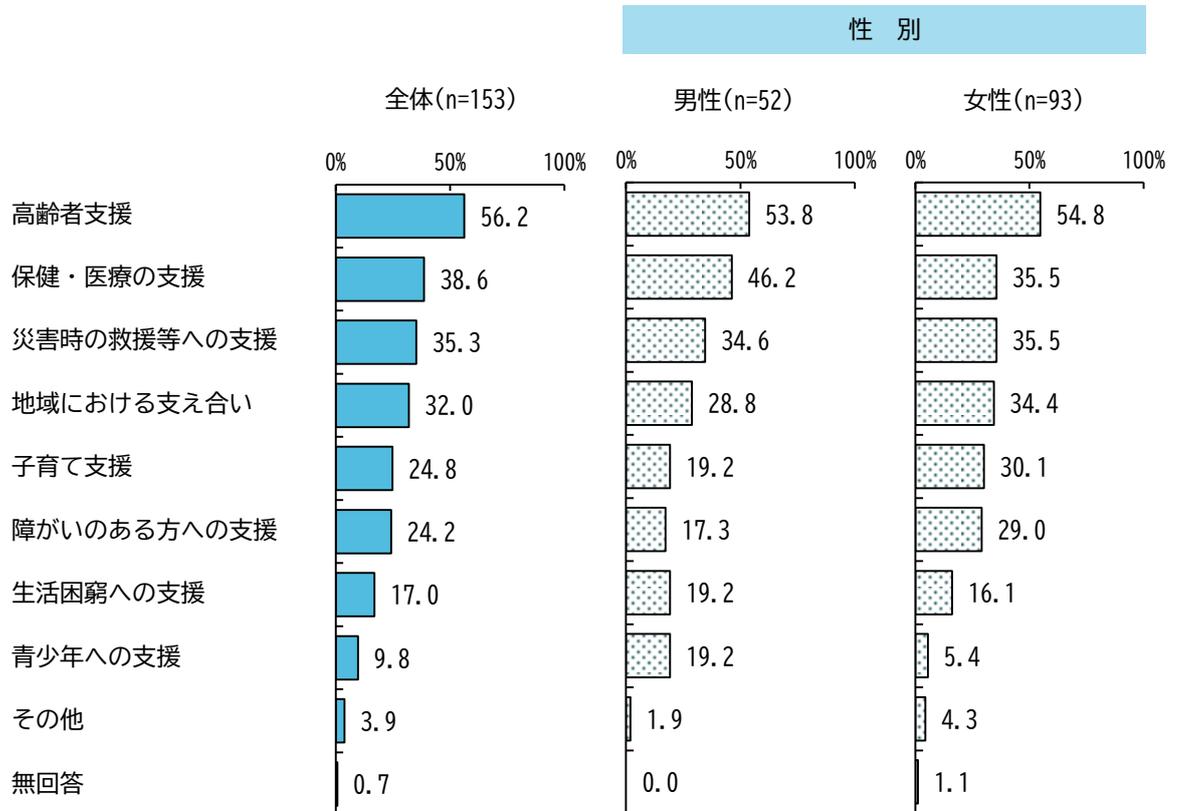


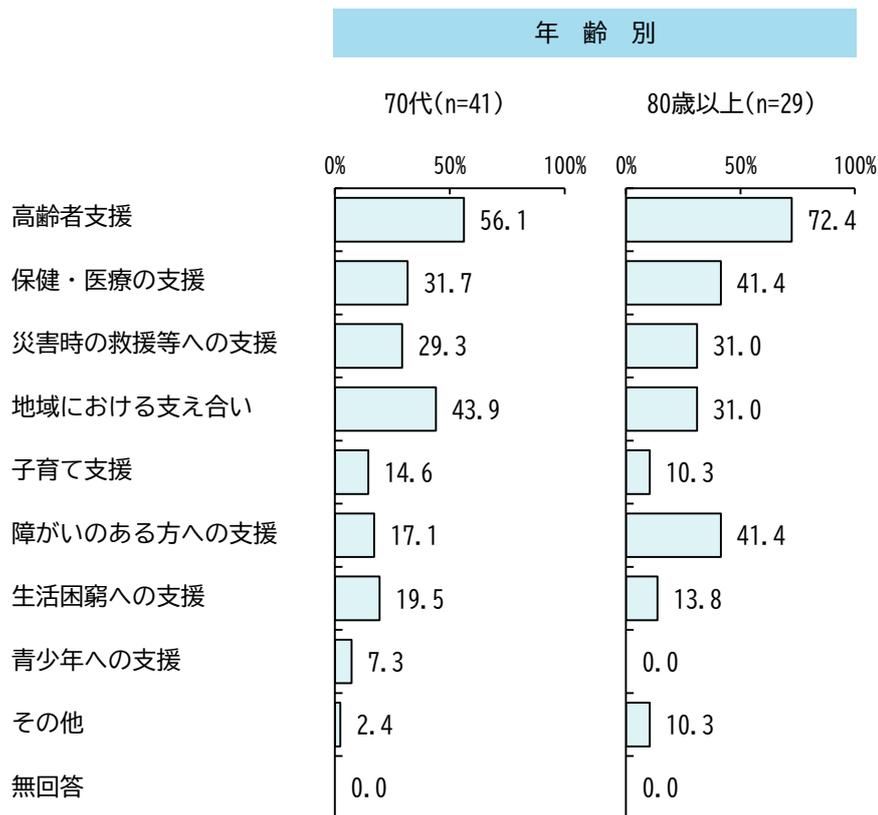
福祉への関心では、「とても関心がある」が13.9%、「ある程度関心がある」が59.3%、「あまり関心がない」が21.5%、「全く関心がない」が1.4%となっています。

2 関心がある福祉分野

問14で「1 とても関心がある」「2 ある程度関心がある」と答えた方

問14-1 関心がある福祉はどのような分野ですか。(〇はいくつでも)



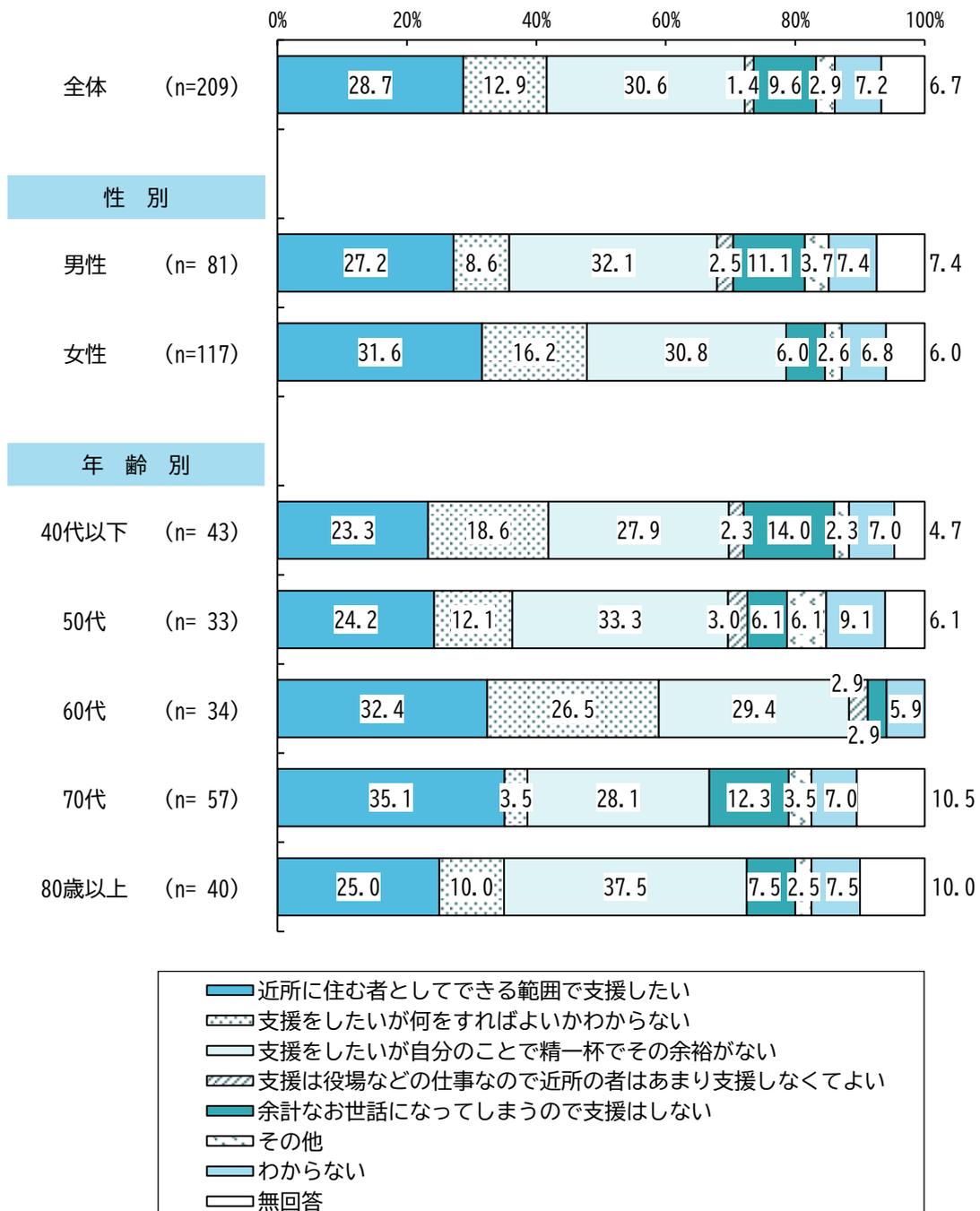


関心がある福祉分野では、「高齢者支援」が56.2%と最も多く、次いで「保健・医療の支援」が38.6%、「災害時の救援等への支援」が35.3%などとなっています。

年齢別にみると、“40代以下”では「子育て支援」が48.4%と最も多くなっています。

3 近所に住むひとり暮らしの高齢者等に対する支援についての考え

問15 近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「ねたきりの高齢者や障がいのある方のいる家族」、「子育てをしている家族」などに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）について、あなたの考えに最も近いものをお選びください。（○は1つだけ）

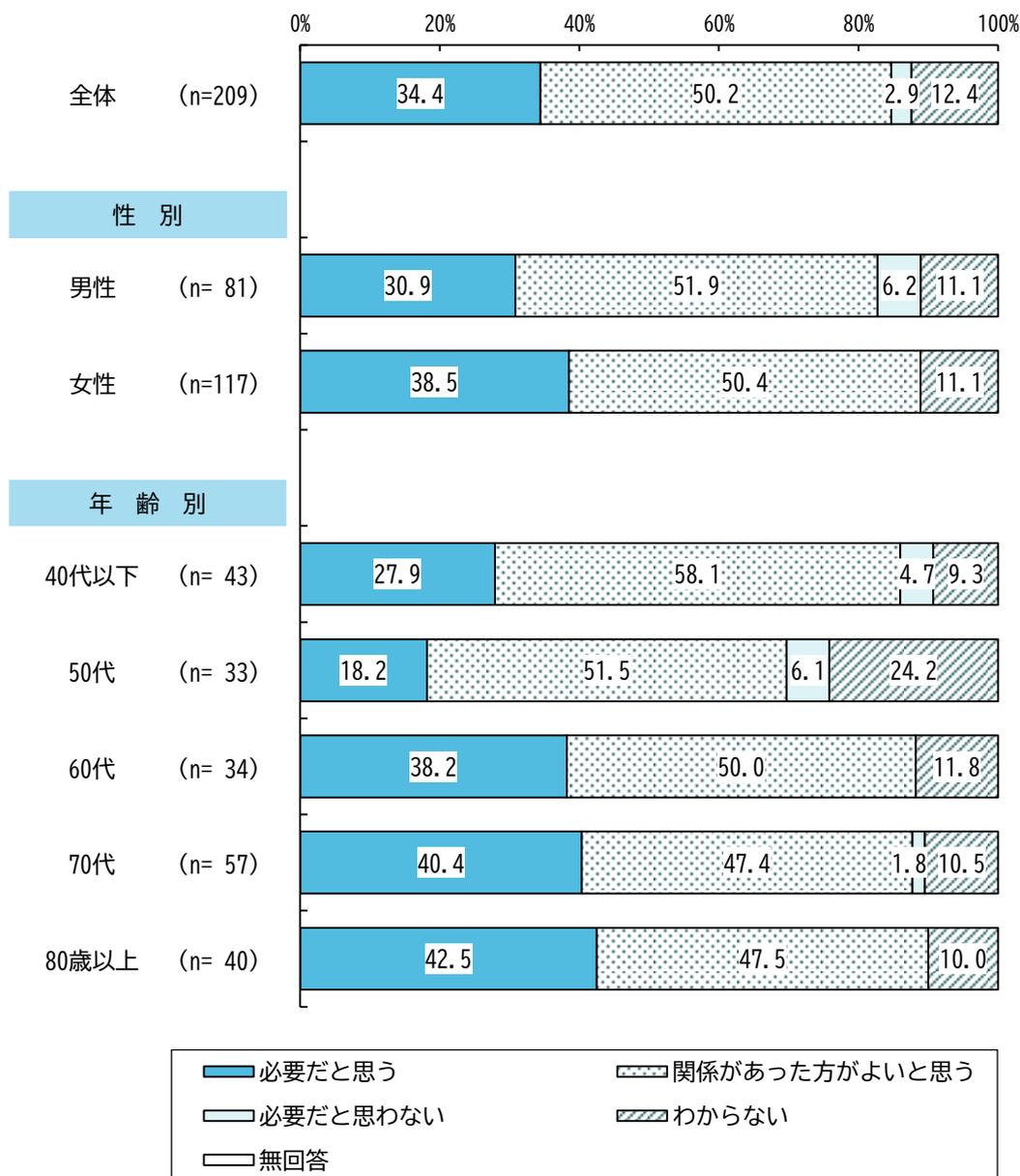


近所に住むひとり暮らしの高齢者等に対する支援についての考えでは、「支援をしたいが自分のことで精一杯でその余裕がない」が30.6%と最も多く、次いで「近所に住む者としてできる範囲で支援したい」が28.7%、「支援をしたいが何をすればよいかわからない」が12.9%などとなっています。

年齢別にみると、「60代」、「70代」では「近所に住む者としてできる範囲で支援したい」が最も多くなっています。

4 生活課題に対し地域住民が支え合い助け合う関係性

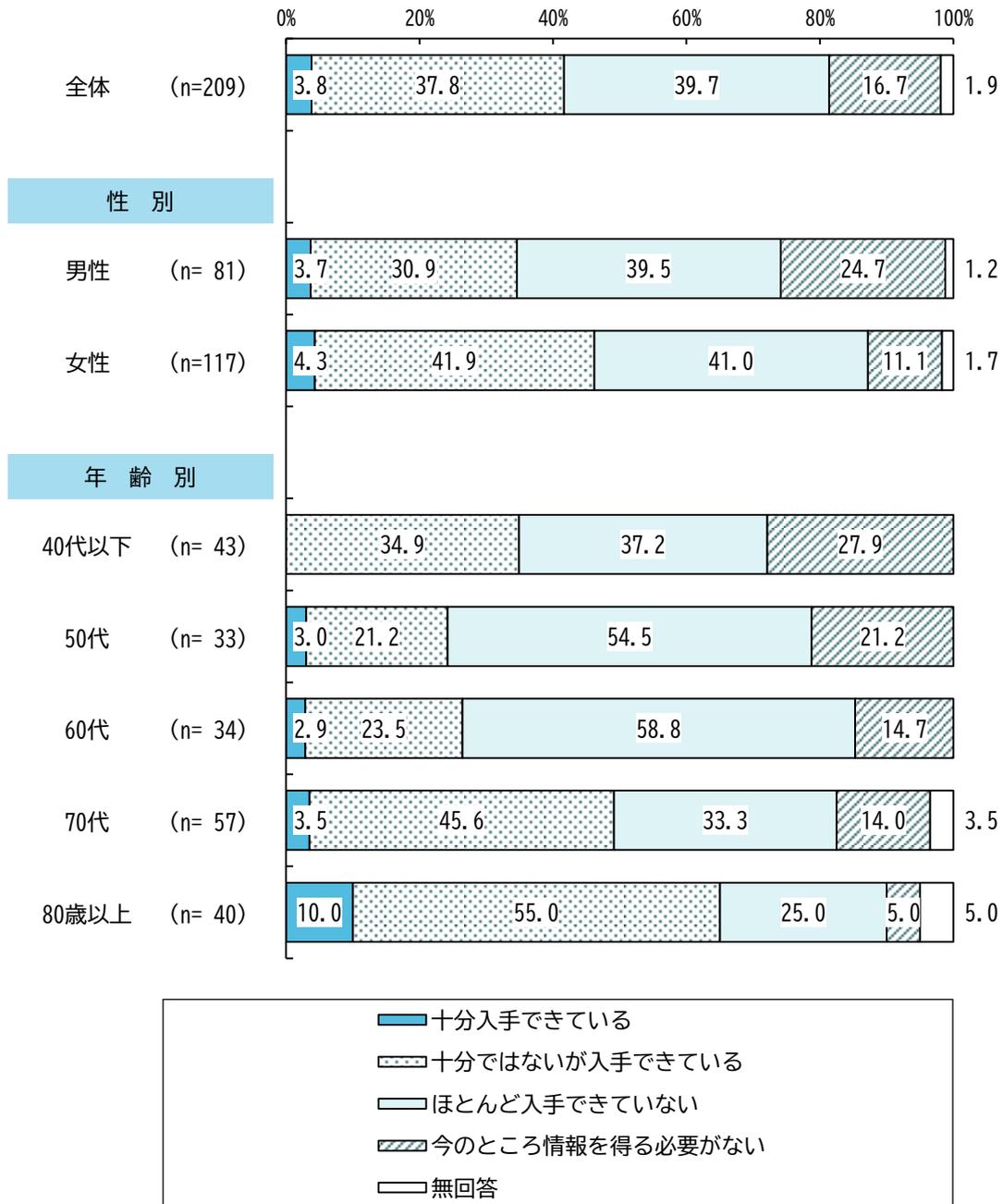
問16 あなたは、地域で生じている様々な生活課題（高齢者・障がいのある方の生活・子育てに関する問題など）に対し、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。（○は1つだけ）



生活課題に対し地域住民が支え合い助け合う関係性では、「必要だと思う」が34.4%、「関係があった方がよいと思う」が50.2%、「必要だと思わない」が2.9%、「わからない」が12.4%となっています。

5 福祉サービスに関する情報の入手

問17 あなたは、福祉サービスに関する情報を十分に入手できていますか。(○は1つだけ)



福祉サービスに関する情報の入手では、「十分に入手できている」が3.8%、「十分ではないが入手できている」が37.8%、「ほとんど入手できていない」が39.7%、「今のところ情報を得る必要がない」が16.7%となっています。

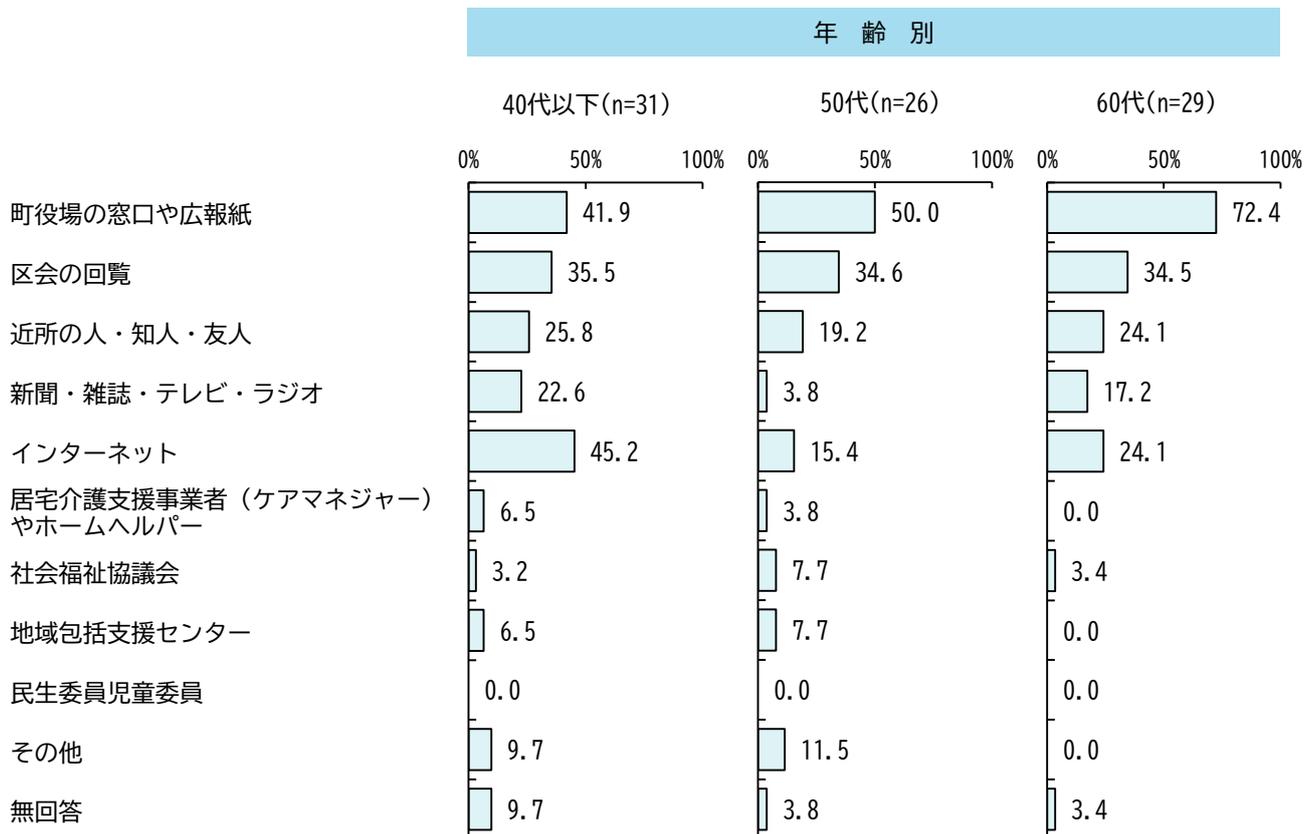
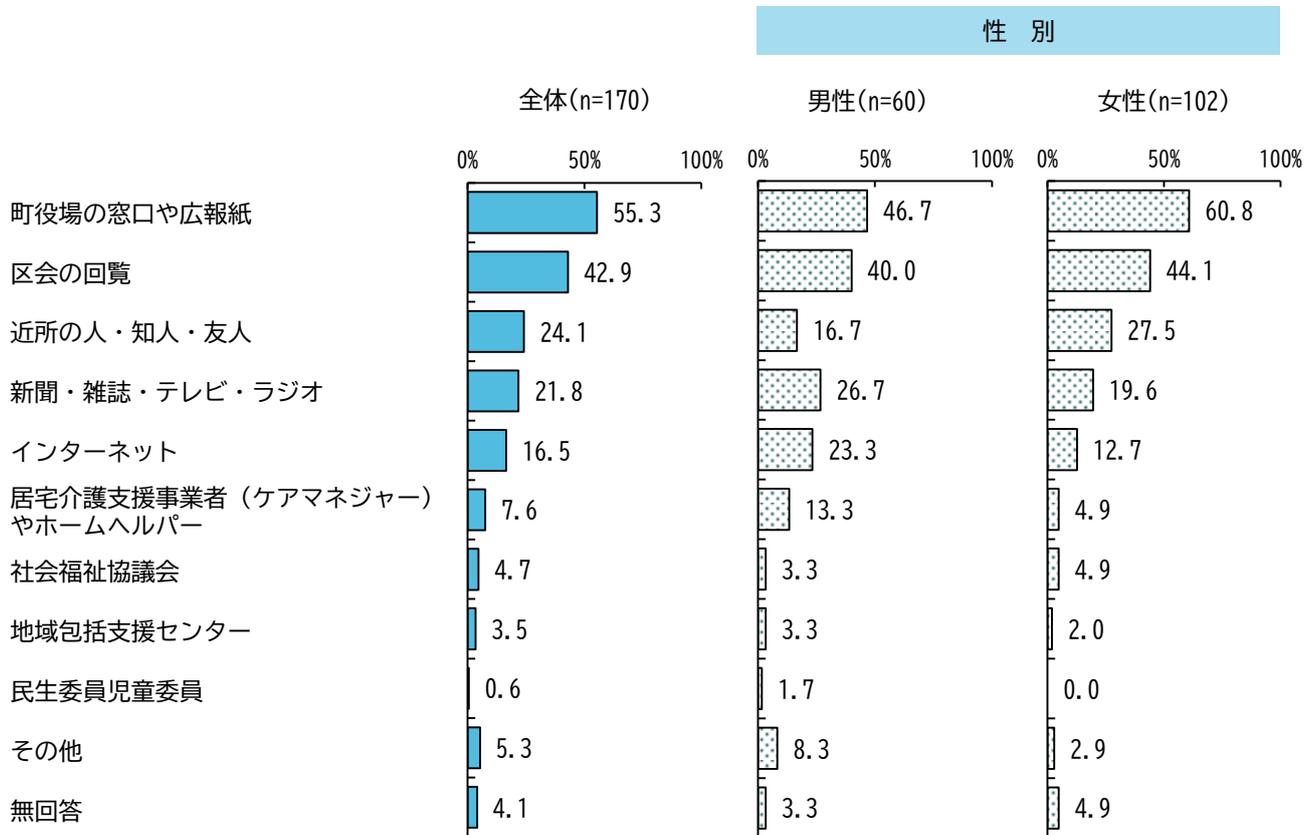
年齢別にみると、「70代」、「80歳以上」では「十分ではないが入手できている」が最も多くなっています。

6 福祉サービスに関する情報の入手先

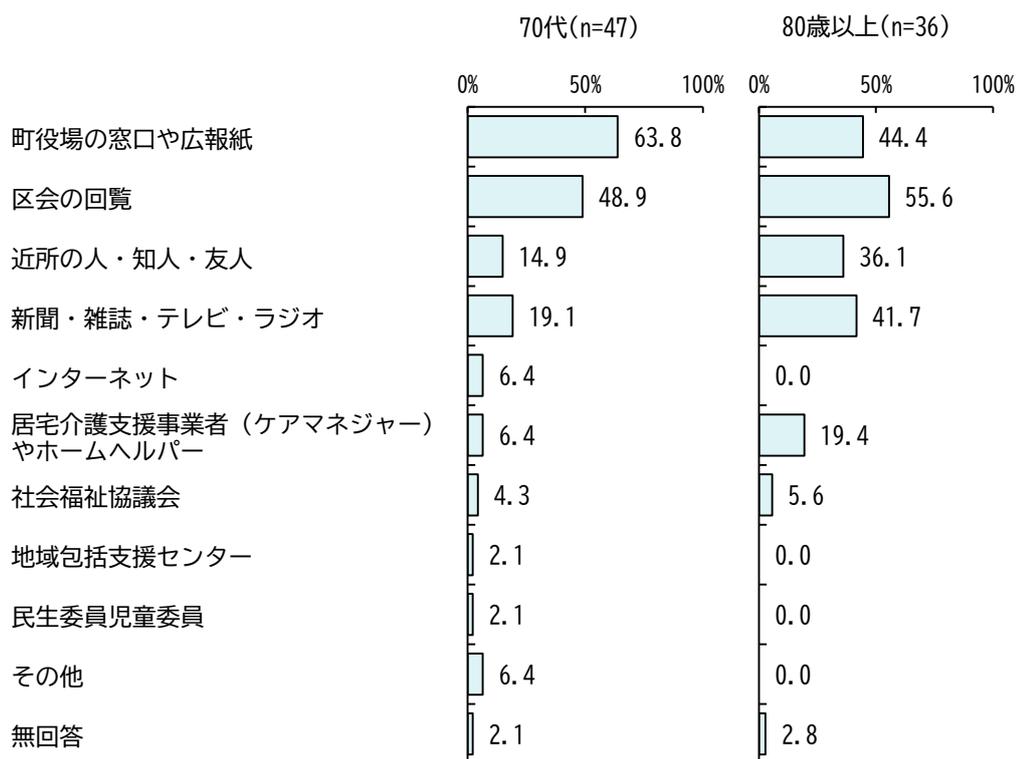
問17で「1 十分入手できている」「2 十分ではないが入手できている」

「3 ほとんど入手できていない」と答えた方

問17-1 福祉サービスに関する情報の入手先は何（どこ）ですか。（〇はいくつでも）



年 齢 別

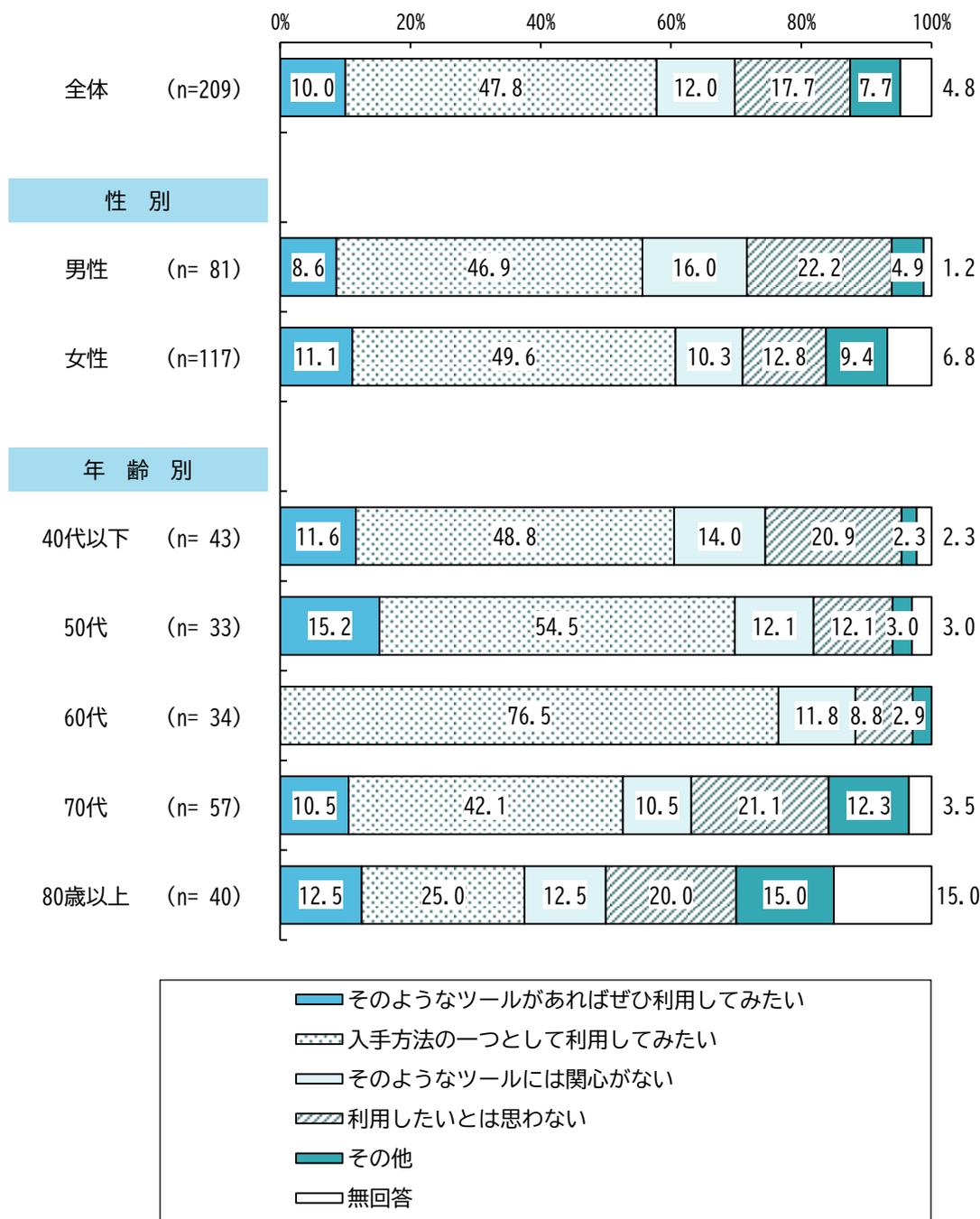


福祉サービスに関する情報の入手先では、「町役場の窓口や広報紙」が55.3%と最も多く、次いで「区会の回覧」が42.9%、「近所の人・知人・友人」が24.1%などとなっています。

年齢別にみると、“40代以下”では「インターネット」が45.2%と最も多くなっています。また、“80歳以上”では「区会の回覧」が55.6%と最も多くなっています。

7 情報入手のためスマートフォンでアクセスできるツールの利用有無

問18 あなたは、福祉サービスに関する情報入手のために、公式ラインアカウントなどのスマートフォンでアクセスできるツールを利用したいと思いますか。(○は1つだけ)

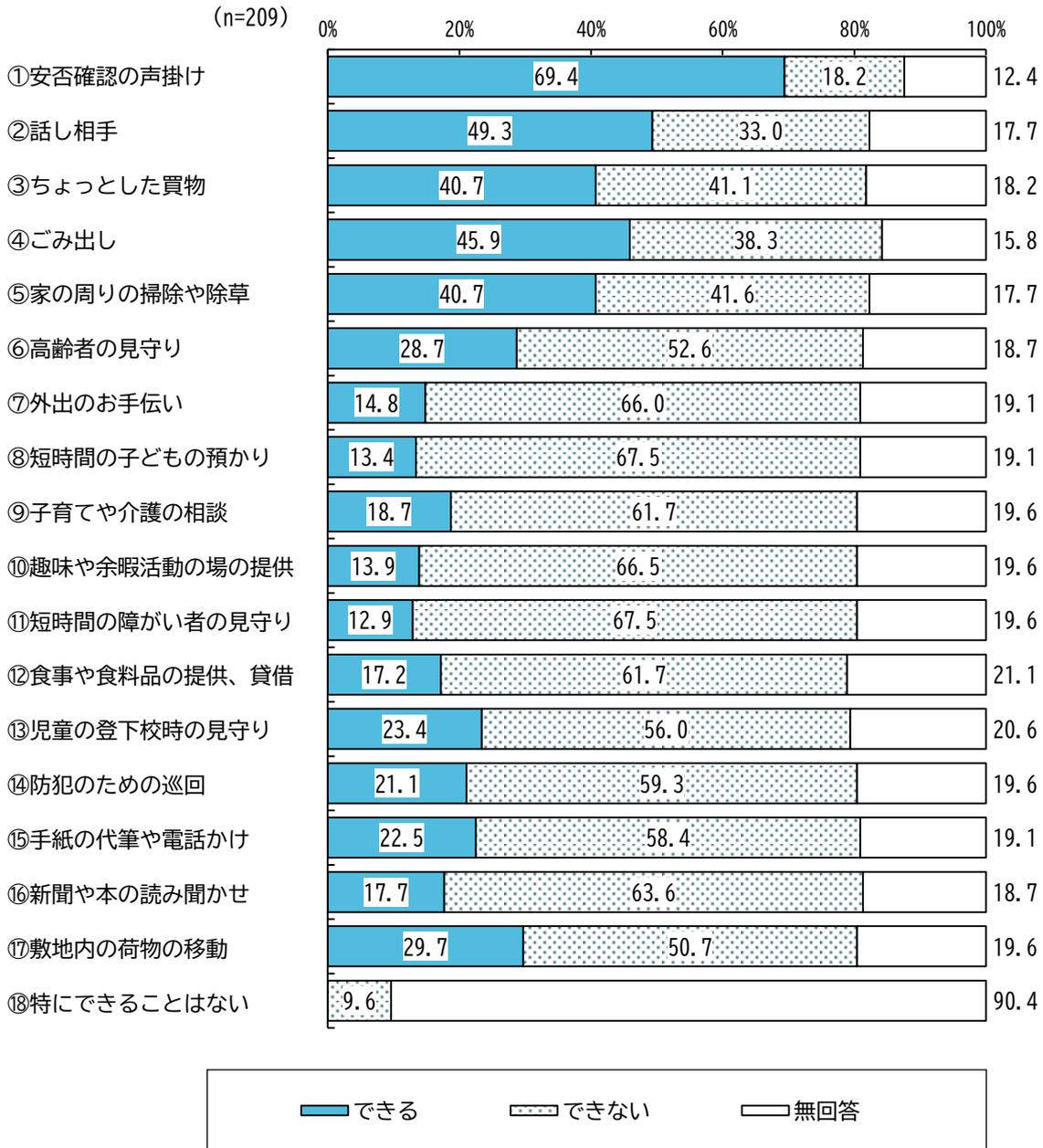


情報入手のためスマートフォンでアクセスできるツールの利用有無では、「入手方法の一つとして利用してみたい」が47.8%と最も多く、次いで「利用したいとは思わない」が17.7%、「そのようなツールには関心がない」が12.0%などとなっています。

8 取組みとしてできる事

問19 地域で困っている世帯があったら、あなたにできる事は何ですか。また、あなたが困っているときに手伝って欲しいことは何ですか。それぞれの項目について「あなたの取組みとしてできる事」、「あなたが困っている事で希望したい事」で該当する数字に○をつけてください。(それぞれに○は1つだけ)

①あなたの取組みとしてできる事

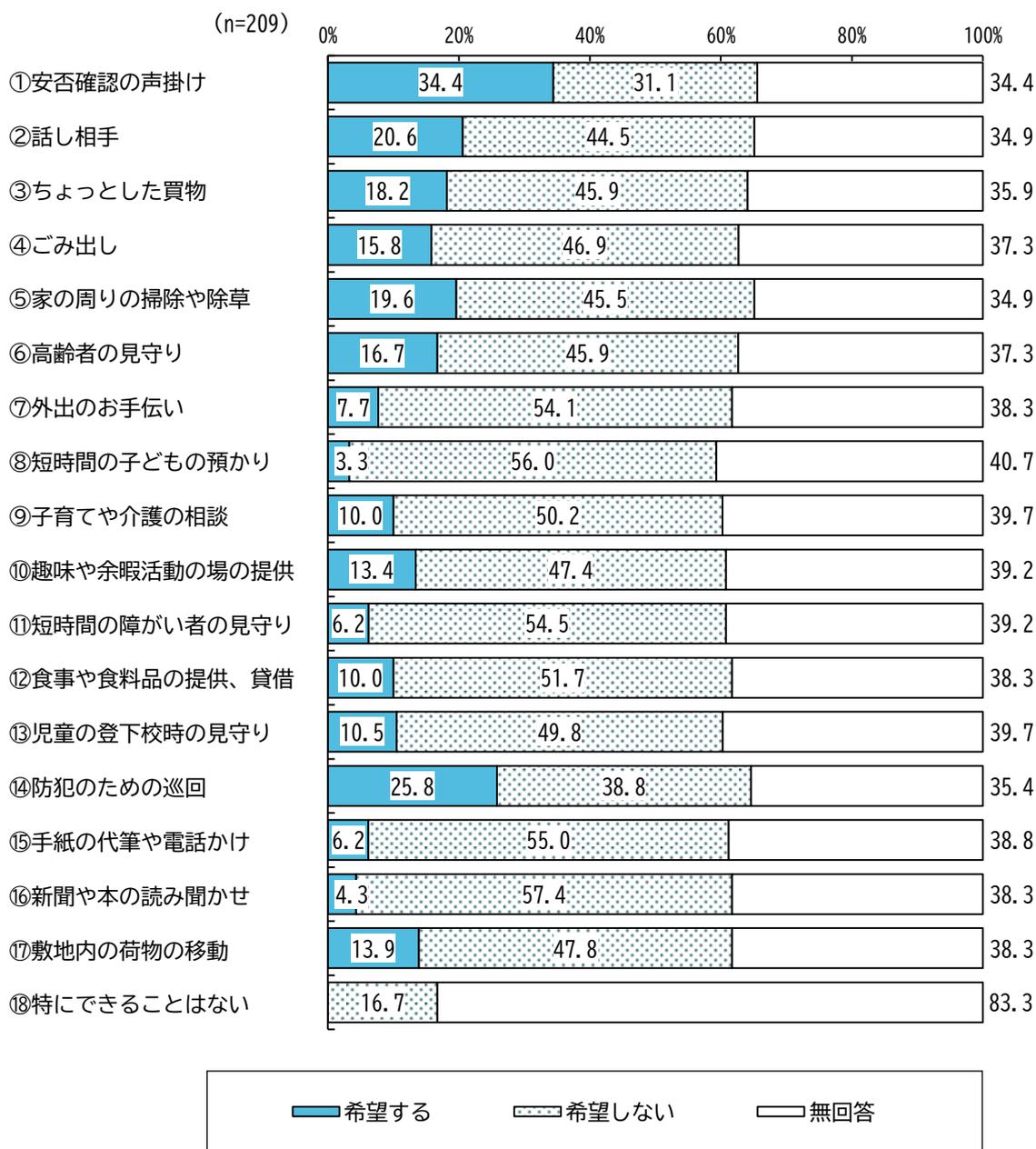


取組みとしてできる事では、「できる」は“①安否確認の声掛け”が69.4%と最も多くなっており、「できない」は“⑧短時間の子どもの預かり”と“⑪短時間の障がい者の見守り”が67.5%と最も多くなっています。

9 困っている事で希望したい事

問19 地域で困っている世帯があったら、あなたにできる事は何ですか。また、あなたが困っているときに手伝って欲しいことは何ですか。それぞれの項目について「あなたの取り組みとしてできる事」、「あなたが困っている事で希望したい事」で該当する数字に○をつけてください。(それぞれに○は1つだけ)

②あなたが困っている事で希望したい事

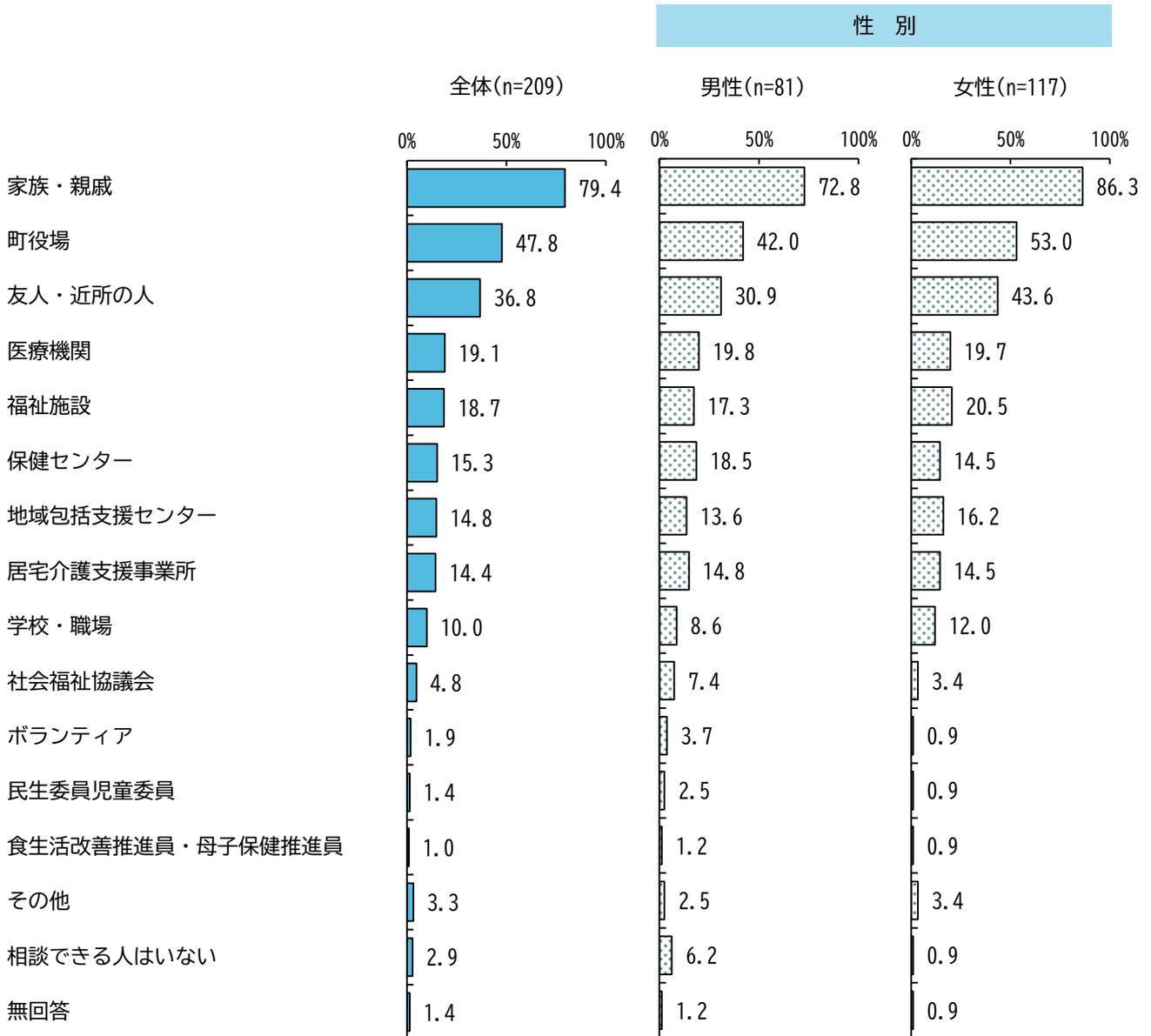


困っている事で希望したい事では、「希望する」は「①安否確認の声掛け」が34.4%と最も多くなっており、「希望しない」は「⑯新聞や本の読み聞かせ」が57.4%と最も多くなっています。

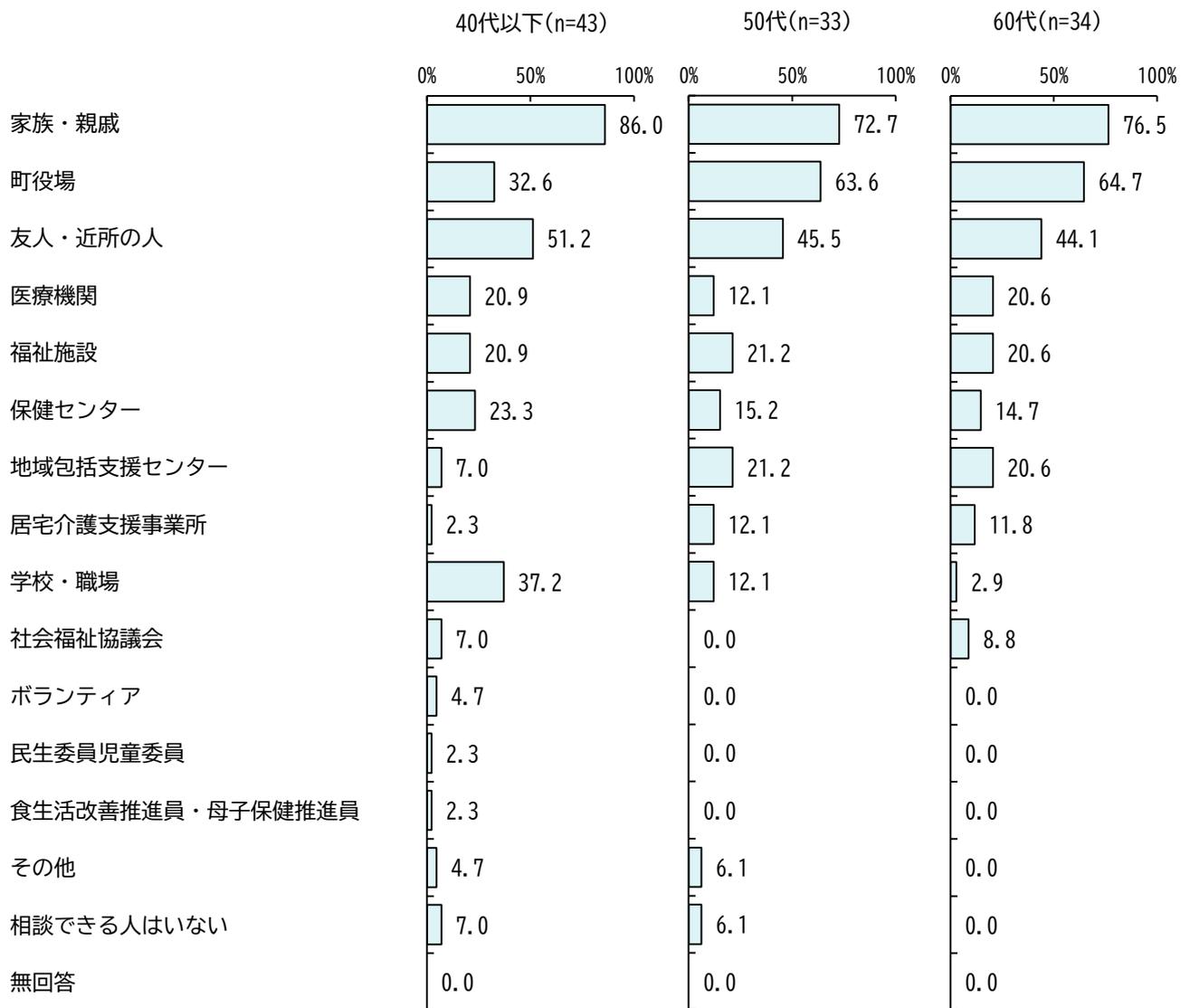
10 介護や子育てなどで困ったときの相談相手

問20 あなたは、介護、子育てなどで困ったとき、どこに相談しようと思いますか。

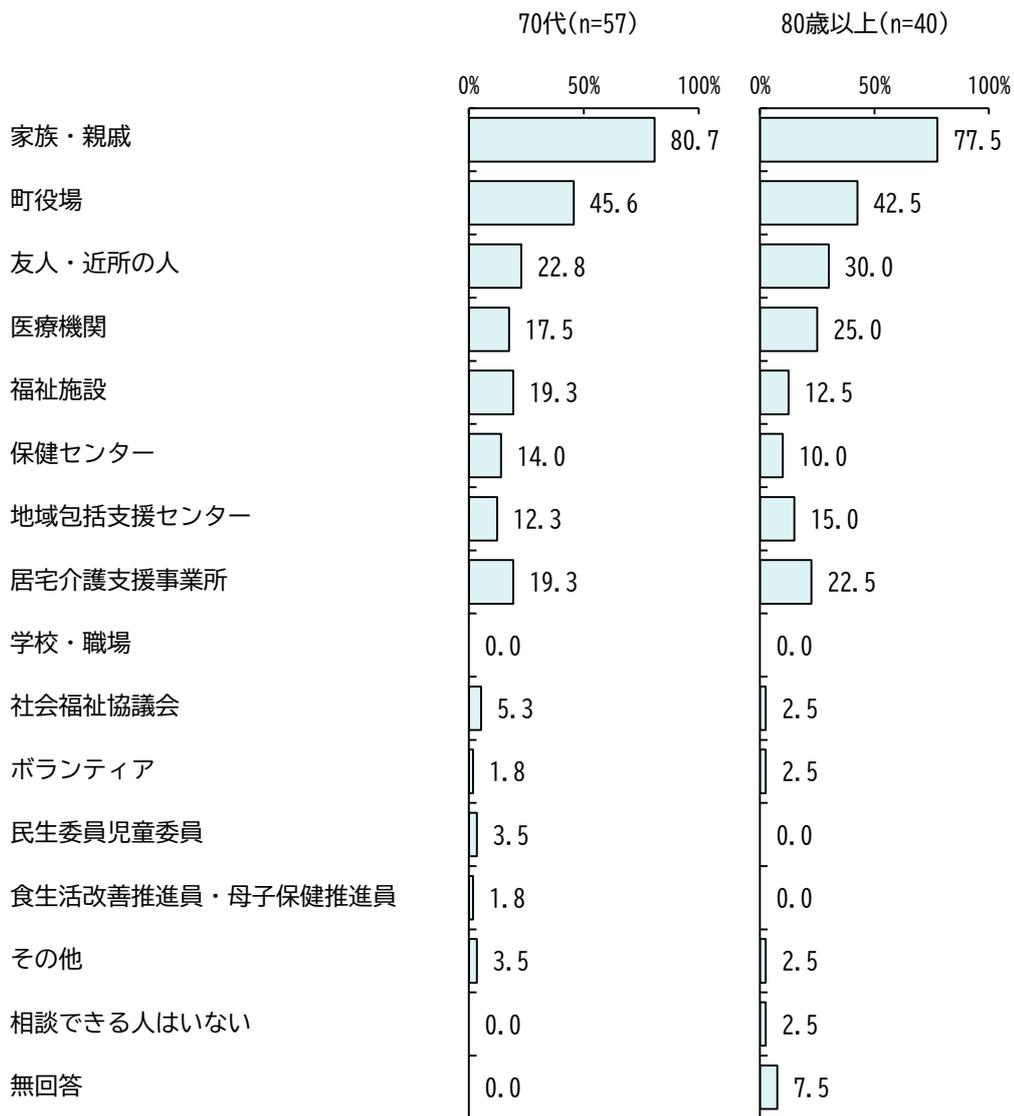
(○はいくつでも)



年 齢 別



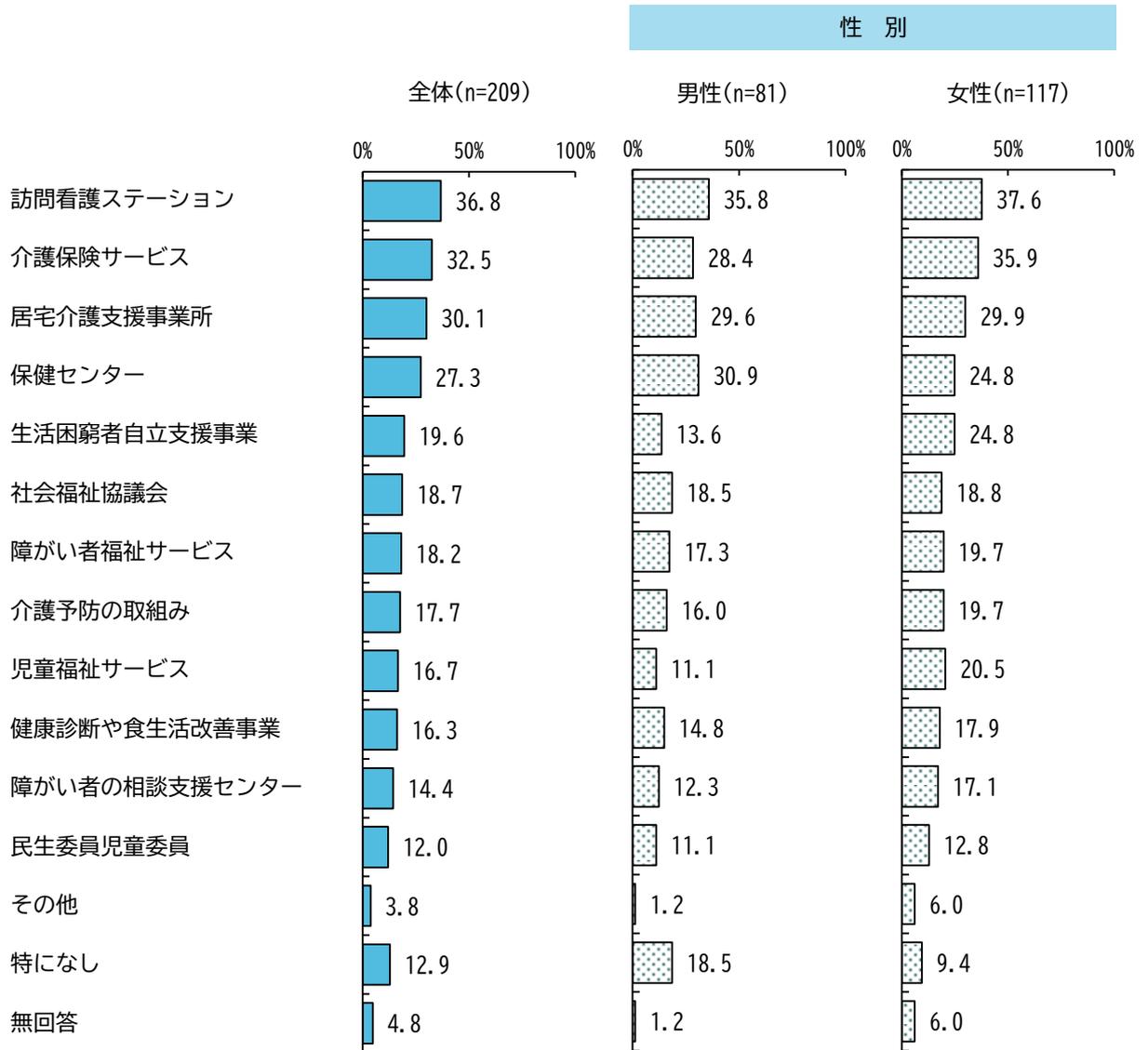
年 齢 別



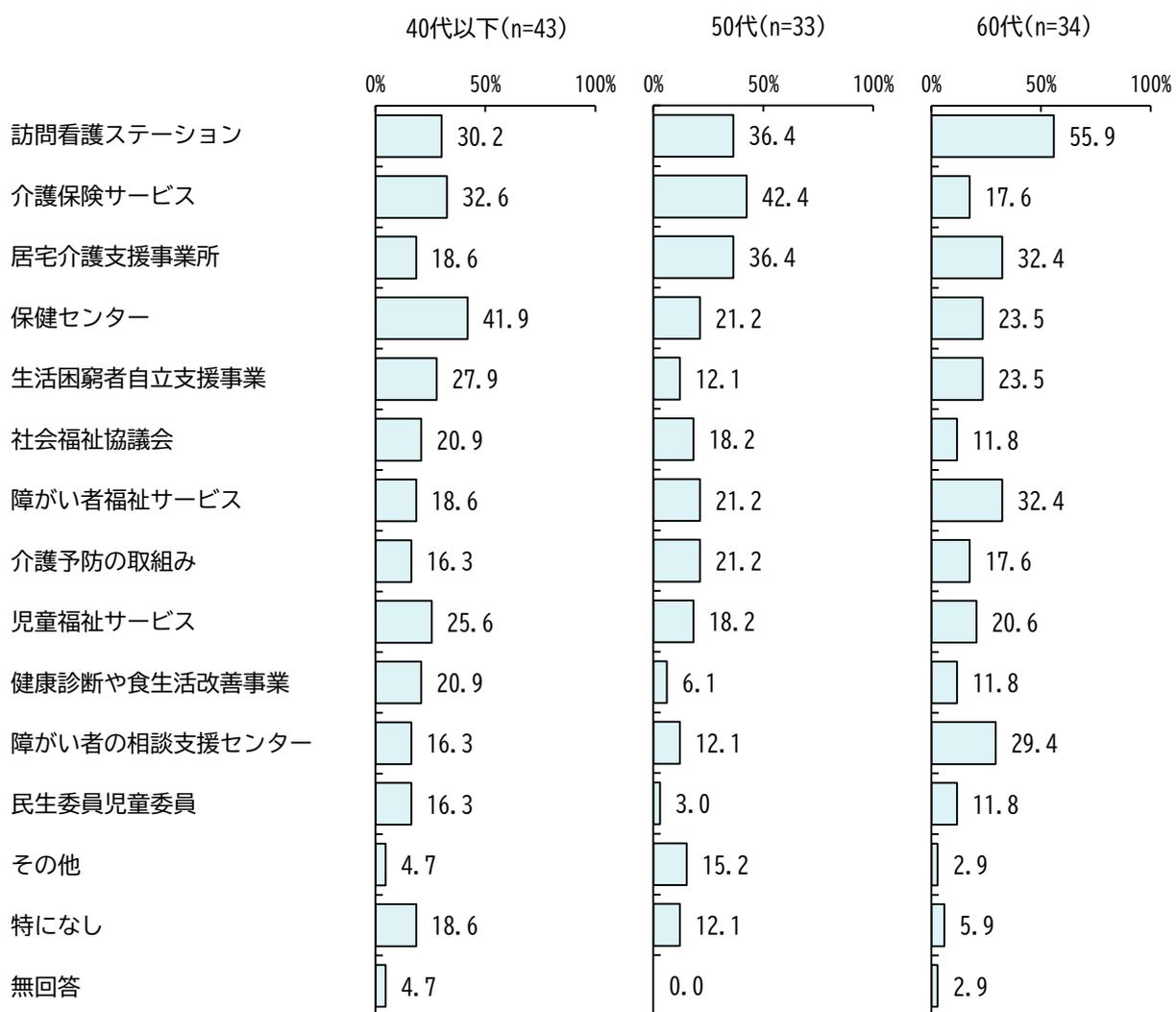
介護や子育てなどで困ったときの相談相手では、「家族・親戚」が79.4%と最も多く、次いで「町役場」が47.8%、「友人・近所の人」が36.8%などとなっています。

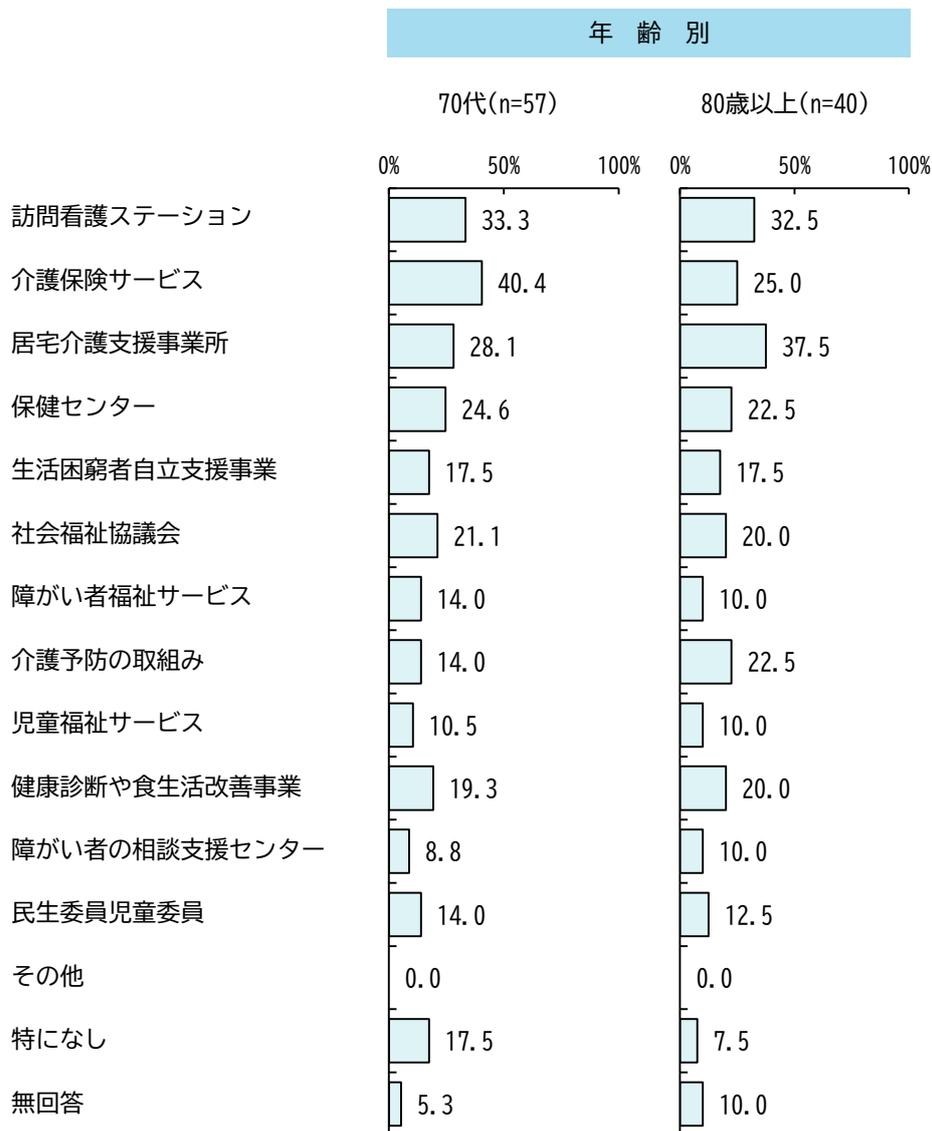
11 充実させる必要がある町の組織・機関やサービス

問21 地域の福祉を支えるために、特に充実する必要があると思われる町の組織・機関やサービスは何ですか。(〇はいくつでも)



年 齢 別





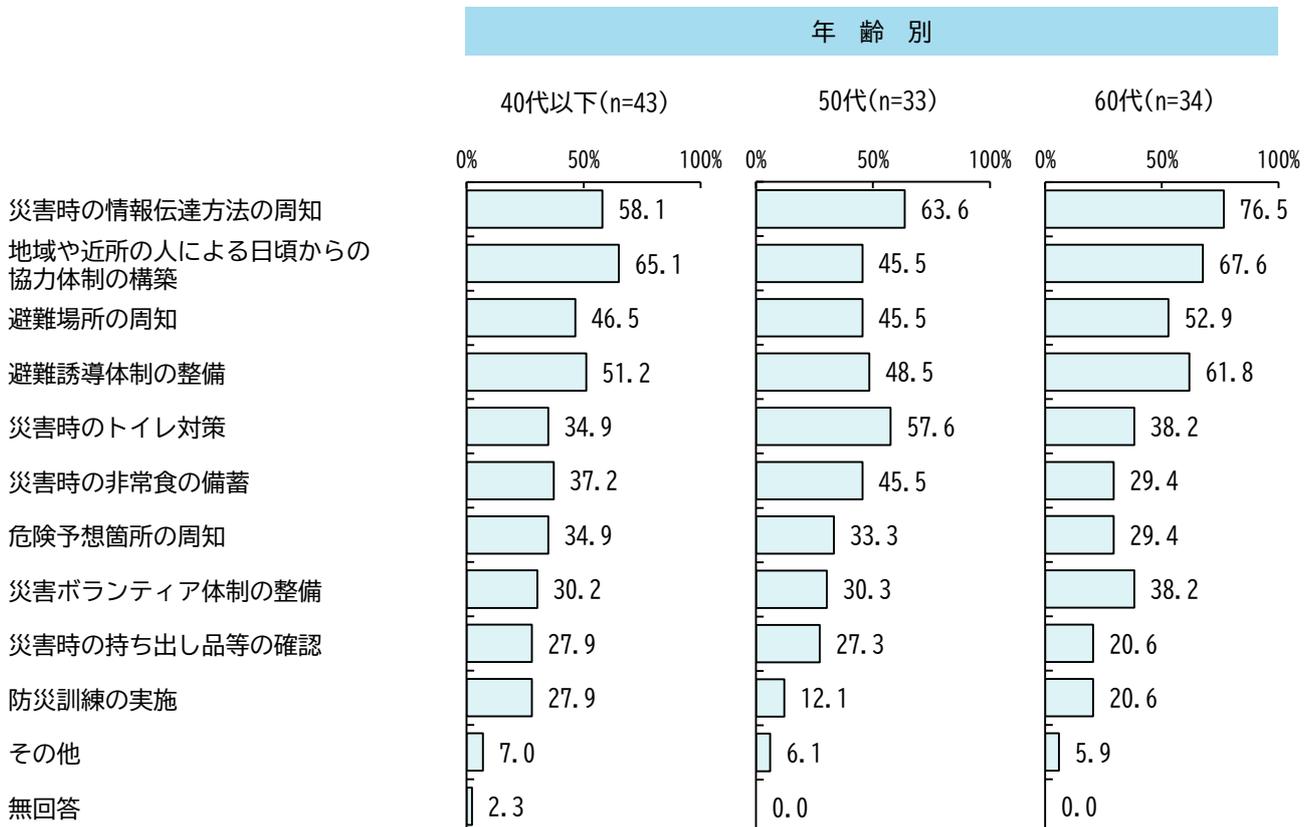
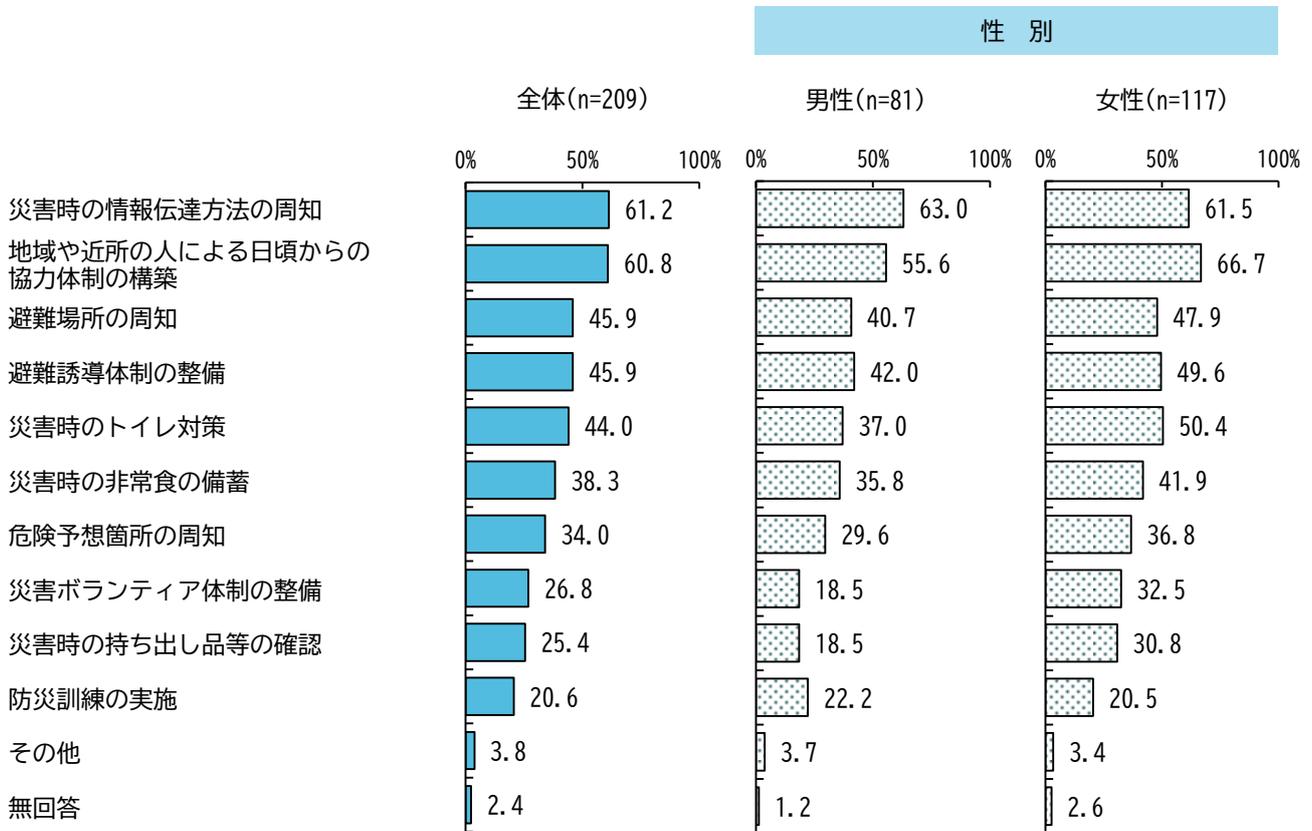
充実させる必要がある町の組織・機関やサービスでは、「訪問看護ステーション」が36.8%と最も多く、次いで「介護保険サービス」が32.5%、「居宅介護支援事業所」が30.1%などとなっています。

年齢別にみると、“40代以下”では「保健センター」が41.9%と最も多くなっています。また、“50代”では「介護保険サービス」が42.4%と最も多くなっています。また、“70代”では「介護保険サービス」が40.4%と最も多くなっています。また、“80歳以上”では「居宅介護支援事業所」が37.5%と最も多くなっています。

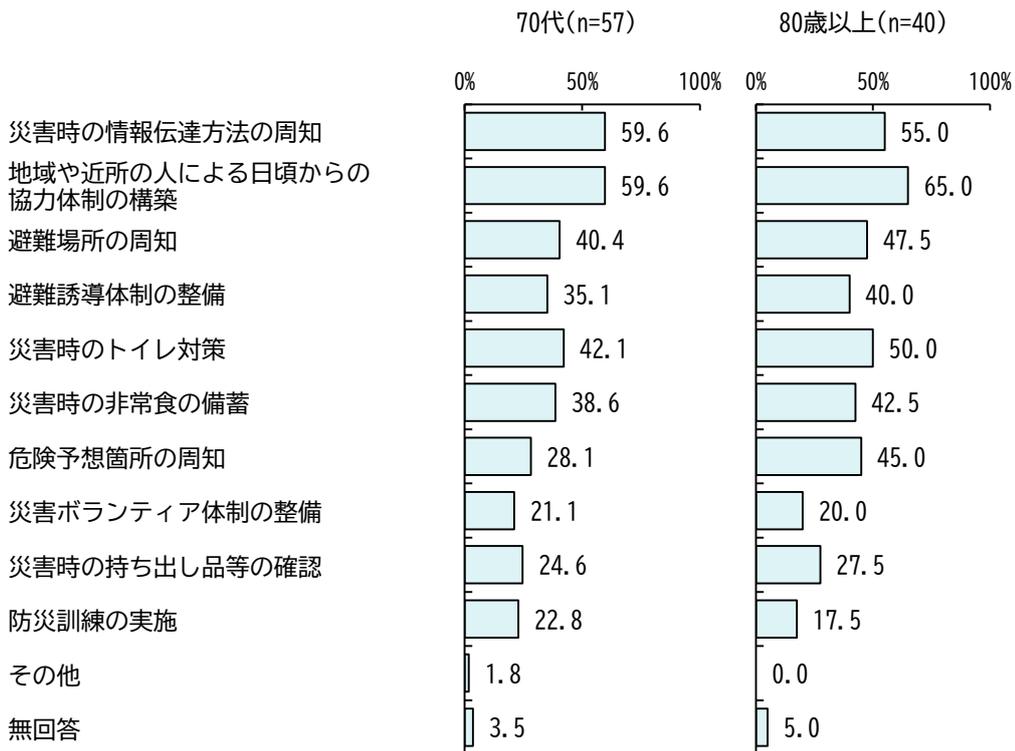
12 災害発生時に被災者となる危険性が高い方に対し取り組むべき対策

問22 高齢者、児童、障がいのある方は、一般的に災害発生時に被災者となる危険性が高いといわれています。その対策として、どのようなことに取り組むべきだと思いますか。

(○はいくつでも)



年 齢 別



災害発生時に被災者となる危険性が高い方に対し取り組むべき対策では、「災害時の情報伝達方法の周知」が61.2%と最も多く、次いで「地域や近所の人による日頃からの協力体制の構築」が60.8%、「避難場所の周知」・「避難誘導體制の整備」が45.9%などとなっています。

性別にみると、“女性”では「地域や近所の人による日頃からの協力体制の構築」が66.7%と最も多くなっています。

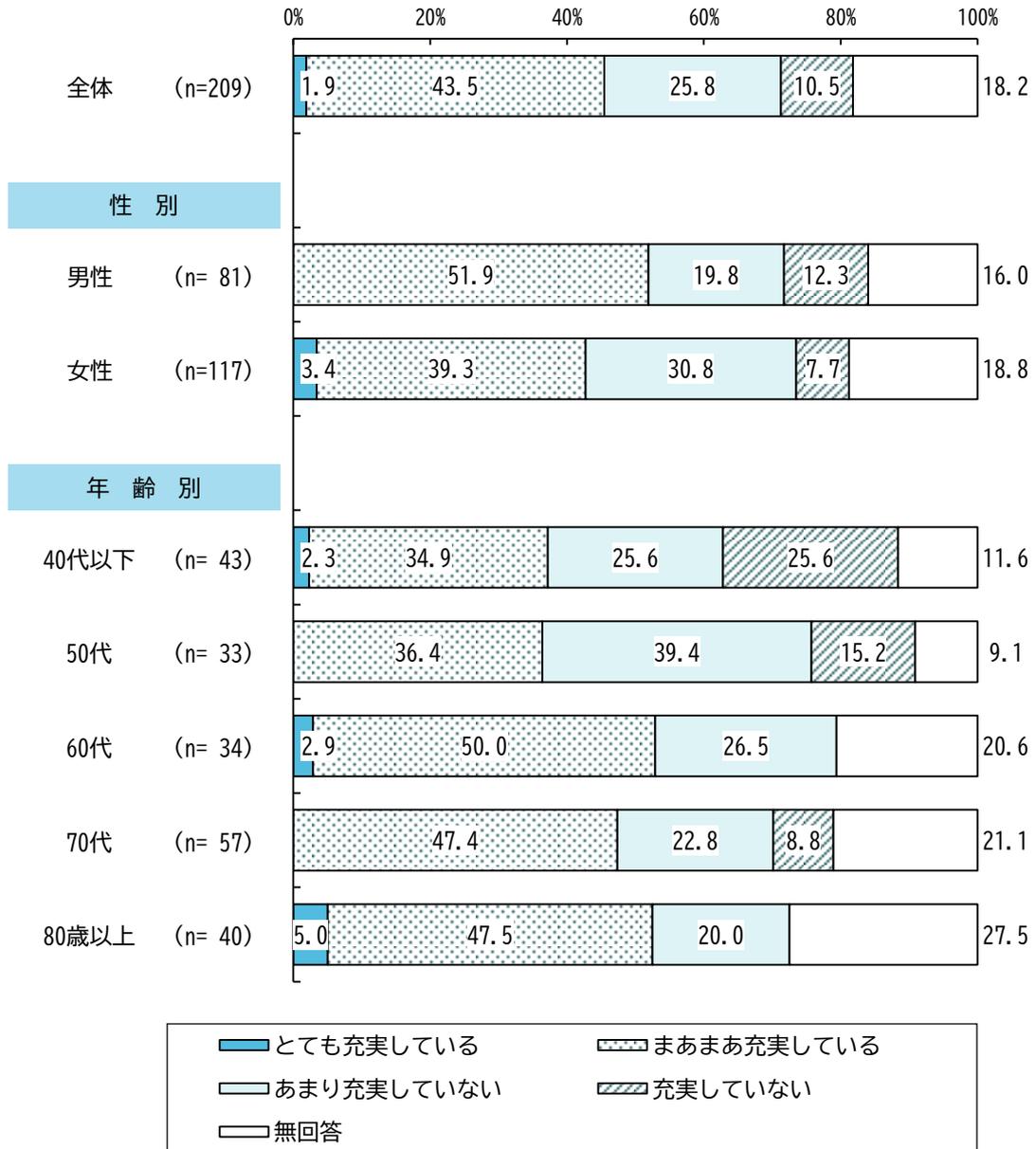
年齢別にみると、“40代以下”、“80歳以上”では「地域や近所の人による日頃からの協力体制の構築」が最も多くなっています。

5 湯河原町について

1 保健福祉施策の充実

問23 あなたは、湯河原町の保健福祉施策（サービス）が充実していると思いますか。

(○は1つだけ)

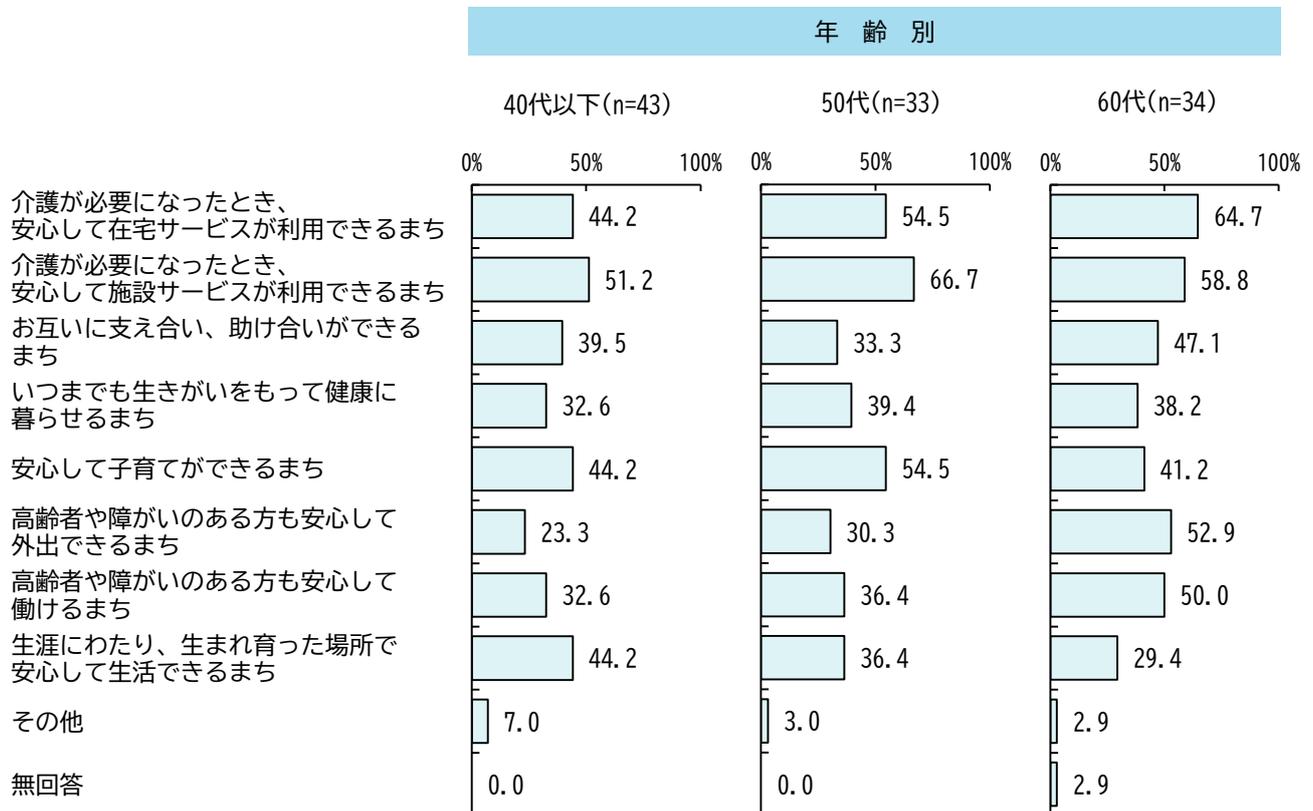
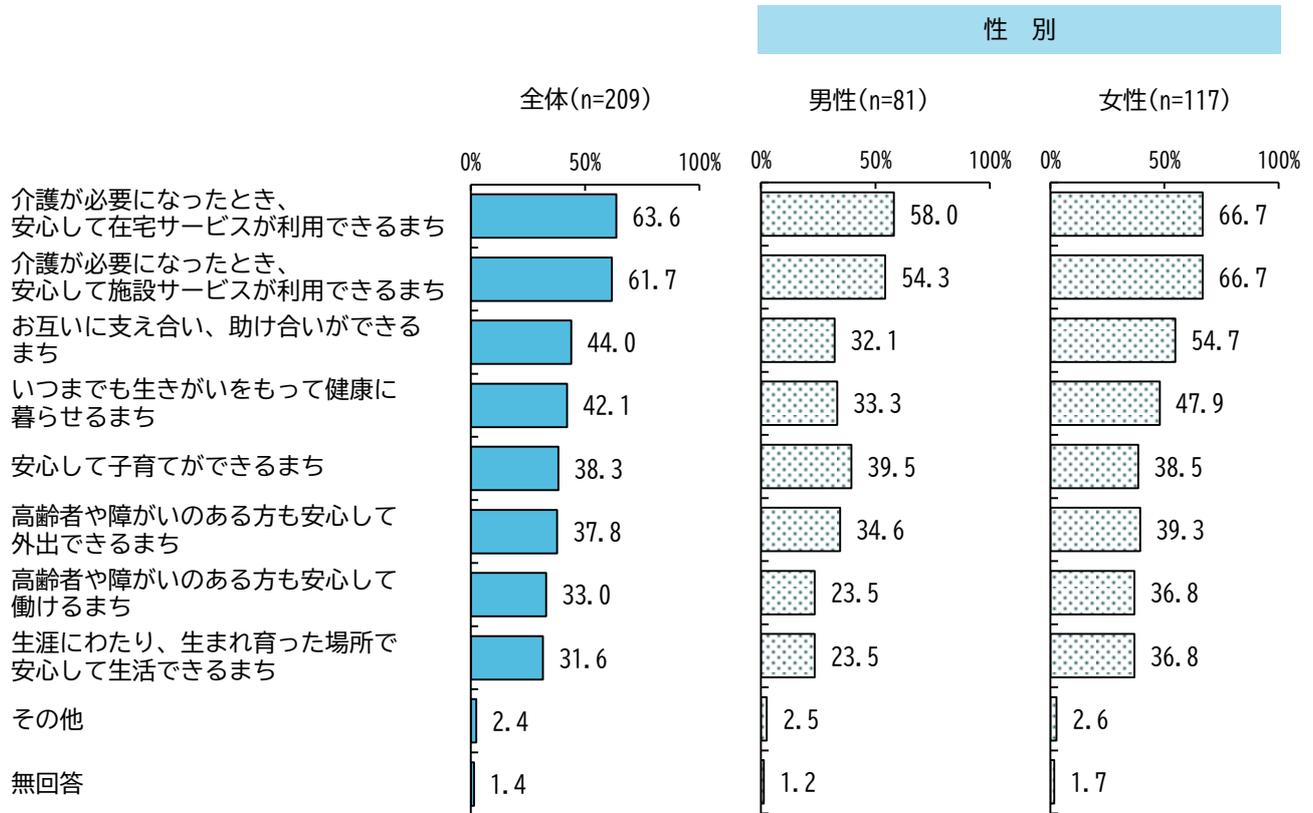


保健福祉施策の充実では、「とても充実している」が1.9%、「まあまあ充実している」が43.5%、「あまり充実していない」が25.8%、「充実していない」が10.5%となっています。年齢別にみると、「50代」では「あまり充実していない」が39.4%と最も多くなっています。

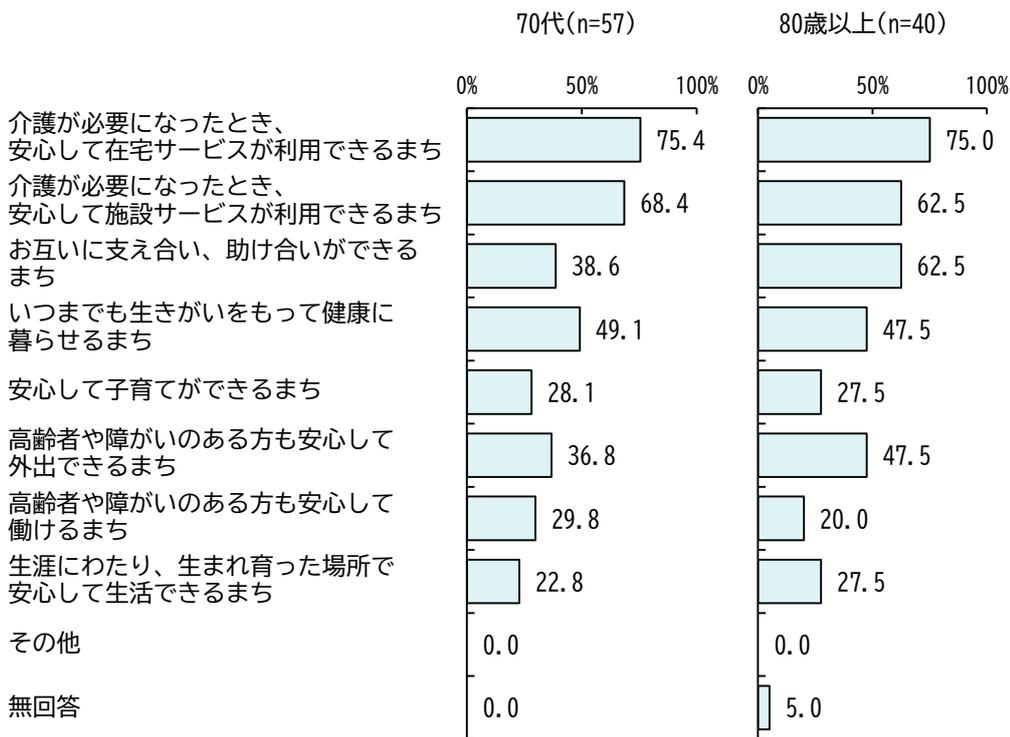
2 どんな福祉のまちにしたいか

問24 あなたは、これからの湯河原町をどんな「福祉のまち」にしたいと思いますか。

(〇はいくつでも)



年 齢 別

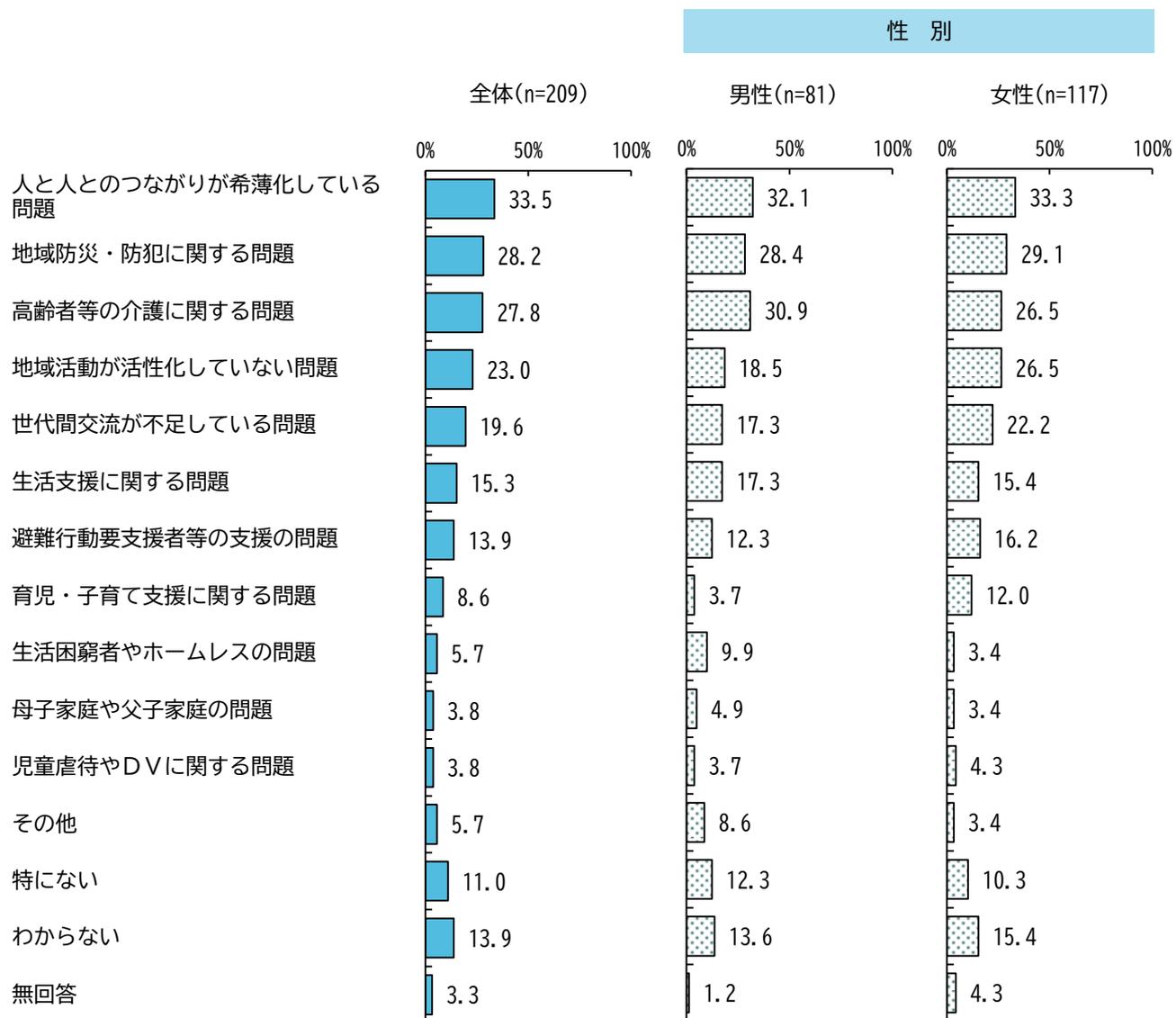


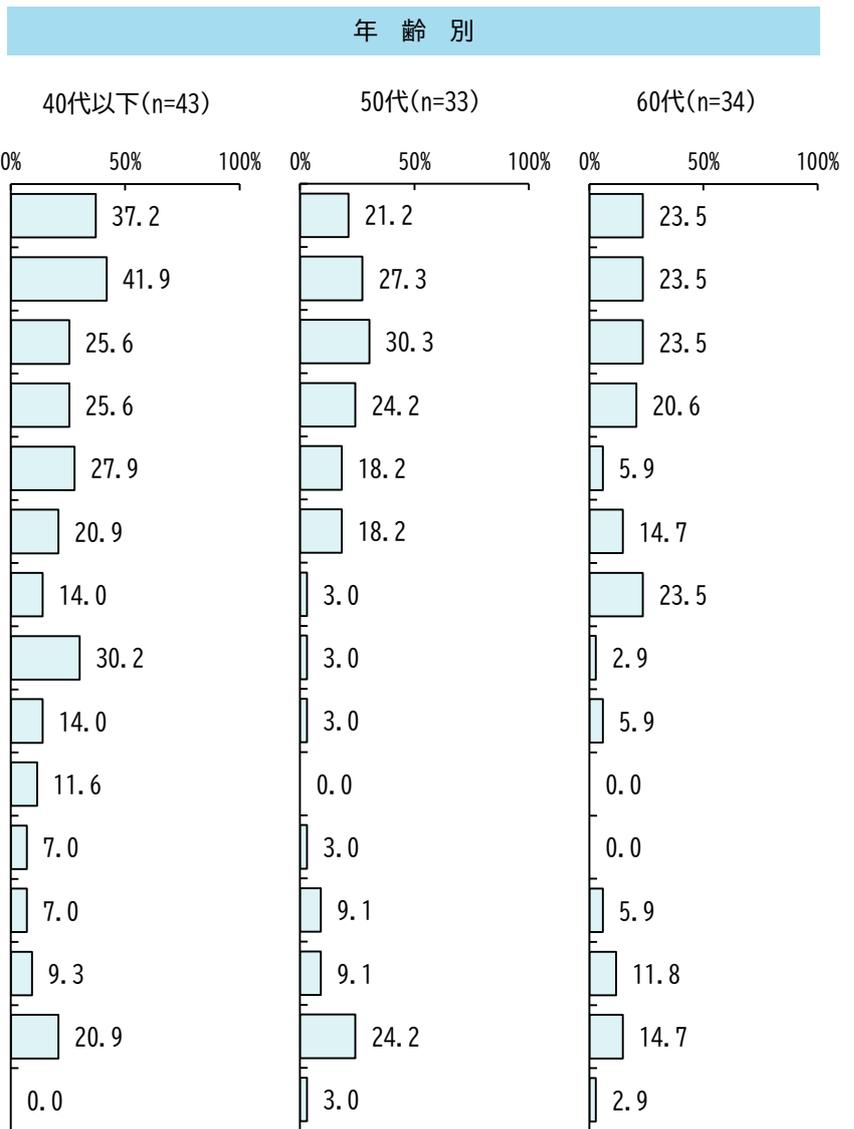
どんな福祉のまちにしたいかでは、「介護が必要になったとき、安心して在宅サービスが利用できるまち」が63.6%と最も多く、次いで「介護が必要になったとき、安心して施設サービスが利用できるまち」が61.7%、「お互いに支え合い、助け合いができるまち」が44.0%などとなっています。

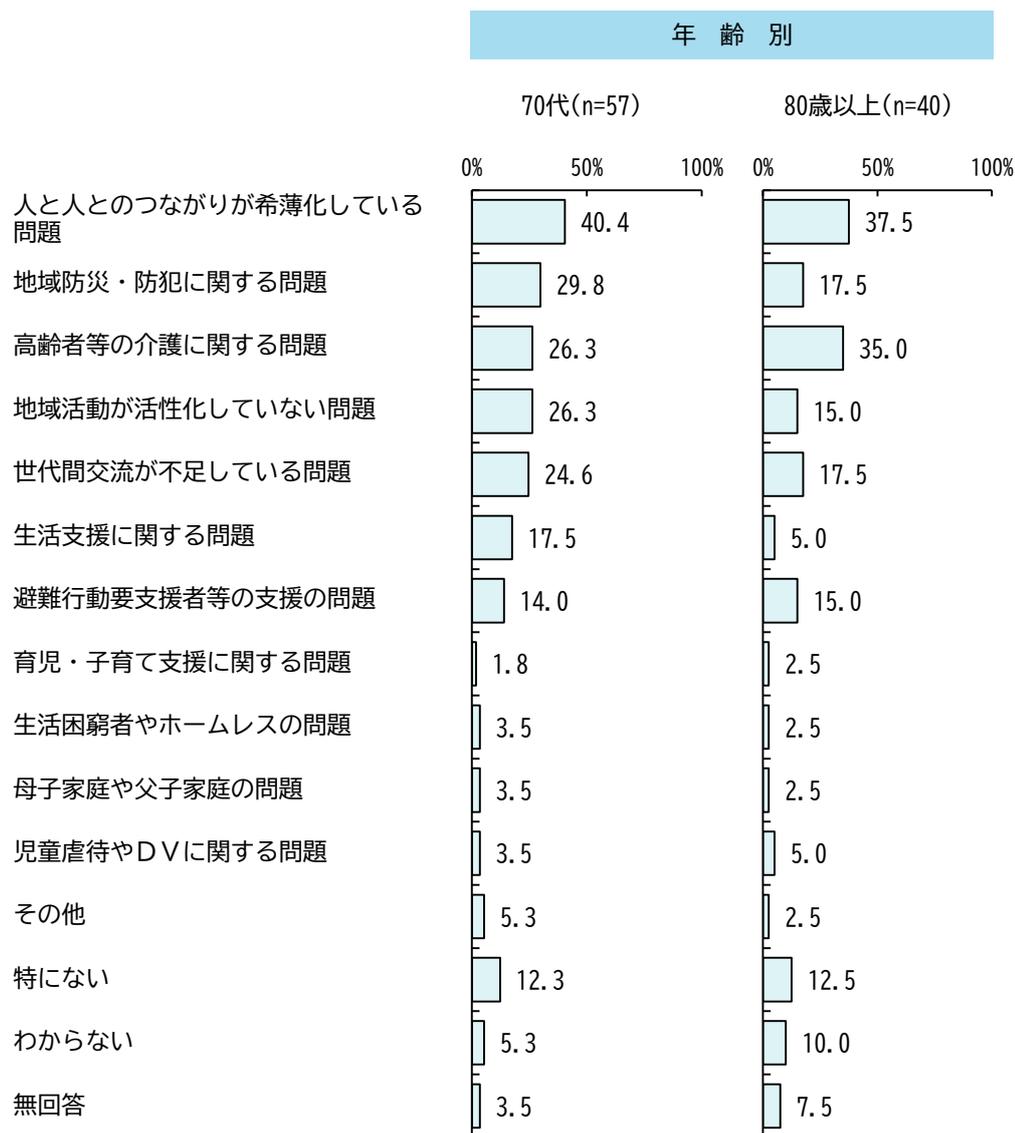
年齢別にみると、“40代以下”、“50代”では「介護が必要になったとき、安心して施設サービスが利用できるまち」が最も多くなっています。

3 安心して生活していく上での問題や課題

問25 現在、あなたがお住まいの地域やその周辺では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか。(〇はいくつでも)







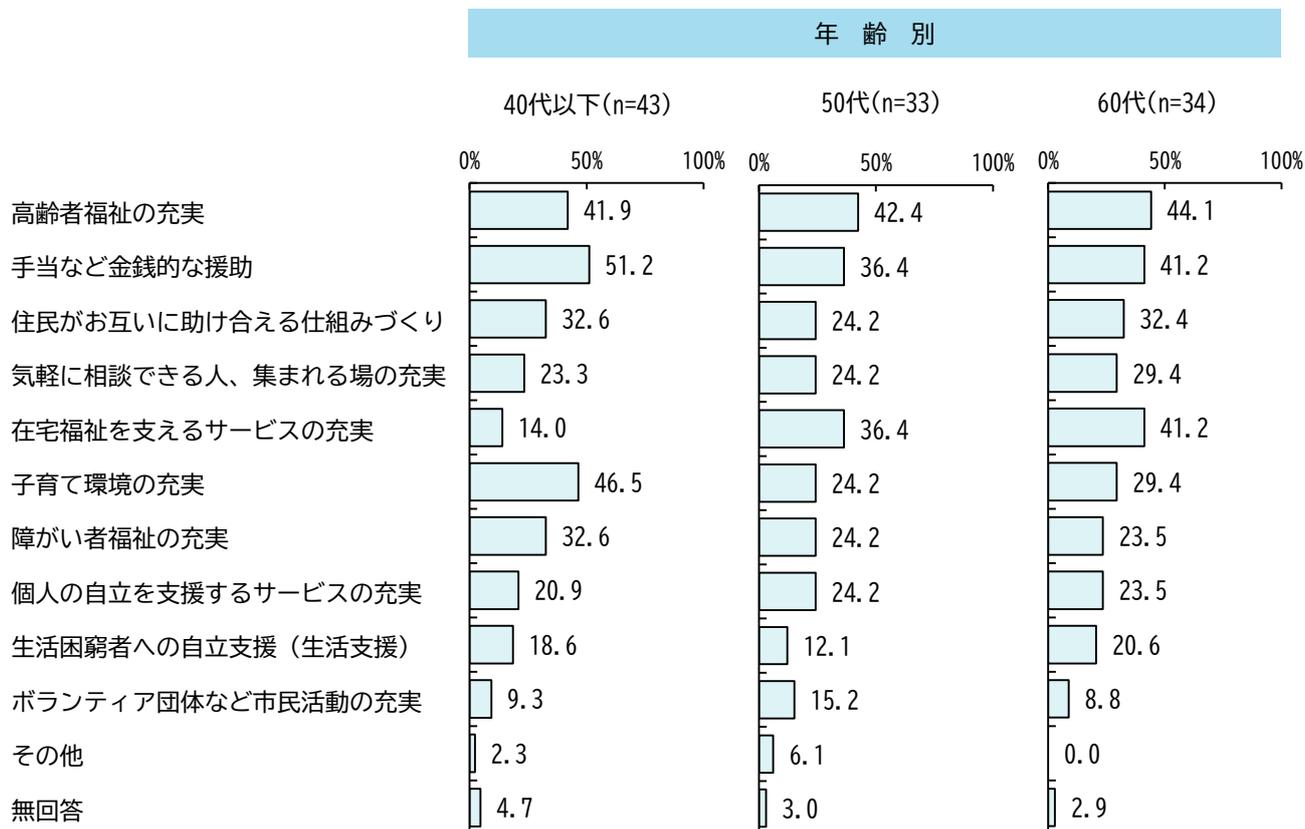
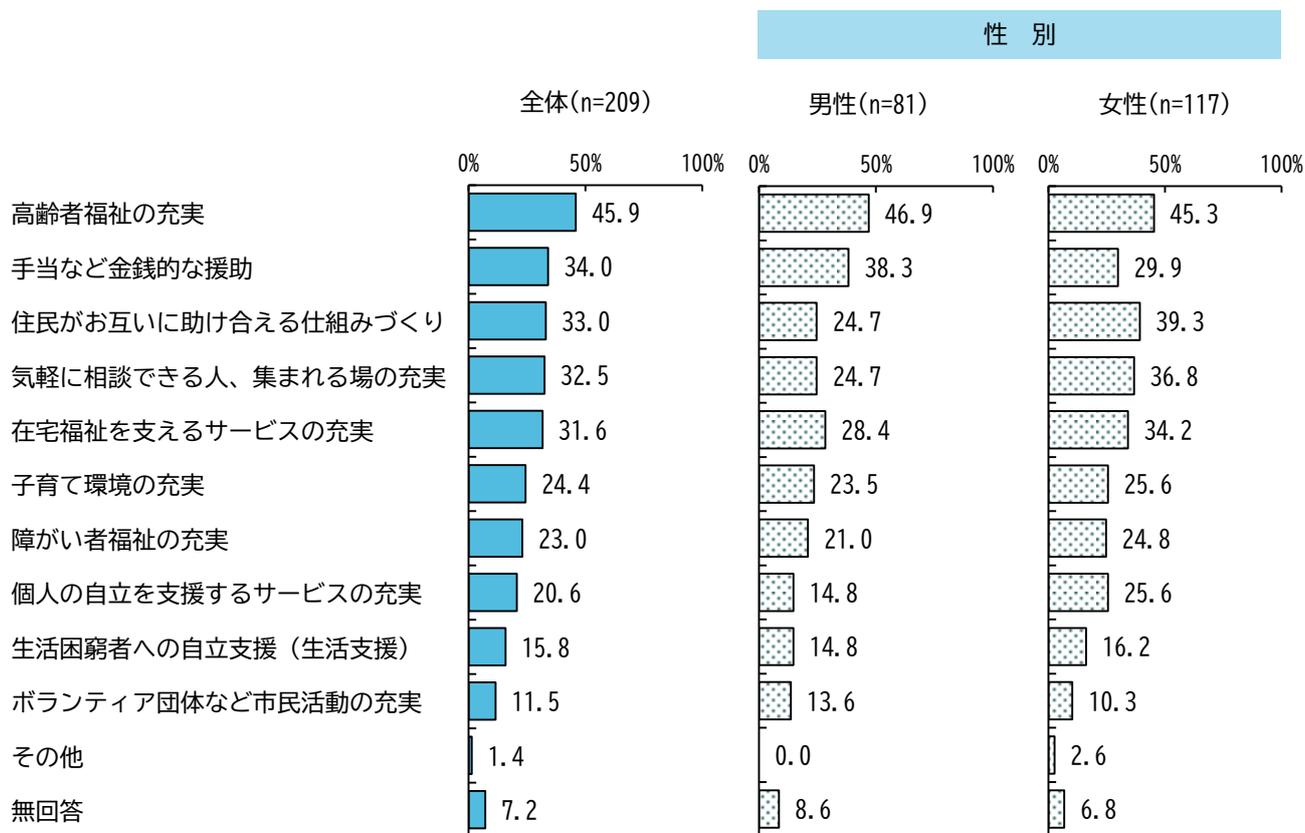
安心して生活していく上での問題や課題では、「人と人とのつながりが希薄化している問題」が33.5%と最も多く、次いで「地域防災・防犯に関する問題」が28.2%、「高齢者等の介護に関する問題」が27.8%などとなっています。

年齢別にみると、“40代以下”では「地域防災・防犯に関する問題」が41.9%と最も多くなっています。また、“50代”では「高齢者等の介護に関する問題」が30.3%と最も多くなっています。

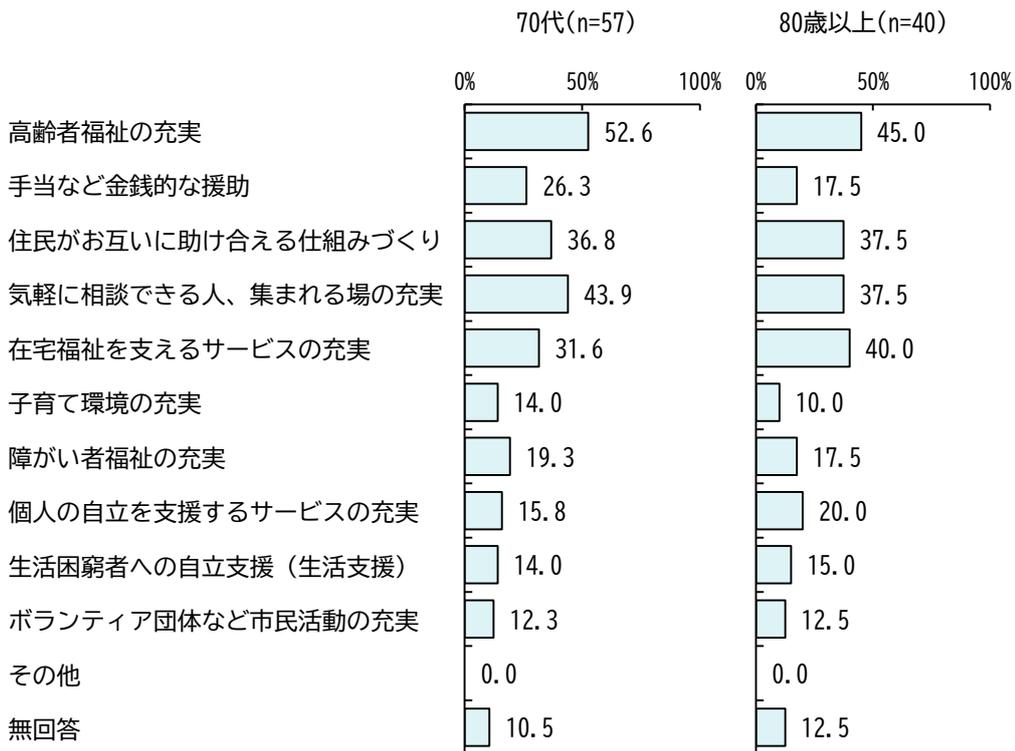
4 福祉は何を重点にすべきか

問26 あなたは、これからの湯河原町の「福祉」は、何を重点にすべきと思いますか。

(○はいくつでも)



年 齢 別

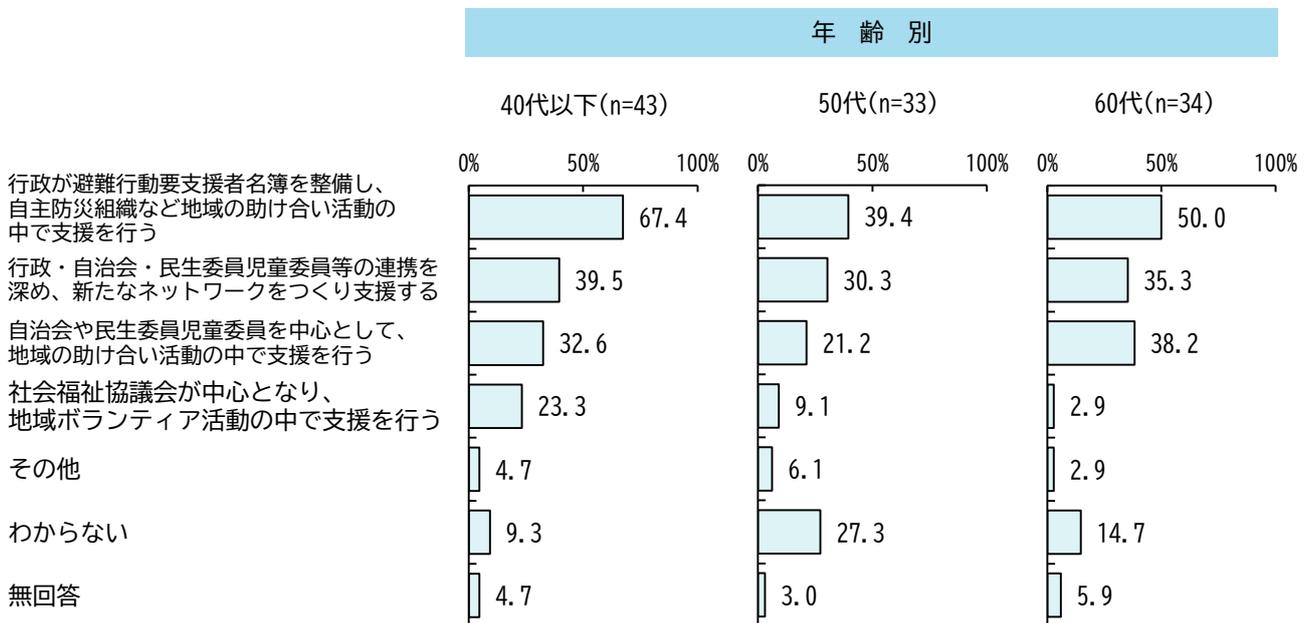
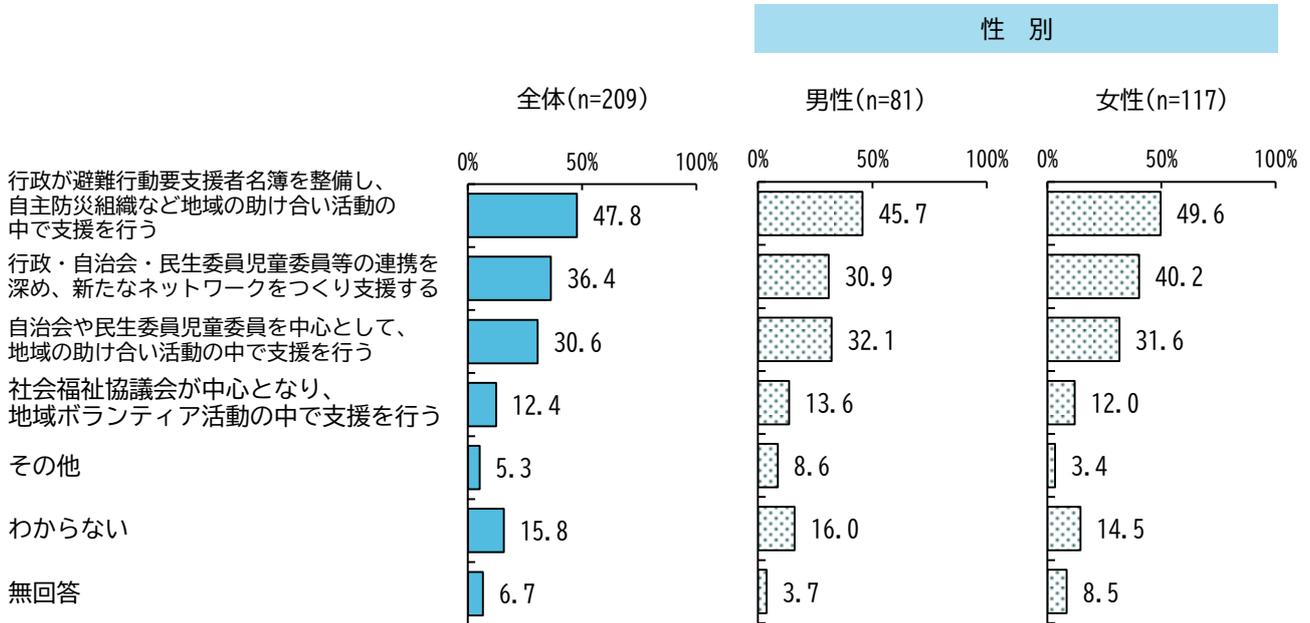


福祉は何を重点にすべきかでは、「高齢者福祉の充実」が45.9%と最も多く、次いで「手当など金銭的な援助」が34.0%、「住民がお互いに助け合える仕組みづくり」が33.0%などとなっています。

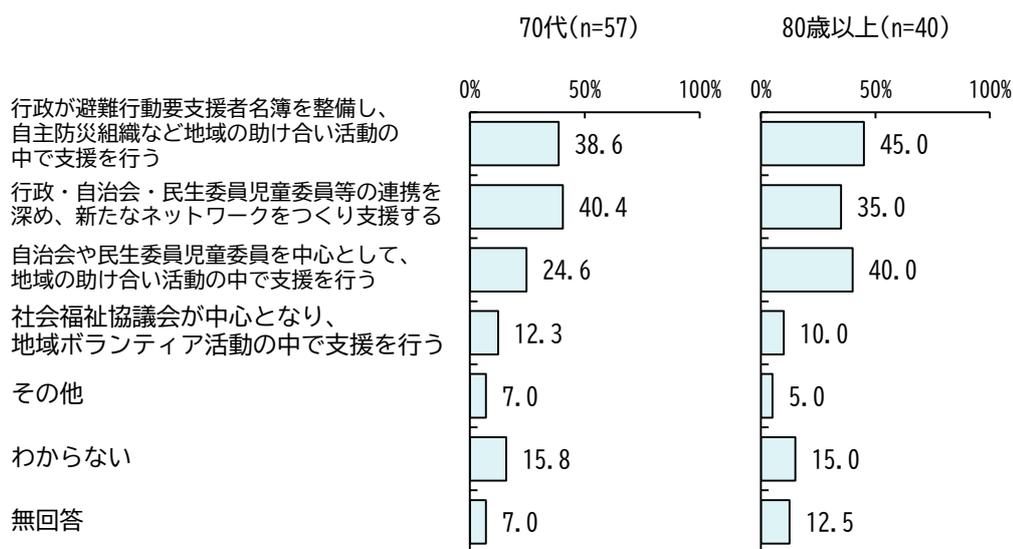
年齢別にみると、“40代以下”では「手当など金銭的な援助」が51.2%と最も多くなっています。

5 支援を行うためにどのような体制をつくるのがよいか

問27 あなたは災害時や緊急時において、障がいのある方やひとり暮らしの高齢者に対して「避難支援」や「安否確認」などの支援を行うためには、どのような体制をつくるのがよいと思いますか。(〇はいくつでも)



年 齢 別

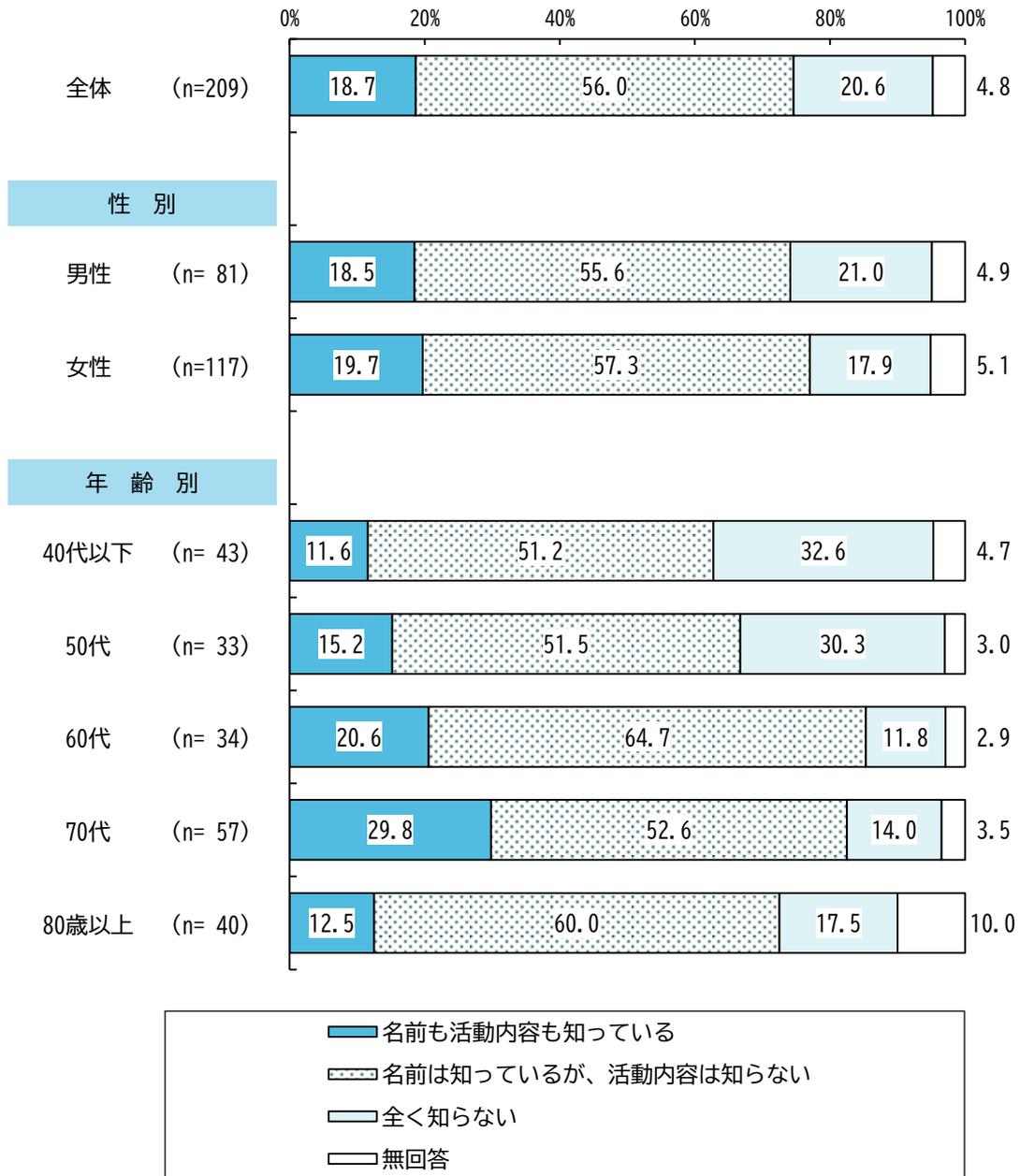


支援を行うためにどのような体制をつくるのがよいかでは、「行政が避難行動要支援者名簿を整備し、自主防災組織など地域の助け合い活動の中で支援を行う」が47.8%と最も多く、次いで「行政・自治会・民生委員児童委員等の連携を深め、新たなネットワークをつくり支援する」が36.4%、「自治会や民生委員児童委員を中心として、地域の助け合い活動の中で支援を行う」が30.6%などとなっています。

年齢別にみると、“70代”では「行政・自治会・民生委員児童委員等の連携を深め、新たなネットワークをつくり支援する」が40.4%と最も多くなっています。

6 湯河原町社会福祉協議会の認知

問28 あなたは、湯河原町社会福祉協議会を知っていますか。(○は1つだけ)

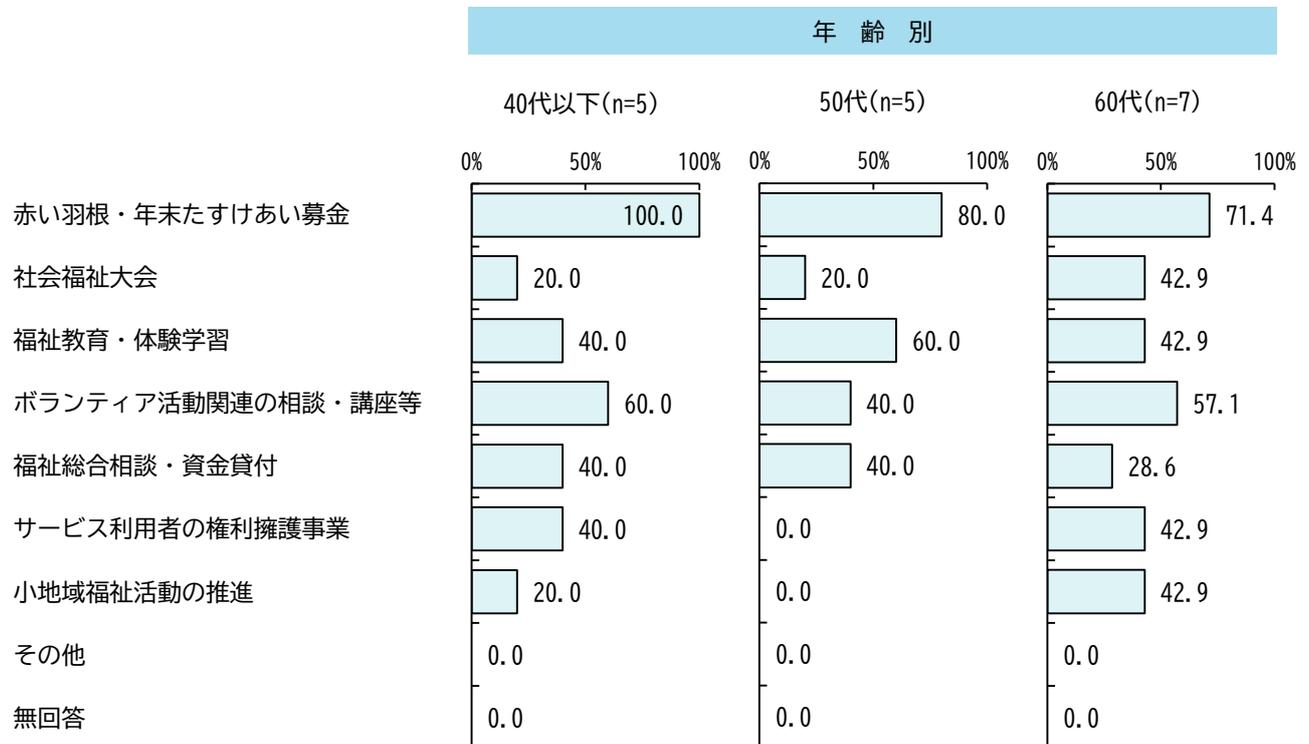
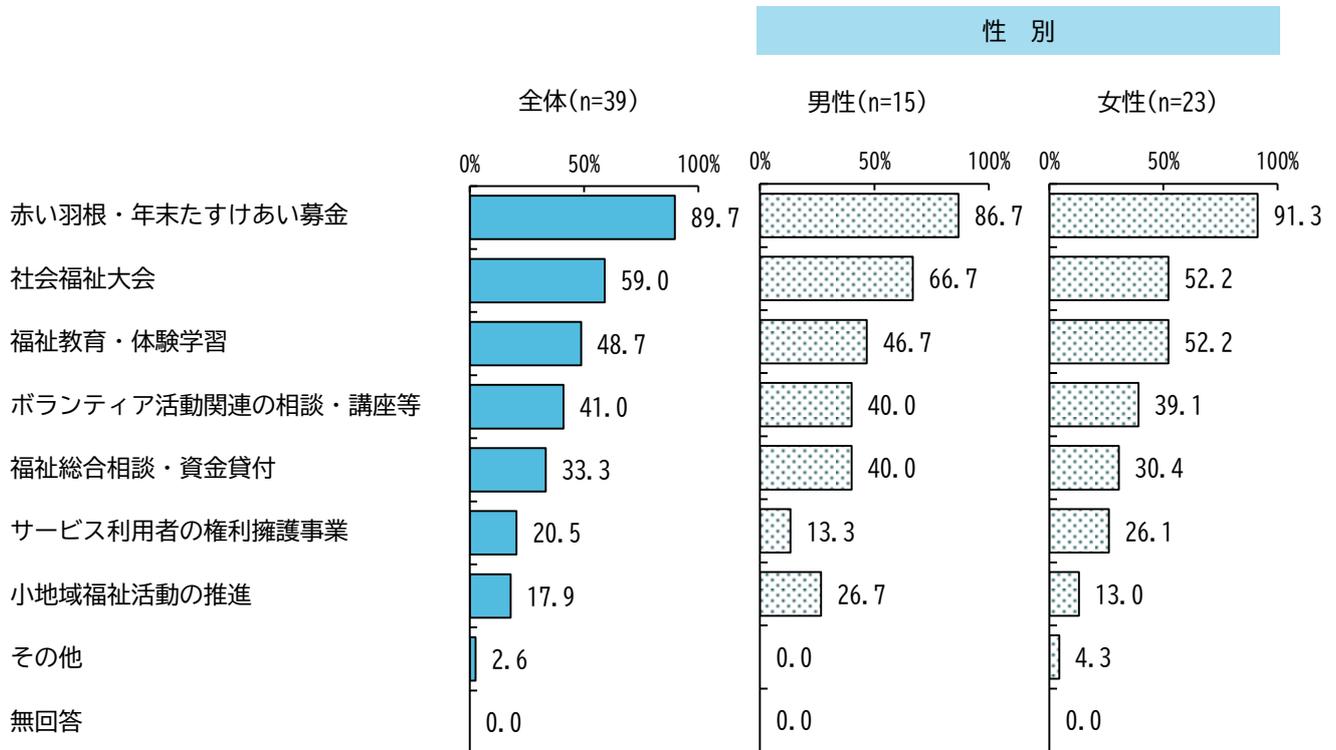


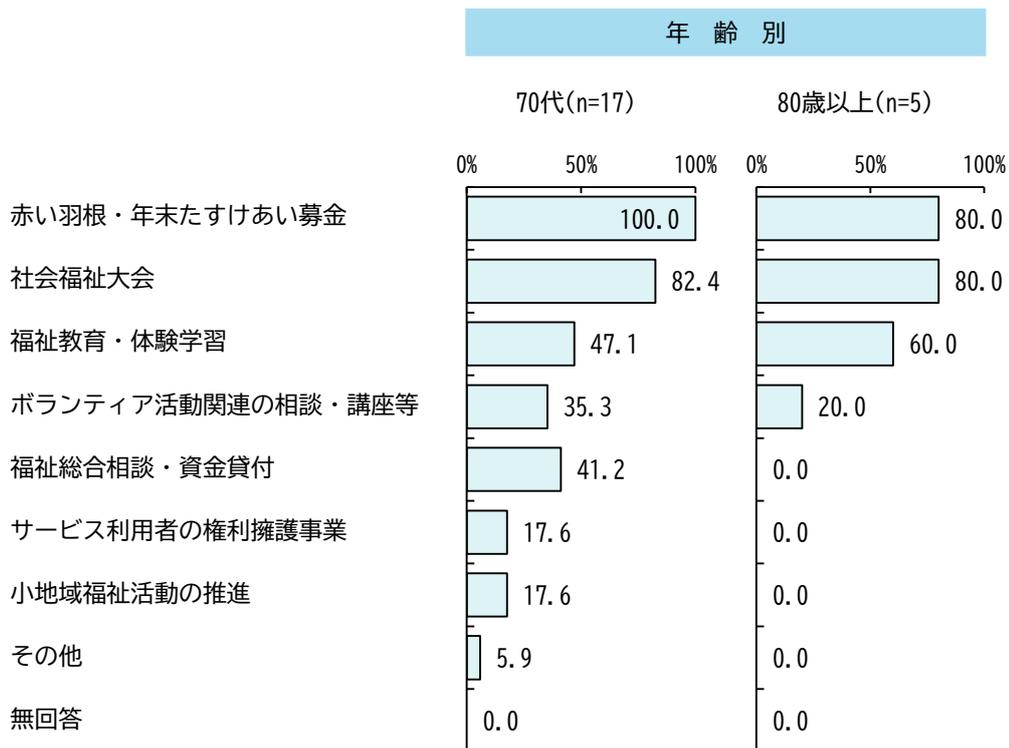
湯河原町社会福祉協議会の認知では、「名前も活動内容も知っている」が18.7%、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が56.0%、「全く知らない」が20.6%となっています。

7 湯河原町社会福祉協議会が行っている事業について知っているもの

問28で「1 名前も活動内容も知っている」と答えた方

問28-1 湯河原町社会福祉協議会（町社協）が行っている主な事業について、知っているものに○をつけてください。（○はいくつでも）



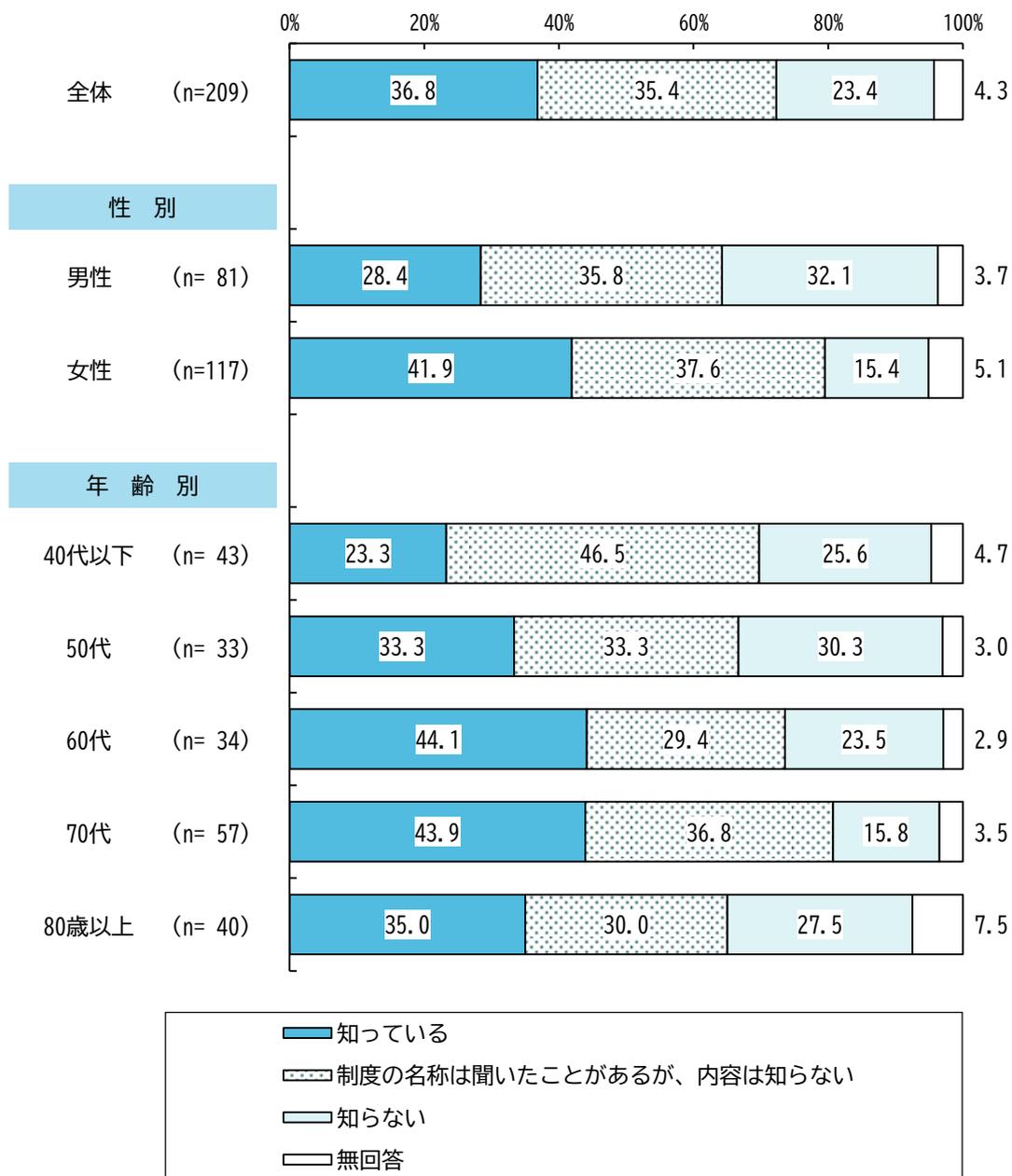


湯河原町社会福祉協議会が行っている事業について知っているものでは、「赤い羽根・年末たすけあい募金」が89.7%と最も多く、次いで「社会福祉大会」が59.0%、「福祉教育・体験学習」が48.7%などとなっています。

6 制度について

1 成年後見制度の認知

問29 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(○は1つだけ)



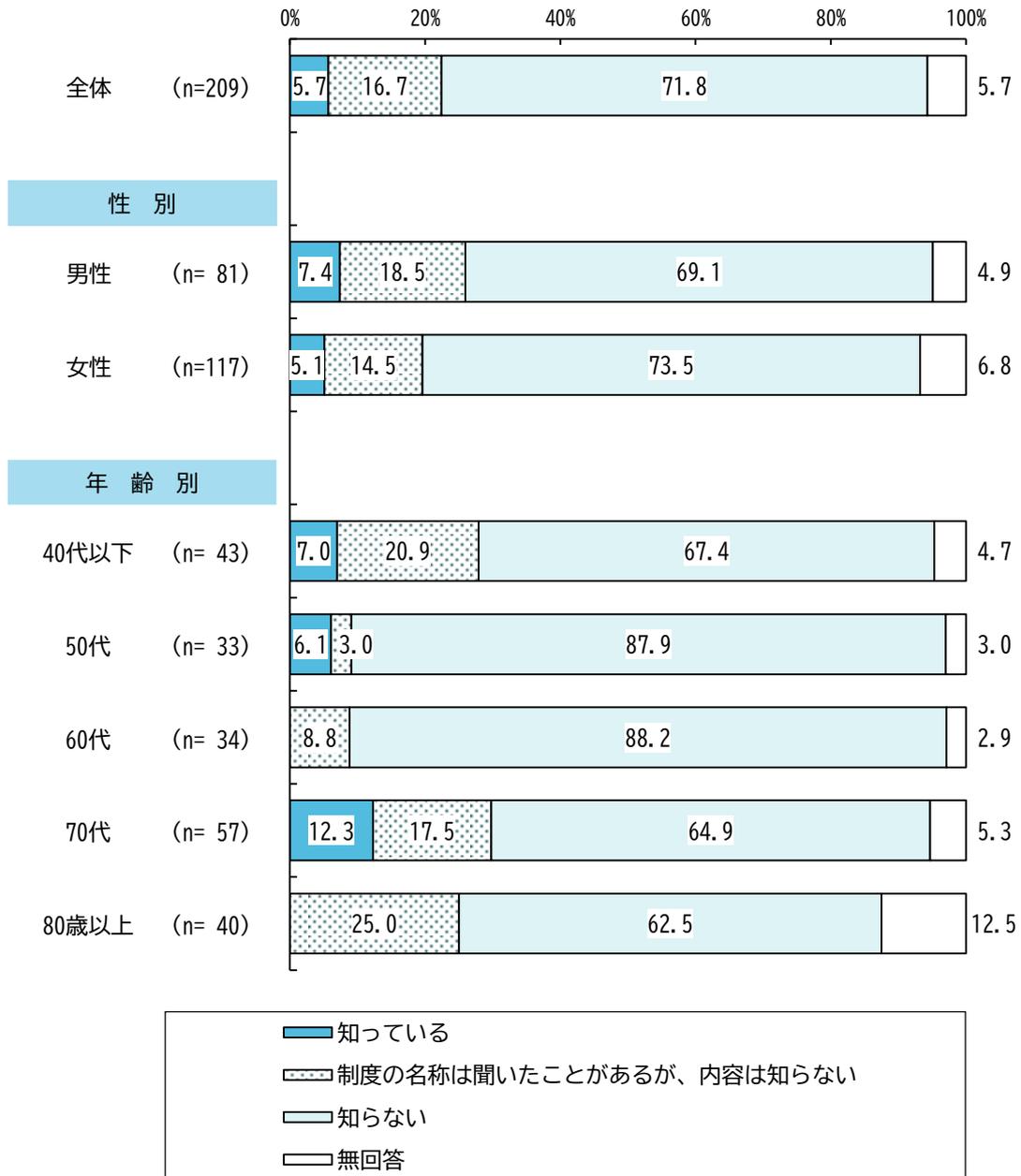
成年後見制度の認知では、「知っている」が36.8%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.4%、「知らない」が23.4%となっています。

性別にみると、「男性」では「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.8%と最も多くなっています。

年齢別にみると、「40代以下」では「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が46.5%と最も多くなっています。

2 避難行動要支援者登録制度の認知

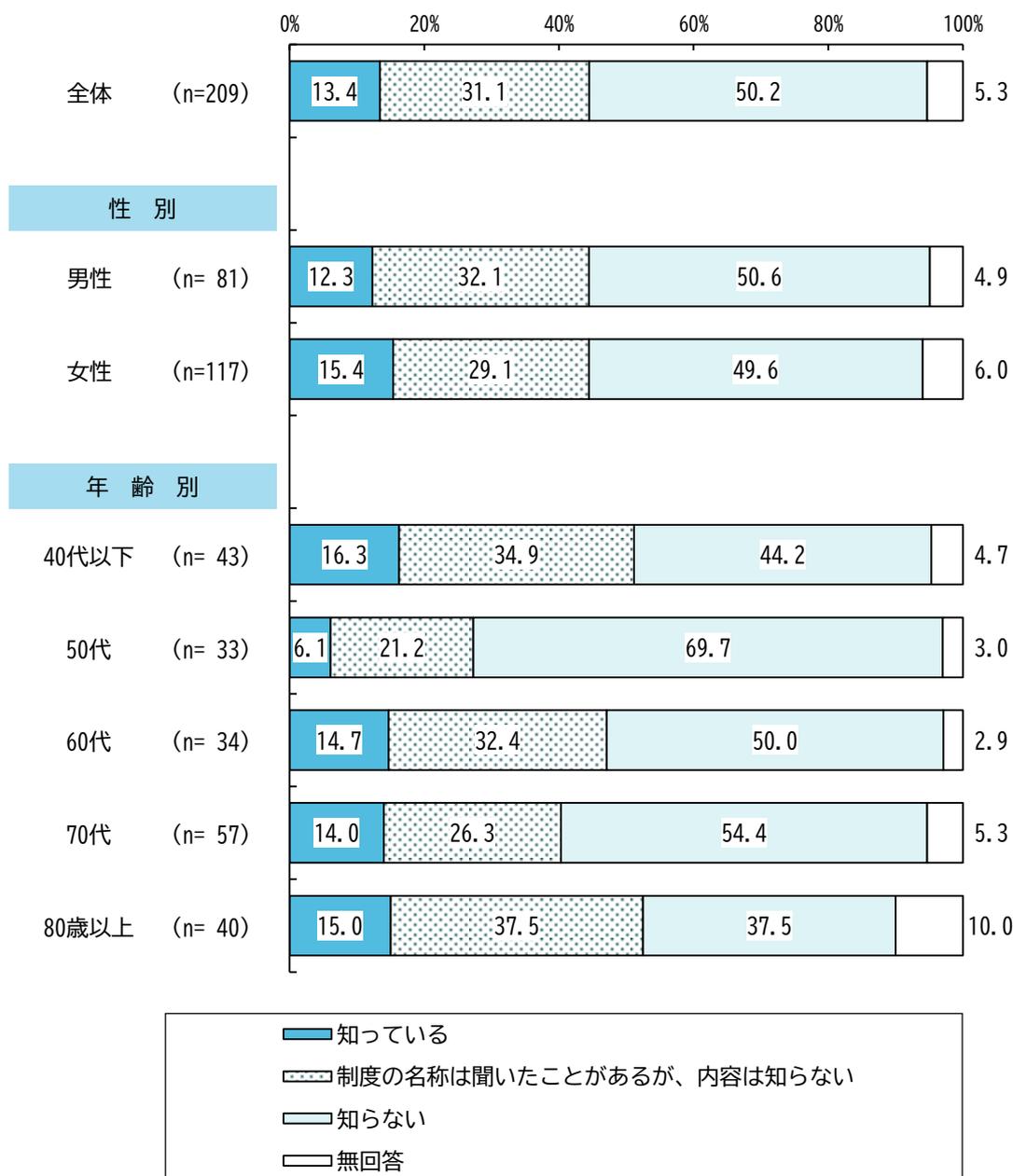
問30 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、町では災害発生時等に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために、特に支援を必要とする人の名簿を作成しています。あなたは避難行動要支援者登録制度を知っていますか。(○は1つだけ)



避難行動要支援者登録制度の認知では、「知っている」が5.7%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が16.7%、「知らない」が71.8%となっています。

3 生活困窮者自立支援制度の認知

問31 あなたは生活困窮者自立支援制度を知っていますか。(○は1つだけ)



生活困窮者自立支援制度の認知では、「知っている」が13.4%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が31.1%、「知らない」が50.2%となっています。

2 第1期湯河原町地域福祉計画 施策検証シート

方針	施策	事業	ページ	所管課	これまでの取り組み	課題	今後の方向性	今後の方向性や取り組み
(1) 相談体制の充実	【施策1】地域における相談支援体制の整備	①相談体制の強化	13	こども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭の親とその子どもを対象として、親子の交流の場の提供や講座の開催など子育てに関する情報提供を実施してきた。 ファミリーサポートセンター事業、子育てサロン事業と連携して、子育てなどに関する相談、援助を実施してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様な相談に対応するため、職員のスキルアップが必要である。 虐待事案を未然に防止するため、児童相談所などとの連携を強化する必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場として拡充する。 児童相談所などの関係機関との連携強化を図る。 子育ての多様なニーズに対応するため、職員のスキルアップのため研修などに積極的に参加する。
				社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉相談員が、障がい児者の安定した地域生活を支えるための相談や町民の障がい福祉に関する理解を深めるための活動などを行ってきたが、相談員が高齢となり活動が困難になってきたこと、また、現在では計画相談支援事業所や委託相談などより高度で専門的な相談を受けることが可能となったことなどの理由から、平成30年度末でその設置が廃止された。 障がい児者からの相談に対しては、おだわら障がい者総合相談支援センター“クローバー”（委託相談）や基幹相談支援センター、障害者支援センター“ほけっと”、相談支援事業所などと連携しながら、障がい児者が抱える課題などに対応してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、地域の障がい福祉サービス相談支援事業所の利用ニーズが高く、計画相談を依頼したくても受け入れが難しい状況である。 広域で実施している相談支援機関では、電話での相談対応ができるものの、所在地が小田原市であることから直接訪問しての相談が困難である。 委託相談が実施している出張福祉相談会（月2回）では、相談支援専門員が湯河原町まで赴いて相談受付を行っているが、相談に訪れる対象者が少ない。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市町、事業所などが相互に連携し、障がい児者やその家族、支援者などが、容易に、そして気軽に相談することができる体制を構築するため更なる検討を行う。
		②地域における包括的な支援体制の充実	13	介護課	<ul style="list-style-type: none"> 多様化・複雑化する高齢者のニーズなどに適切に対応できるよう、地域包括支援センター運営業務の民間委託について、より高度な専門性、柔軟性が期待できる受託候補法人の選定や委託に向けた協議を行い、令和3年度から委託することで機能強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 町と地域包括支援センターとの情報共有や連携が必要である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの各取組について、国が定める評価指標などにに基づき、業務の実施状況を自己点検・評価するとともに、湯河原町地域包括支援センター運営協議会に報告し、地域における専門的な意見などを求めるなど、改善若しくは質の確保に向けた取組を行う。
				社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 足柄下郡1市3町で実施している相談支援事業（おだわら障がい者総合相談支援センター“クローバー”、基幹相談支援センター）や県西圏域2市8町で実施している障がい者就業・生活支援センター事業（障害者支援センター“ほけっと”）などとの連携により、障がいのある方や、その支援者などに対し情報提供、相談、就労支援などを行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施事業の事業所が小田原市に所在していることから、気軽に相談するという点に消極的な傾向があるように感じられる。 地域の相談支援事業所は新規の相談受付が難しい状況にあり、個人に対しての手厚い相談支援を受けることが困難である。 就労に対する希望は、障がい者本人よりもその保護者又は支援者の方が強い傾向にあり、本人に意欲がないために就労まで結び付けることが難しいケースがある。 8050問題などにも見られるように、親亡き後の障がい児者の将来を見据え、親や支援者のいなくなった後の生活について、障がい児者が安心して生活できる環境を整備する必要がある。 	拡大	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き広域連携による障がい児者や保護者、支援者などの支援を行うとともに、支援事業の更なる周知、啓発を実施することにより、より多くの利用を促す。 地域生活支援拠点の整備を進め、親亡き後を見据えた居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持つ場所や体制を整える。
				こども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターにおいて、子育て支援員を配置し、児童相談業務の充実に努めた。 保健センターと連携し、支援に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する相談や多様化するニーズに対応するため、関係機関などとの連携を強化する必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターなどの関係機関との連携強化を図る。
				保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターを令和2年4月に立ち上げた。 助産師が常駐することで、母乳育児などの相談に速やかに妊娠前から母親が心身共に安心して子育てができるよう対応できる体制を整えた。 個別に継続した支援が必要と思われるハイリスク者についての家庭訪問を積極的に実施し、健やかな育児のための環境づくりを支えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業を充実させることや、子育て支援センターとの連携体制を強化し、子育てする母親などが孤立しないようにする。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症まん延により精神的に不安定になる妊婦の方も多いため、それぞれの状況に応じた電話相談や訪問などを行い、妊娠期からの切れ目のない支援を引き続き実施し、母子の健やかな生活環境をサポートする。
		③生活困窮者自立支援法に基づく体制整備	13	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内に生活困窮者自立相談支援機関のチラシなどを配架、周知を行い、他課との連携を図った。 他課へ保険料や税金の相談に来られた方、電話で生活相談をされた方などに、小田原保健福祉事務所や、生活困窮者自立相談支援機関を案内した。 生命の危機にあるなどの緊急性の高い方には、町社会福祉協議会へ連絡し、フードコネクトの手配を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者が直接、生活困窮者自立相談支援機関や、生活保護実施機関である小田原保健福祉事務所へつながるため、町で生活困窮者の生活実態の詳細を把握し難い。 来庁者が生活相談できる場所、相談員の確保が課題である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援会議などを通じて、小田原保健福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、ハローワーク、社会福祉協議会などの他機関との情報交換を密にし、湯河原町の生活困窮者の現状把握に努め、町に必要な支援を検討する。 インターネットを使用できないなど情報を得られない生活困窮者に対し必要な情報や制度の周知を図る。

方針	施策	事業	ページ	所管課	これまでの取り組み	課題	今後の方向性	今後の方向性や取り組み
(1) 相談体制の充実	【施策2】 権利擁護の充実	①権利擁護の普及促進	14	介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない高齢者などの後見などの開始の手續に当たっては、老人保健法の規定に基づき、町長が申立てを行うことで、迅速かつ円滑な制度利用につなげ、また、費用を負担することが困難な高齢者などに対しては、申立てに係る費用及び後見人に対する報酬などについて助成してきた。 ・司法書士会や行政書士会など関係団体などと連携を図りながら権利擁護に関する公開講座を定期的に開催し、各種制度の広報・周知を図ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町長申立ての件数増加が見込まれ、後見などの開始手續に時間がかかる。 ・権利擁護に関する公開講座を定期的に開催しているが、参加者が少ないため周知方法の検討が必要である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしや認知症高齢者などの増加が見込まれる中で、住み慣れた地域において、判断能力が不十分な状態となっても個人の尊厳が重んじられ、その方らしい生活を過ごすことができるよう、成年後見制度の促進を図る。 ・高齢者などに対する権利侵害や、生命・生活・健康が損なわれる状況の増加も懸念されることから、高齢者虐待の防止に向けた普及啓発や早期発見・早期対応が図れる体制の構築に努める。
				社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用に関する相談に対し、相談支援事業（委託相談）や基幹相談支援センター、また、高齢の障がい者に対しては、介護課と連携して対応に当たった。 ・町長申立により成年後見などを開始した者のうち、湯河原町成年後見制度利用支援事業実施要綱に該当する者について、制度の利用に必要な費用の助成を行った。 ・成年後見制度の利用にまで至らないが、判断能力に不安がある者などに対し、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス）の利用を促した。 ・障がい児者の虐待に対する情報提供、啓発、相談などについては、障がい福祉サービス事業所や神奈川県などからの情報提供、相互の連携などにより迅速な対応に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用希望に当たり、どのような手續が必要なのか、どのような機関に相談すべきなのかが十分に理解されていない。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用に当たり、相談者が相談窓口を明確に把握できるよう、更なる広報活動や関連機関との連携を推進する。
		②孤立者への対策の推進	14	介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する満80歳以上のひとり暮らし高齢者又は町内に住所を有する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者のみの世帯に属する者で、身体上慢性疾患により日常生活に注意を要する状態の方を対象に、電話回線を利用し、対象者に携帯用無線発信機、無線受信機及び多機能電話を貸与し、緊急時には対象者が発報できるようにした。発報された場合、協力員に連絡が届くことで、緊急時の連絡体制を確保した。 ・ひとり暮らし高齢者等名簿の登録を地域包括支援センター、民生委員、ケアマネージャーなどから対象者へ促し、対象者の把握に努めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の連絡体制を構築するに当たって、近隣の協力員の確保ができないケースがある。 ・ひとり暮らし高齢者等名簿の修正方法の検討が必要である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者等名簿の更なる周知を図り、対象となる高齢者などに登録を促す。
				社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とした人権教育を実施した。 ・町民を対象とした人権相談、街頭啓発物品の配付、人権講演会を開催した。 ・次代を担う子どもたちを対象とした人権教室の開催、中学生人権作文コンクールなどにより、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めていった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で研修会などの中止、活動の自粛など、啓発活動の縮小化が直近の課題である。 	拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、差別・人権侵害防止へ向けて職員、町民を対象とした人権教育・啓発活動を推進する。 ・コロナ禍でも対応できる活動方法を検討し、町民への人権意識の定着化を図る。
		③人権施策の推進	14	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月を「湯河原町人権教育月間」と位置づけ、学校を中心に人権教育に係る取組を重点的に行った。 ・ACT（アート コミュニケーション トレーニング）を各小中学校で実施し、他者と関わりながら創造的・創作的な活動に取り組むことを通して、自分や他者を理解することで、よりよいコミュニケーションを学ぶ場とした。 ・『「人権」に関する川柳』を小中学校の児童生徒を対象に募集し、人権について考える機会とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、新型コロナウイルス感染症への不安が差別や偏見につながるのではないよう、児童生徒に正しい知識を伝えるとともに、より一層、心のケアに努める必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会や学校サポート会議などを活用し、各学校の状況や課題、取組、各諸機関との情報を共有することで、よりよい児童生徒指導を目指している。
				社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体が不自由の障がい児者を持つ父母の会へ補助金を交付した。 ・目の不自由な方へ情報を伝える録音奉仕会へ補助金を交付した。 ・福祉ボランティア団体の情報を「ゆがわら趣味百選」に掲載し、周知を図った。 ・手話奉仕員養成講座を開催した。 ・ボランティア団体が地域福祉会館を利用する際、施設使用料などを免除とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の福祉ボランティアの存在や活動についての周知が十分でない。 ・福祉ボランティアが活動しやすい環境づくりが必要である。 ・ボランティアを行う者の高齢化や担い手の不足が課題である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ボランティア活動を希望する人が気軽に参加できるよう、情報提供や環境整備、支援などを検討する。
(2) 地域での支えあいの推進	【施策1】 地域福祉活動の促進	①団体活動の促進	15	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉相談員を設置し、障がい児者の安定した地域生活を支えるための相談や町民の障がい福祉に関する理解を深めるための活動などを行った。（平成30年度末に設置廃止） ・町内の障がい福祉サービス事業所、障がい児通所サービス事業所、相談支援事業所などと連携し、地域の障がい児者の支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスにおいて、町内への参入の相談などは少なく、専門的な知識や経験を持つ人材の確保が難しい。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス、障がい児通所サービスにおいては、今後、更なるニーズの高まりが想定されることから、既存事業所の事業拡充や新規参入への働きかけに加え、県西圏域の事業所と広域的に連携し、専門的な人材の確保に努める。
		②地域人材の活用推進	15	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、福祉関連団体、各種会議体などと連携し、地域課題の解決に向け検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に係る課題の把握が十分でなく、課題の掘り起こしが必要である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関連団体などと連携を深め、地域課題解決に向け取組を進める。
		③地域人材の連携と交流	15	介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターやケアマネージャーなどが抱える困難事案などについて、地域の支援者や医療・福祉の関係団体など多職種を交え、「個別課題の解決」や「地域課題の発見」などを図る地域ケア会議を開催してきた。 ・地域包括ケアシステムを構築するため、高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備などについて提言できる機会や仕組みを検討してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・困難事案の検討を通じて把握した地域課題などについて、町への提言にまで至っていない。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉の関係団体との連携により、ケアマネージャーなどの抱える個別事例の支援内容について検討し、ケアマネージャーのケアマネジメント力を高める。 ・個別事例の検討から地域に共通する課題を把握するとともに、地域の関係機関相互の連携による地域ケアネットワークの構築を図る。
				地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・区会の回覧により、町の行政情報や区ごとのお知らせを区民へ周知した。 ・各区長により構成する湯河原町区長連絡協議会を年に5回開催し、区ごとの情報交換や町の行政情報の提供及び協力依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで紙を媒体とした回覧の配布による区会への情報伝達を実施しており、今後デジタル化が推進されていく中で、情報をデータ化して配布した場合、年配の方に浸透するかが課題となってくる。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・区会は、行政情報の町民への伝達、また、町民の意見を集約して町へ伝えるなど、行政と町民をつなぐ情報ルートとして重要な役割を担っており、普段から行政の手が届かない地域の課題や、災害などにより行政の機能が混乱した場合の対応など、同じ地域に住む方々が、「共助」を発揮させることができるよう、各区会に対し、必要な支援を継続していく。
④地域自治会の活動の推進	15	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・区会や老人会、子ども会などが会館を使用した場合に使用料を免除した。 ・会館を地区の行事で優先的に確保し、地域活動の場として活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が心地よく会館を使用できるよう、会館の整備、設備の充実、安全面、清潔さなど、維持管理が課題である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・会館整備などを計画的に行い、地域福祉会館を安心して心地よく利用できるよう、また、地域活動の憩いの場となるよう提供する。 		
		公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 					

方針	施策	事業	ページ	所管課	これまでの取り組み	課題	今後の方向性	今後の方向性や取り組み		
(2) 地域での支えあいの推進	【施策2】 関係機関との連携の強化	①社会福祉協議会との連携	16	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会へ補助金を交付した。 町社会福祉協議会の事業である、傾聴ボランティアや、ひとり暮らし食会の会場として、地域福祉会館を優先的に確保した。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が行っている事業について、町職員への周知の徹底が必要である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、社会福祉協議会との連携を強め、地域福祉の推進に努める。 		
				介護課	<ul style="list-style-type: none"> 食生活の維持向上を通じて、在宅のひとり暮らし高齢者などの自立した生活を支援するための配食サービスと寝たきりなどで、一般の公共交通機関を利用することが困難な方を、病院などへ移送するサービスを業務委託してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 移送サービスについて利用者が減少している。 連携を強化するため、新たなサービスを検討しなければならない。 	修正	<ul style="list-style-type: none"> 新たなサービスとして、通いの場への送迎や通院、日常の買物の外出時の支援としての訪問型サービスDの実施に向け検討する。 		
		②民生委員児童委員活動への支援	16	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 委員同士の交流の場を設けるため、視察研修や、他市町の民生委員児童委員との交流会を行い、委員が向上心を持ち、活動の充実を目指した。 運営の手助けとなるよう町から補助金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍により、視察や研修活動が中止となったため、委員資質向上の機会が少なくなってしまった。 民生委員児童委員の人員不足を解消するためにも、町民への周知・理解が課題である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> インターネット環境の整っていない委員に対して、町のサポートによるオンライン研修の場を設け、コロナ禍でも研修が行え、委員の活動のサポート及び質の向上を図る。 広報などで民生委員児童委員の活動などを周知していく。 		
(3) 地域の生活環境の整備	【施策1】 自立した生活を支える環境の整備	①公共施設などのバリアフリー化の推進	17	土木課	<ul style="list-style-type: none"> 国の指定する特定道路の整備を推進した。 道路拡幅を実施した。 視覚障害者誘導用ブロックの敷設を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間の設置や拡幅が困難である。 片側しか歩行空間が設置できない。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化に向けた整備手法の検討を行う。 		
				公園課	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の公衆便所内、11公園は、バリアフリー化に対応した多目的トイレを設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園内に階段や段差がある都市公園もあるため、多目的トイレを設置するのが困難である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 現在、和式便所を設置している都市公園もあるため、順次、洋式便所に交換していきたい。 		
				まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 湯河原町駅前広場施設の老朽化への対応やにぎわい創出のため、整備に伴い、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取入れ、整備を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 整備された施設について、適切に維持管理を行い、長寿命化を図る。 		
				観光課	<ul style="list-style-type: none"> ごごめの湯の露天風呂内に手すりを設置した。 万葉公園第1駐車場に障がい者用駐車スペースを設置した。 隣接する駐車場から万葉公園玄関テラス1階への導線及び玄関テラス1階のバリアフリー化を実施した。 万葉公園玄関テラス1階に多目的トイレを設置した。 万葉公園内のトイレのバリアフリー化を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ごごめの湯に関して、浴室内でバリアフリー整備の実施が困難である。 公衆トイレに関して、入り口に階段や段差などがあるトイレは、バリアフリー整備の実施が困難である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 適切に施設の維持管理を行い、改善などを検討していく。 現在、和式便器を設置している公衆トイレもあるため、順次、洋式便器への交換を検討していく。 		
				社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉会館にスロープを整備し、高齢者や障がい者の利用に配慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の町営住宅はエレベータがなく、町営住宅の老朽化、入居者の高齢化などが課題である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域福祉会館などの建替え時には、バリアフリー化の改善に努める。 		
				子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 園舎建替えやスロープの設置などでバリアフリー化に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 湯河原町公共施設個別施設計画に基づき検討する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 湯河原町公共施設個別施設計画に基づき検討していく。 		
				社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ヘルシープラザでは、入口のスロープ・エレベータ・手すり・多目的トイレを設置した。 町民体育館では、入口のスロープ・車椅子用昇降機・手すり・多目的トイレ（オストメイト付き）・点字ブロック・障がい者用駐車スペースを設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 両施設とも手すり・スロープ・多目的トイレなどは設置済みだが、一段の手すりであり、今後多様なニーズに対応するためにも二段手すりへの改修が必要である。 物理的なバリアフリー化以外が進んでいないため、今後情報面、制度面などのバリアフリー化を検討する。 	拡大	<ul style="list-style-type: none"> 両施設ともに物理的なバリアフリー化は概ね達成しているが、情報面や制度面などのバリアフリー化を今後指定管理者と協議し進めていく。 階段・手すりの強調表示など、段階的にバリアフリー化を進めていく。 		
				学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月に小中学校4施設を対象とした湯河原町学校施設長寿命化計画を策定した。 老朽化が進む各小中学校の校舎などにおいて、児童・生徒の安全を最優先に、車椅子利用者用トイレや、スロープなどによる段差解消、手すりの設置など、必要に応じ、設備の追加や維持修繕を適宜行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化を含め、教育施設全体の中で多くの改修工事を実施しなければならない、教育施設における優先度と町の財政計画などとすり合わせを行いながら、計画的に実施する必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 湯河原町学校施設長寿命化計画の中で、学校施設の適切な維持管理を図りながら、計画的にバリアフリー化を進める。 		
				②生きがいつくりと社会参加の推進	17	介護課	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業などの開催に当たり、高齢者のサポートなどを協力してもらって一般介護予防サポーター養成講座を実施した。 元気な高齢者が対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民主体によるサービスが行えるよう、生活支援サポーター養成講座と通いの場サポーター養成講座を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き介護予防事業に協力してもらえよう、一般介護予防サポーターをフォローアップする必要がある。 住民主体によるサービスが継続して行えるよう、サポーターをフォローアップする必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体による自主活動として、生活支援及び定期的な通いの場を提供するサービスを継続して実施できるよう、生活支援サポーター及び通いの場（一般介護予防）サポーターを今後も養成する。
						社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児者のスポーツ大会や県西部地区障害者文化事業、県西部地区みんなのつどい（運動会）などへの支援を行うことで、障がい児者の社会参加の推進を図った。 地域生活支援事業として、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を実施し、聴覚障がい者などのコミュニケーション支援を行った。 聴覚障がい者などの生活支援や社会参加促進のため、日常会話が可能なレベルの手話奉仕員を養成することを目的とした、手話奉仕員養成講座を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍において、手話奉仕員及び要約筆記者の派遣が制限されてしまった。また、環境が整わず、オンラインによる遠隔手話通訳を実施することができなかった。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、文化事業、スポーツ活動、創作活動、その他障がい児者の社会参加活動への支援を行う。 手話通訳や要約筆記を必要とする聴覚障がい者などに事業の周知を図るとともに、円滑な派遣が行えるよう体制を整備する。

方針	施策	事業	ページ	所管課	これまでの取り組み	課題	今後の方向性	今後の方向性や取り組み
(3) 地域の生活環境の整備	【施策2】主体的な健康づくりの推進	①食育の推進	18	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期には、離乳食終了後には大人と同じ食事になる前に幼児食が大切であることを伝えるために、1歳歯科教室で幼児食の栄養講座や試食を行ってきた。 ・年代問わず、栄養バランスの良い食事を知り、身につけることを目的に、簡単レシピの募集・作成・普及を行い、令和3年3月にはレシピ集3を発行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で試食ができない中で、実際の食事を見せることしかできないながらも食形態を伝えることはできた。しかし、試食ができない事から適切な塩分量を知らせることが困難である。 ・簡単レシピでは、野菜に関するレシピ集を作成できたが、栄養バランスについての情報提供が充分ではない。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージを「こども」（乳幼児期・学童期・思春期）と「おとな」（青年期・壮年期・高齢期）の2つに分け、年代に合わせた事業展開を行う。既存事業の継続と同時に、新規事業を行い食に関心を持つ人の増加を目指す。庁内関係部署との連携体制構築により食育推進体制の強化し、食育情報の発信にはICTの活用を検討していく。
		②地域における健康づくりの推進	18	介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーターと一緒に体操やレクリエーションを通して楽しく体力づくりを行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から新型コロナウイルス感染症対応のため休止しており、再開に向けて開催場所を確保する必要がある。 	修正	<ul style="list-style-type: none"> ・参加される方の移動も考え、安全に行える場所を検討する。
		③ふれあいの場の整備	18	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・1市3町合同開催の養成講座や、外部講師を含めた講習会などにより、食育推進団体である湯河原町食育サポートの養成及び育成を行った。 ・栄養バランスや減塩などをテーマとした事業において、調理実習や栄養指導補助の協力を得ることで、町民に正しい知識が伝わりやすい教室運営を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進団体会員以外の方の協力を得ること、地域へ出向いての健康づくりが進んでいない。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・食育サポートの養成・育成を継続し、特に育成においては調理実習主体の教室だけでなく、食育サポート会員自らが健康及び栄養の知識を習得する場を増やす。
	【施策3】安心安全のための環境の整備	①災害時における要支援者への支援	19	公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から平成30年度までに、8箇所の公園に健康遊具を16基設置し、事業を完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの問題により設置が困難な公園もある。 ・機種が少ないことから組合せが限られてしまうため、検討が必要である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・健康遊具の維持管理やホームページでの案内を行う。
			19	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・町内外問わず、地域福祉会館は、誰でも利用できる施設であり、安価な施設使用料で貸出を行ってきた。 ・地域福祉会館の整備、改修などを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉会館をどこの団体がいつ利用しているかが把握できていないため、町民からの問い合わせに答えることができない。 ・各会館の間取り写真や、地図などが周知されていないため、新規利用者には分かりづらい。 ・予約方法などがシステム化されておらず、利用者も管理者も一目で把握し難い。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体・サークル活動で会員を募集しているのであれば、チラシなどを預かり、会館などに掲示するなどして、町民の方が活動に参加しやすい環境を作る。 ・安心して利用できる施設であるよう、施設の整備、維持管理などに努める。 ・会館予約システムの導入を検討する。
		②地域防犯体制の充実	19	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい児者などに、避難行動要支援者名簿への登録を促し、災害時に支援が必要となる対象者の把握に努めた。 ・作成した避難行動要支援者名簿を自主防災組織や民生委員児童委員などに配布し、要支援者の情報共有を図った。 ・年に1回、避難行動要支援者名簿の更新を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の更新作業は手作業で行っているため、新規登録者、転出者、死亡者などの更新処理が煩雑であるため、更新頻度が年1回となっている。 ・リアルタイムでの対象者の把握、エリアごとの対象者の分布状況、随時の名簿発行などが行えるよう、名簿のシステム化について検討が必要である。 ・名簿の運用方法、活用方法などについて検討が必要である。 	拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の更なる周知を図り、支援を必要とする対象者に対し名簿への登録を促す。 ・避難行動要支援者名簿のシステム化についての検討に当たり、必要な機能や扱いやすさ、費用対効果などについて検証を行う。 ・避難行動要支援者名簿をどのように運用し、どのように活用することが有効なのか、自主防災組織や民生委員児童委員などと検討を行う。
			19	介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護3～5などの要配慮者を避難行動要支援者名簿へ登録を行い、対象者の把握に努めた。 ・作成した避難行動要支援者名簿を自主防災組織や民生委員児童委員などに配布し、要支援者の情報提供を図った。 ・年に1回、避難行動要支援者名簿の更新を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の更新作業は手作業で行っているため、新規登録者、転出者、死亡者などの更新処理が煩雑であるため、更新頻度が年1回となっている。 ・リアルタイムでの対象者の把握、エリアごとの対象者の分布状況、随時の名簿発行などが行えるよう、名簿のシステム化について検討が必要である。 ・名簿の運用方法、活用方法などについて検討が必要である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の更なる周知を図り、支援を必要とする対象者に対し名簿への登録を促す。 ・避難行動要支援者名簿のシステム化についての検討に当たり、必要な機能や扱いやすさ、費用対効果などについて検証を行う。 ・避難行動要支援者名簿をどのように運用し、どのように活用することが有効なのか、自主防災組織や民生委員児童委員などと検討を行う。
			19	地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原地方防犯協会湯河原支部及び防犯指導員湯河原町連絡会による春・秋防犯キャンペーンにおいて、同会場に訪れた町民に対し啓発用品を配布し、防犯意識の高揚を図ってきた。 ・年3回の防犯パトロールを実施するとともに、防犯カメラを設置する個人・事業者に対する設置費用の一部の助成及び町内小学校の新入学児童に対する防犯ブザーの配布を実施し、犯罪が発生しにくい地域環境の整備に努めた。 ・小田原地方防犯協会湯河原支部及び防犯指導員湯河原町連絡会の合同総会などを年4回実施し、地域に密着した防犯情報を共有するとともに、小田原警察署からの特殊詐欺などに係る情報をゆがわらメールマガジンで配信してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな特殊詐欺などの犯罪が後を絶たないことから、高齢者に防犯意識の向上を図る必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続し、防犯意識及び防犯力の向上に努める。

3 策定経過

年 月 日	経 過 等
令和3年8月3日	第1回地域福祉計画策定委員会 (1) 委員の委嘱 (2) 計画の策定について (3) 今後のスケジュールについて (4) アンケート調査の内容検討
令和3年8月27日	郵送によるアンケート調査の実施 実施期間：令和3年9月14日まで
令和3年9月16日	総務文教・福祉常任委員会にて計画概要の説明
令和3年11月18日	第2回地域福祉計画策定委員会 (1) 計画（素案）について (2) パブリックコメントの実施について
令和3年12月8日	総務文教・福祉常任委員会にて計画（素案）の説明
令和3年12月21日	パブリックコメントの実施 実施期間：令和4年1月19日まで
令和4年2月1日	第3回地域福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 計画（案）について
令和4年3月2日	総務文教・福祉常任委員会にて計画（案）の説明
令和4年3月	計画策定完了、計画書及び計画書概要版の製本

4 湯河原町地域福祉計画策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

	役 職	氏 名	団 体 等 名
1	委 員 長	鈴木 雅之	特定非営利活動法人 湯河原町地域作業所たんぽぽ
2	副委員長	野田 義夫	社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会
3	委 員	鎌田 茂之	湯河原町区長連絡協議会
4	〃	貴田 太史	湯河原町教育委員会
5	〃	小澤 弘美	母子保健推進員・健康ゆがわら普及員
6	〃	眞鍋 卓容	小田原医師会
7	〃	邊見 千恵	湯河原町民生委員児童委員協議会
8	〃	岡本 陽子	一般公募

5 湯河原町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、湯河原町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項について、調査及び審議をするため、湯河原町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 学識経験者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 福祉関係団体等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委員を委嘱した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(結果報告)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、町長に対し会議の結果を報告することができる。

(議事録)

第9条 会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(秘密の保持)

第10条 会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第2期湯河原町地域福祉計画

令和4年3月

湯河原町 社会福祉課

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-2-1

電話：0465-63-2111